

内閣府

番号	制度名
内閣府	
内閣01	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の延長
内閣02	沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置の延長
内閣03	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長
内閣04	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等
内閣05	沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例の延長等
内閣06	沖縄の産業イノベーション促進地域における課税の特例措置の延長等
内閣07	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の延長
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	☐ 新設 ☐ 拡充 ☒ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—

【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類：B段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（「測定指標①：制度の活用を前提とした経済金融活性化産業の新規立地企業数」、「測定指標②：制度を活用した設備投資による付加価値の増加額」及び「測定指標③：制度（エンジェル税制）を活用した資金調達による新たな事業の開拓件数」）に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数2件（令和4年度の所得控除）及び4件（令和4年度の投資税額控除）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
② 所期の達成目標（「測定指標①：制度の活用を前提とした経済金融活性化産業の新規立地企業数」、「測定指標②：制度を活用した設備投資による付加価値の増加額」及び「測定指標③：制度（エンジェル税制）を活用した資金調達による新たな事業の開拓件数」）に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数0件（令和4年度の特別償却）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
③ 所期の達成目標（測定指標①：制度の活用を前提とした経済金融活性化産業の新規立地企業数）に対する過去の効果について、「達成状況：達成（計79社）12社（令和5年度）53社（令和4年度）14社（令和3年度）」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
④ 所期の達成目標（測定指標②：制度を活用した設備投資による付加価値の増加額）に対する過去の効果について、「達成状況：達成（計329,897万円）115,582万円（令和5年度）214,315万円（令和4年度）一万円（令和3年度）」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
⑤ 所期の達成目標（測定指標③：制度（エンジェル税制）を活用した資金調達による新たな事業の開拓件数）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因は分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】
① 適用範囲が名護市のみと限定的であるといった理由から適用実績が僅少ではあるものの、成果として本税制を活用している企業数は増えており、また、活用企業による雇用者数も増加しているため、達成目標の実現に有効な手段であると考えられる。
② 適用範囲が名護市のみと限定的であるといった理由から適用実績が僅少ではあるものの、成果として本税制を活用している企業数は増えており、また、活用企業による雇用者数も増加しているため、達成目標の実現に有効な手段であると考えられる。
③ 新規立地企業数の増加に関しては、一般に企業ごとに進出を行う理由は複合的であると考えられるため、本特例措置がどの程度進出に寄与しているのかを他の要因と切り離して把握することは難しい。
④ 「制度を活用した設備投資による付加価値の増加額」について、導入した設備に起因する付加価値額の増加のみを切り離して把握することは困難である。したがって、より正確に直接的な効果を把握することができるよう、達成目標を「制度を活用した企業の

付加価値額の増加率」と変更している。
⑤ 上記①、②のとおり適用範囲が限定的であるなか、出資による資金調達が可能とされるエンジェル税制を活用するようないわゆるスタートアップ企業はより限定的であるため適用実績がないと考えられる。一方、ベンチャーキャピタルからの出資を受けるスタートアップ企業はそうでない企業に比して雇用増加率が高くなる傾向にあるため、本特例措置を引き続き実施し、スタートアップ企業を誘致することは北部圏域の経済活性化に大きく寄与すると考えられる。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「成果として本税制を活用している企業数は増えており、また、活用企業による雇用者数も増加しているため、達成目標の実現に有効な手段であると考えられる」との説明では、適用実態が僅少であることを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていないため、この点を課題とする。
③・④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：B段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（「測定指標①：制度の活用を前提とした経済金融活性化産業の立地企業増加数」、「測定指標②：制度を活用した企業の付加価値額の増加率」及び「測定指標③：制度（エンジェル税制）を活用した資金調達による新たな事業の開拓件数」）に対する将来の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
② 達成目標（「測定指標①：制度の活用を前提とした経済金融活性化産業の立地企業増加数」、「測定指標②：制度を活用した企業の付加価値額の増加率」及び「測定指標③：制度（エンジェル税制）を活用した資金調達による新たな事業の開拓件数」）に対する将来の効果について、予測される将来の適用件数4件（令和6年度及び8年度の所得控除）、3件（令和7年度の所得控除）及び3件（令和6年度から8年度までの投資税額控除）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
③ 達成目標（「測定指標①：制度の活用を前提とした経済金融活性化産業の立地企業増加数」、「測定指標②：制度を活用した企業の付加価値額の増加率」及び「測定指標③：制度（エンジェル税制）を活用した資金調達による新たな事業の開拓件数」）に対する将来の効果について、予測される将来の適用件数1件（令和6年度から8年度までの特別償却）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
④ 達成目標（測定指標①：制度の活用を前提とした経済金融活性化産業の立地企業増加数）に対する将来の効果について、「立地企業数 299（R6）、308（R7）及び317（R8）」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
⑤ 達成目標（測定指標②：制度を活用した企業の付加価値額の増加率）に対する将来の

効果について、「付加価値額増加率 0（R6）、1.5（R7）及び2.25（R8）」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
⑥ 達成目標（測定指標③：制度（エンジェル税制）を活用した資金調達による新たな事業の開拓件数）に対する将来の効果について、「開拓件数 0（R6）、0（R7）及び2（R8）」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】
① 測定指標①及び②の算定根拠については、別紙「減収額・適用数見込みの試算」に記載している。測定指標③については、沖縄県及び名護市の調査の結果、適用見込のある企業数が2社であったため2社と記載している。
② 適用範囲が名護市のみと限定的であるといった理由から適用実績が僅少ではあるものの、成果として本税制を活用している企業数は増えており、また、活用企業による雇用者数も増加しているため、達成目標の実現に有効な手段であると考えられる。
③ 適用範囲が名護市のみと限定的であるといった理由から適用実績が僅少ではあるものの、成果として本税制を活用している企業数は増えており、また、活用企業による雇用者数も増加しているため、達成目標の実現に有効な手段であると考えられる。
④ 測定指標①については、一般に企業ごとに進出を行う理由は複合的であるため、本特例措置がどの程度進出に寄与しているのかを他の要因と切り離して把握することは難しいところであるが適切に効果検証が行えるように今後も検討が必要なものとする。
⑤ 測定指標②については、制度を活用した企業から得られる情報を元にして算定することが可能である。一方、付加価値額の増加に寄与する要因は複合的であるため、本特例措置がどの程度付加価値額の増加に寄与しているのかを他の要因と切り離して把握することは難しいところであるが適切に効果検証が行えるように今後も検討が必要なものとする。
⑥ 測定指標③については、企業に対し出資の判断を行う要因は複合的であるため、本特例措置がどの程度企業に対する出資を促進するのかを他の要因と切り離して把握することは難しいところであるが適切に効果検証が行えるように今後も検討が必要なものとする。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「成果として本税制を活用している企業数は増えており、また、活用企業による雇用者数も増加しているため、達成目標の実現に有効な手段であると考えられる」との説明では、適用実態が僅少であることを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていないため、この点を課題とする。
④～⑥ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書		
1	政策評価の対象とした政策の名称	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例措置の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税1) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)(地方税2)
	② 上記以外の税目	(所得税:外、個人住民税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 (1) 国税(ア～ウは選択制) ア 所得控除(法人税) ・事業認定法人の所得×40%×経金特区内従業員数割合に相当する額を損金算入(法人設立後10年間) イ 投資税額控除(法人税) ・対象設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除 ・500万円を超える建物及びその附属設備8%、 50万円を超える機械・装置、特定の器具・備品15% ・法人税額の20%が上限額、繰越4年、取得価額の上限額20億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 ウ 特別償却(法人税、所得税) ・500万円を超える建物及びその附属設備25%、 50万円を超える機械・装置、特定の器具・備品50% ・取得価額の上限額20億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 エ エンジェル税制(所得税) ・事業認定を取得し知事の指定を受けた中小企業者(＝指定会社)へ投資を行った個人に対する租税特別措置 (ア) 指定会社へ投資した年(αとβは選択制) a. 「投資額－2,000円」を総所得金額から控除 b. 投資額を他の株式譲渡益から控除 (イ) 指定会社の株式を売却した年 売却により生じた損失を他の株式譲渡益と通算(繰越3年) (2) 地方税 ア 個人住民税、法人住民税及び事業税

		・上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する。(自動連動)
		《要望の内容》 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)の規定に基づく経済金融特別地区における課税の特例について、適用期限(令和7年3月31日)を2年間延長し、令和9年3月31日までとする。
		《関係条項》 ・沖縄振興特別措置法 第57条、第57条の2、第58条 ・沖縄振興特別措置法施行令 第26条 ・租税特別措置法 第12条、第37条の13、第37条の13の2、第41条の19、 第42条の9、第45条、第60条 ・租税特別措置法施行令 第6条の3、第25条の12、第25条の12の2、第26条の28の3、第27条の9、第28条の9、第36条 ・租税特別措置法施行規則 第18条の15、第18条の15の2、第20条の4、第20条の16、第21条の17の2 ・地方税法 第6条
5	担当部局	内閣府 政策統括官(沖縄政策担当)付 産業振興担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和6年8月 分析対象期間:令和2年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯	○平成26年度 ・経済金融活性化特別地区を創設 ・金融特区を廃止 ○平成29年度 ・2年間延長 ○平成31年度 ・2年間延長 ○令和3年度 ・1年間延長 ○令和4年度 ・3年間延長
8	適用又は延長期間	2年間(令和7年度～8年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 金融業や情報通信関連産業をはじめ、沖縄の地理的特殊性・優位性や亜熱帯気候である自然的特性を生かした多様な産業の集積を行うことで、「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」を両輪とした沖縄の経済金融の活性化を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指す。 《政策目的の根拠》 ○経済財政運営と改革の基本方針2024について(令和6年6月21日閣議決定)

		強い沖縄経済の実現に向けた観光の質向上や脱炭素化、沖縄科学技術大学院大学の起業支援等の産業振興、北部・離島等の定住環境整備、普天間返還も見据えた基地跡地の先行取得と那覇空港等との一体的な利用、教育・医療・福祉が融合したこどもの貧困対策・Well-being拠点設置に向けた取組、平和学習の充実等の沖縄振興策を国家戦略として総合的に推進する。 (参考) ○沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号) (目的) 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。 第五節 経済金融活性化特別地区 (経済金融活性化特別地区の指定) 第五十五条 内閣総理大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴いて、産業の集積を促進することにより沖縄における経済金融の活性化を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を経済金融活性化特別地区として一を限り指定することができる。 2～5 (略) (経済金融活性化特別地区における事業の認定) 第五十六条 経済金融活性化特別地区の区域内において設立され、当該区域内において認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業(次項及び第五十七条の二第一項において「特定経済金融活性化事業」という。)を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。 2～6 (略) ○沖縄振興基本方針(令和4年 5 月 10 日 内閣総理大臣決定) Ⅱ 沖縄の振興の意義及び方向 2 沖縄振興の方向 (1)沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 沖縄の自立的発展のためには、民間の力を最大限に活かし、民間が主導する形で自立型経済の発展を目指していくことが不可欠である。このため、アジア・太平洋地域との地理的近接性や、亜熱帯に位置する自然的特性等の優位性・潜在力を活かしつつ、沖縄内外の需要を取り込み、域内産業間で連携して財やサービスを提供していくことを通じ、域内に経済効果が波及する地域経済の好循環を図っていくことが重要である。こうした好循環を先導し、今後の沖縄経済を牽引する競争力のある産業を戦略的に振興するとともに、イノベーションの促進につながる民間主導の実証的な取組を促すことにより、県内事業者の生産性や
--	--	--

		「稼ぐ力」の向上を図り、持続可能性のある強い沖縄経済を実現することが求められている。 また、沖縄を取り巻く社会経済環境を踏まえ、温暖化による地球規模の気候変動や社会のデジタル化の進展といった時代潮流を的確に捉えて不利性克服の好機とし、グリーン社会への移行やデジタルトランスフォーメーション(以下「DX」という。))を迅速かつ強力に推進することで、持続可能な形で各分野の沖縄振興の一層の深化を図る必要がある。 Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項 1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 (1)観光・リゾート産業 沖縄のリーディング産業である観光産業の持続的な発展に向け、より消費単価の高い層の取り込み、地域特産品の開発、多様化するリピーターの嗜好に対応した効果的なプロモーションの強化等を通じて、沖縄観光の高付加価値化やブランドイメージの更なる向上による競争力の強化を図る。また、平日の旅行需要創出が期待できるワーケーション等を推進するなど、観光需要の平準化を図り、外部環境の変化に強い観光産業の構築を目指す。さらに、文化・芸能、自然環境等の沖縄独自の地域資源を活用した滞在型観光の推進や、健康、農業等の他の分野・産業と観光との連携促進を図るとともに、スポーツ交流拠点の形成や MICE の誘致・開催を図る。こうした取組を通じて、外的な変化に強く質・量とも優れた観光産業の構築を目指す。 あわせて、観光産業の働く場としての魅力を高め、質の高い沖縄観光を担う人材の円滑な確保を図るとともに、地域の受入体制や環境にも配慮した持続可能な沖縄観光の実現を目指す。 (2)情報通信関連産業 情報通信関連産業は、地理的不利性による影響が比較的小さく、大規模災害等のリスク分散の観点からも、沖縄が優位性を発揮し得る産業分野である。その振興を通じて様々な産業の生産性向上や沖縄全体のデジタル化の進展に貢献し得ることから、時代の潮流を踏まえた高度化・多様化を進めることが求められている。 このため、今後の成長可能性が見込める業種の重点的強化を図るとともに、高付加価値の商品・サービスの開発、金融を含む他産業との更なる連携強化、ICT 人材の育成等を促進する。また、デジタル技術の活用推進に向けた情報通信関連事業者への支援を通じ、情報通信関連産業はもとより、広く県内産業における DX の推進や AI、IoT、ビッグデータ等の活用促進を図る。 (5)金融業 金融業は、リスクマネーの供給機能に加え、コンサルティング機能を発揮し、情報通信等の関連産業や大学等とも連携しつつ、支援先の業務の高付加価値化及びそのための人材育成を図り、沖縄の産業発展やスタートアップの創出を目指す。 (6)農林水産業 沖縄の農林水産業は、亜熱帯の地域特性を活かした美味資源や園芸作物等の重要な供給機能を果たすとともに、広大な排他的経済水域
--	--	---

		(EEZ)等を抱える離島地域の基幹産業として雇用の創出や移住・定住条件の確保に寄与しており、地域振興や国土の保全にも大きく貢献している。 他方で、台風等の災害や病害虫被害に見られる自然的不利性や、流通の高コスト構造等の地理的不利性も抱えている。こうした不利性を克服し、沖縄の優位性と地域の特色を活かした持続可能で競争力のある農林水産業を振興するとともに、多面的機能を活かした農山漁村の振興を図ることが重要である。 このため、質の向上を通じた「稼げる農林水産業」を実現できるよう、おきなわブランドの確立や顧客本位の高収益作物への転換、新たな技術等の導入、優良農地の確保、生産性向上に資する基盤整備、観光など他産業との連携強化や6次産業化を図るとともに、流通システムの改善を始めとした流通条件の不利性の解消や、県外・国外の新たな需要開拓を進め、これらの取組を通じて農林水産業の産出額や農林漁業者の所得の向上を目指す。また、農林水産業の従事者は高齢化等を背景に減少傾向にあり、幅広い層の農林水産業への参画を推進し、農林漁業者の育成・確保を図る。さらに、沖縄周辺海域の漁場で漁業者が安全・安心に水産業を営むことができるよう、漁業者に係る安全対策の強化等を図る。 9 北部及び離島の振興に関する基本的な事項 (1) 北部振興 北部地域は、世界自然遺産に登録された豊かな自然環境を始めとする様々な強みが存在する一方、過疎化が進む地域が多く、山がちな地形も相まって、産業用地を始め、広大な一団の土地の確保が難しいなどの不利性を有しており、住民の方々が安心・安全に生活できる環境を整備し、地域の持続可能性の維持・向上を図ることが重要である。 このため、地域の個性や魅力を活かした着地型観光の推進、特色ある資源を活かした特産品の開発・販路拡大、農商工連携の推進等を通じて、北部地域の特性に応じた産業振興や雇用の場の創出を図る。また、交通の維持・確保や魅力ある生活環境の整備、ICT も活用した教育・医療・福祉における住民サービスの向上等を通じ、移住・定住条件の整備を図るとともに、持続可能な北部地域の振興に不可欠な担い手の確保や人口流出の防止、交流人口・関係人口の拡大を目指す。 IV 沖縄振興の推進に関する事項 1 沖縄振興を推進するための措置（政策ツール） (4) 税制上の特例措置 沖縄振興特別措置法においては、特区・地域制度に沖縄県知事による認定や主務大臣による確認の制度等が導入され、企業の付加価値の増加等を促すとともに、税制の適切な効果把握を可能とする制度改正が行われた。 今後とも民間事業者等の自主的取組を後押しし、沖縄の経済発展や不利性の解消に向けて一層の効果が発現するよう、税制の具体的な活用状況や成果等を適切に把握するとともに、その結果に応じて必要な検討や見直しを図る。 また、沖縄における酒税の軽減措置が段階的に廃止されることに鑑み、沖縄の酒類製造業の円滑な自立に向け、酒造事業者の創意工夫を後押ししていく。
--	--	---

	② 政策体系における政策目的の位置付け	【政策】9 沖縄政策 【施策】9 沖縄振興に関する施策の推進
	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 達成目標①: 経済金融活性化産業の集積 測定指標①: 制度の活用を前提とした経済金融活性化産業の立地企業増加数 目標値①: 令和8年度までに18社 達成目標②: 設備投資を行った企業の付加価値額の増加 測定指標②: 制度を活用した企業の付加価値額の増加率 目標値②: 令和8年度までに2.25% 達成目標③: 事業拡大・新たな事業展開等の促進 測定指標③: 制度(エンジェル税制)を活用した資金調達による新たな事業の開拓件数 目標値③: 令和8年度までに2件 なお、測定指標・目標値①及び②は、前回の事前評価までは以下のとおり達成目標及び測定指標を設定していたが、 ①について、以下の場合、同地区からの撤退企業数が考慮されないため、産業の集積をより正確に測定する観点から撤退企業数も考慮した立地企業の増加数を指標とする。 ②について、以下の場合、設備投資に起因する付加価値の増加額を測定することが難しく、また、本制度が適用された企業の規模によって当該年度の付加価値額のバラつきが大きくなることから、本特例措置のより適切な効果測定を図るべく、今回の延長要望に併せて制度を活用した企業の付加価値額の増加率を測定指標・目標値とする見直しを行う。 なお、後掲の《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》の欄には、以下の達成目標等を踏まえた達成状況等を記載している。 達成目標①: 経済金融活性化産業の集積 測定指標①: 制度の活用を前提とした経済金融活性化産業の新規立地企業数 目標値①: 令和5年度までに22社 達成目標②: 設備投資による付加価値額の増加 測定指標②: 制度を活用した設備投資による付加価値の増加額 目標値②: 令和5年度までに440万円 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 達成目標実現により経済金融活性化産業が集積し、かつ立地企業の企業活動が活発になることで、北部圏域の拠点都市である名護市への金融関連産業と実経済の基盤となる産業の集積が進み経済金融が活性化し、周辺市町村を含む北部圏域の産業の振興や県土の均衡ある発展に寄与するものである。

10

有効性等

①

適用数

1. 過去5年間の適用件数（単位：件）

項 目	R1	R2	R3	R4	R5
所得控除	2	2	3	2	3
投資税額控除	4	3	4	4	4
特別償却（法人）	1	1	3	0	1
法人住民税	7	6	10	6	8
事業税	5	6	2	5	4

※国税について、令和元年度から令和4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）。
※令和5年度の国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査による実績。
※地方税（法人住民税・事業税の自動連動分）については、沖縄県調べによる実績。

2. 将来の適用件数見込（単位：件）

項 目	R6	R7	R8
所得控除	4	4	4
投資税額控除	3	3	3
特別償却（法人）	1	1	1
法人住民税	7	7	7
事業税	3	3	3

※各件数見込は過去の実績から適用見込みを試算。算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。

②

適用額

1. 過去5年間の適用額（単位：百万円）

項 目	R1	R2	R3	R4	R5
所得控除	33	27	106	88	42
投資税額控除	102	28	18	20	51
特別償却（法人）	3	94	24	0	47
法人住民税	14	5	3	3	5
事業税	3	11	11	8	17

※国税について、令和元年度から令和4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）。
※地方税（法人住民税・事業税の自動連動分）について、令和元年度から令和4年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）。算定根拠は別紙「参考（法人住民税と事業税）」参照。
※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。
※事業税に地方法人特別税を含んでいる。
※令和5年度の国税・地方税の適用状況については、沖縄県調べによる実績。

2. 今後の適用額見込み

令和7年度から令和8年度までは、平年度で所得控除84百万円、投資税額控除45百万円、特別償却47百万円程度の適用を見込む。（算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。）

③ 減収額

1. 過去5年間の減収額 (単位: 百万円)

年度		R1	R2	R3	R4	R5
項目						
	所得控除	8	6	25	20	10
	投資税額控除	102	28	18	20	51
	特別償却	1	22	6	0	11
法人 住民 税	所得控除	1	1	2	1	1
	投資税額控除	13	2	1	1	4
	特別償却	0	2	0	0	1
事業 税	所得控除	3	2	9	8	1
	特別償却	0	8	2	0	1
合計		128	71	63	50	80

※国税について、令和元年度から令和4年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)における活用実績に基づいて算定。

※令和5年度の国税の減収状況については、推計値(別紙参照)。

※地方税について、令和元年度から令和4年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。

※令和5年度の地方税の減収状況については、推計値(別紙参照)。

2. 今後の減収額見込み

年度		R6	R7	R8
項目				
	所得控除	19	19	19
	投資税額控除	45	45	45
	特別償却	11	11	11
法人 住民 税	所得控除	1	1	1
	投資税額控除	3	3	3
	特別償却	1	1	1
事業 税	所得控除	5	5	5
	特別償却	3	3	3
合計		88	88	88

※算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。

※法人住民税は、国税の当該年度の減収額に税率7%を乗じた額。

※事業税は、所得控除と特別償却の当該年度の適用額に税率6.47%を乗じた額。

④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 1. 政策目的の達成状況 平成26年度から令和5年度までの10年間に、特区内の金融関連産業、情報通信関連産業の立地企業は、34社から50社へ、当該企業の雇用者数も1,042人から1,218人へ増加し、事業認定が9件、投資税額控除が28件となり、立地企業による設備投資や雇用の創出が図られている。 令和6年度は保険業に関する企業が2社、初めて名護市で新規設立・開業している。うち1社は事業認定を行っており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている。 今後も好調な流れを維持しつつ、県土の均衡ある発展による県民所得の向上を目指し、引き続き多様な産業の集積によるさらなる経済金融の活性化を図る必要がある。 2. 所期の目標の達成状況 達成目標①:経済金融活性化産業の集積 測定指標①:制度の活用を前提とした経済金融活性化産業の新規立地企業数 目標値①:令和5年度までに22社 達成状況:達成(計79社) 12社(令和5年度) 53社(令和4年度) 14社(令和3年度) ※算定根拠は、沖縄県調べによる実績。 達成目標②:設備投資による付加価値額の増加 測定指標②:制度を活用した設備投資による付加価値の増加額 目標値②:令和5年度までに440万円 達成状況:達成(計329,897万円) 115,582万円(令和5年度) 214,315万円(令和4年度) 一万円(令和3年度) ※経済センサスにおける純付加価値額の計算式(金融・保険業以外:売上金額-費用総額+給与総額+租税公課、金融・保険業:経常収益-経常費用+給与総額+租税公課)により沖縄県調べの実績を元に集計。 ※令和3年度については、投資税額控除に係る措置計画の認定制度導入前であるため、各事業者の付加価値の増加額を把握できず「-」としている。 達成目標③:事業拡大・新たな事業展開等の促進 測定指標③:制度(エンジェル税制)を活用した資金調達による新たな事業の開拓件数 目標値③:令和5年度までに4件 達成状況:未達成(計0件) 0件(令和5年度) 0件(令和4年度) 0件(令和3年度) ※算定根拠は、沖縄県調べによる実績。
-------------	---

3. 達成目標に対する将来の効果	
(達成目標①)	
制度の活用を前提とした経済金融活性化産業の立地企業増加数	
	R6 R7 R8
立地企業数	299 308 317
(達成目標②)	
制度を活用した企業の付加価値額の増加率	
	R6 R7 R8
付加価値額増加率	0 1.5 2.25
(達成目標③)	
制度(エンジェル税制)を活用した資金調達による新たな事業の開拓件数	
	R6 R7 R8
開拓件数	0 0 2
《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》	
令和5年度における本制度の活用企業数は8社、活用企業による雇用者数も148人と指標には届かないものの着実に増加しており、立地企業による設備投資や雇用の創出が図られている。	
1. 測定指標	
令和8年度までに	
進出後に本税制を活用した企業数 9社	
本税制を活用した企業による雇用者数 313人	
実績・見込み:	
	R3 R4 R5 R6 R7 R8
活用企業数(指標)	22 11 14 8 7 9
活用企業数(実績)	10 6 8 — — —
雇用者数(指標)	280 342 435 203 258 313
雇用者数(実績)	— 93 148 — — —
※活用企業数・雇用者数(指標)は、R3～R5は令和3年度に、R6～R8は令和6年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算。算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。	
※R3,4年度の活用企業数(実績)は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」。	
※雇用者数(実績)は沖縄県調査。	

		2. 制度が延長できない場合の影響 沖縄本島北部圏域は過疎地域が多く存在し、県内他圏域に比べて1人あたり市町村民所得が低い現状にある。このため、県及び名護市では本制度を含む各種施策の実施により企業誘致及び県民所得向上等に取り組む、北部圏域の経済活性化による県土の均衡ある発展を図ってきた。また、国においても道路や港湾等のインフラ整備に取り組むなど、北部圏域の自立的発展の条件整備を進めているところである。 これら取組みによって北部圏域の活性化に一定の成果を上げてきたものの、当該地域はいまだに他圏域と比較して経済基盤は弱く、均衡ある発展に向けては引き続き整備された産業基盤等を有効利用する企業等を誘致し、地域の雇用を創出しつつ経済を活性化させていく必要がある。 しかしながら、本制度が延長できない場合、名護市への新規立地及び立地企業による設備投資等のインセンティブがなくなり、定住の重要な条件となる雇用を創出できず、県土の均衡ある発展、ひいては沖縄県の自立型経済構築に支障が出てくるのが懸念される。 3. 適用実績が僅少な理由 本制度は対象地域である名護市のみに適用される特別措置であり、他の税制に比して対象事業者数が少ないこと、加えて所得控除及び投資税額控除については、事業開始後しばらくの間は黒字化が困難であり、法人税が発生しないことが主な要因であると考えられる。 一方、制度創設以降緩やかではあるが認定企業が増えてきており、新たな企業立地も進んでいることを踏まえると、政策目的である経済金融活性化産業の集積に効果があるものと考えられる。引き続き制度を誘因として企業誘致を推進するとともに、立地企業への周知によって新たな投資を促し、更なる経済金融の活性化を図っていきたい。 4. 適用実績増加に向けて実施してきた取組み 平成 29 年度から沖縄県産業振興公社に「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ窓口」を設置し、税理士を配置した相談対応や事業説明会等の実施による制度活用企業の利便性向上を図っているところである。 令和2年度からは、新たに作成した各種チラシや広告に QR コードを掲載し、利用者の利便性の向上を図るとともに、どの QR コードからアクセスしたかを追加することでホームページへの流入経路のアクセス解析を行っている。平成 30 年度から実施している名護市での出張相談窓口も引き続き実施し、北部地域の企業に対する周知等を図っている。 また、名護市においては進出後の企業に対し、必要に応じて、今後の制度の活用見込みについて企業アンケートやヒアリングを行い、制度の活用を促進している。新たな取組として令和5年度には、名護市内でのスタートアップによる実証実験を支援する事業を開始している。 加えて、令和6年度には大規模な損害保険会社を誘致しており、今後も増加していくと考えられる。
	⑤ 税収減を是認する理由等	本制度は、特区内に金融業や製造業をはじめとする多様な産業の進出を促進し、当該企業の事業拡大を通じて、「金融産業」と「実態経済の基盤となる産業」を車の両輪として集積を促進し、多様なもの・サービスが生み出される経済金融拠点の形成推進に寄与している。具体的に

		は、本特例措置を活用した企業進出等に伴い、平均 121 名の雇用が生じているところ。 そのため、沖縄県の労働生産性を踏まえると、当該雇用によって特区内の総生産を令和 6 年度で約 8.7 億円、今後2年間(R7～R8)で約 17 億円押し上げる経済効果が生じるものと試算される。 ・税活用企業による雇用者数: 121 人 ・沖縄県の労働生産性: 7,202,589 円 ・一県内総生産の押し上げ効果: 約 8.7 億円 ※労働生産性は、就業者一人当たりの生産額(特区内総生/特区内就業者数) (「令和2年度市町村民経済計算」(沖縄県企画部)より試算) ・今後3年間の経済効果 121 人 × 7,202,589 円 × 2 年 = 約 17 億円 これらを踏まえると、本制度は税収減を是認するに足る効果があるものと考えられる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 本特例措置は、沖縄県の経済金融の活性化を図るため、金融業、情報通信関連業、製造業等の様々な業種の立地及び設備投資を促すものである。これら様々な企業に効果的にインセンティブを与える手段としては、限られた財源のもと特定企業を対象とする補助金等よりも、各企業が一定裁量の下で投資に関する経営判断を行うことができる税制措置が的確である。 また、本特例措置は適用要件を設けており、沖縄の経済金融の活性化等に資すると判断される場合に限定して措置を講じていることから、無差別に適用されることはなく必要最小限の措置となっている。 ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 沖縄県では、本制度の他に沖縄振興特別推進交付金等による補助事業もあるが、これら補助事業では地理的不利性の解消や新事業創出のための開発支援、販路拡大・商流構築支援等を行っているのに対し、本制度は事業者の建物取得や設備投資等への支援を行うことで地域経済の内発的発展を促進しており、役割分担を図っている。 ③ 地方公共団体が協力する相当性 本制度は沖縄県からの要望も踏まえて拡充・延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄振興に寄与するため沖縄県が協力する相当性がある。
12	有識者の見解	-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和3年8月(R3 内閣 05)

※法人税率については令和元年度以降は23.2%として試算。

(試算)
次回改正が令和8年度で、投資税額控除の見込件数はR7は3件、R8は3件、残年度数は2年となるので、2.25%となる。
令和7年度: $3社 \times (1.5\% \times 2年) = 9\%$
令和8年度: $3社 \times (1.5\% \times 1年) = 4.5\%$
 $(9\% + 4.5\%) \div 6社 = 2.25\%$

地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書

【別紙2】

○経済金融活性化特区

(単位：千円)

年度		R1						R2						R3						R4					
対象税目		法人住民税① (②+③)	県民税②	市町村税③	事業税計④ (⑤+⑥)	事業税⑤	地方法人特別 税⑦	法人住民税① (②+③)	県民税②	市町村税③	事業税計④ (⑤+⑥)	事業税⑤	地方法人特別 税⑦	法人住民税① (②+③)	県民税②	市町村税③	事業税計④ (⑤+⑥)	事業税⑤	地方法人特別 税⑦	法人住民税① (②+③)	県民税②	市町村税③	事業税計④ (⑤+⑥)	事業税⑤	地方法人特別 税⑦
単体法人	特別償却	81	20	61	239	167	72	1,762	305	1,457	8,148	5,900	2,248	387	55	332	2,093	1,528	565	0	0	0	0	0	0
	投資税額控除	13,138	3,259	9,879	0	0	0	2,292	396	1,896	0	0	0	1,226	175	1,051	0	0	0	1,409	201	1,208	0	0	0
	所得控除	999	248	751	2,951	2,061	890	516	89	427	2,388	1,729	659	1,717	245	1,472	9,284	6,777	2,507	1,423	203	1,220	7,590	5,540	2,050
	小計	14,218	3,527	10,691	3,190	2,228	962	4,570	790	3,780	10,536	7,629	2,907	3,330	475	2,855	11,377	8,305	3,072	2,832	404	2,428	7,590	5,540	2,050
連結法人	特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	投資税額控除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	所得控除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	特別償却	81	20	61	239	167	72	1,762	305	1,457	8,148	5,900	2,248	387	55	332	2,093	1,528	565	0	0	0	0	0	0
	投資税額控除	13,138	3,259	9,879	0	0	0	2,292	396	1,896	0	0	0	1,226	175	1,051	0	0	0	1,409	201	1,208	0	0	0
	所得控除	999	248	751	2,951	2,061	890	516	89	427	2,388	1,729	659	1,717	245	1,472	9,284	6,777	2,507	1,423	203	1,220	7,590	5,540	2,050
	小計	14,218	3,527	10,691	3,190	2,228	962	4,570	790	3,780	10,536	7,629	2,907	3,330	475	2,855	11,377	8,305	3,072	2,832	404	2,428	7,590	5,540	2,050

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置の延長		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	☐ 新設	☐ 拡充	☒ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—

【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（沖縄の離島地域の就業者数）に対する過去の直接的な効果について、「県知事確認を行った事業者への追加アンケートによると、「事業への投資の際に、沖縄の離島の旅館業に係る特例措置がなかった場合の投資への影響」として、「雇用する人数を減らした」と回答した事業者が一定数おり、沖縄の離島地域の就業者数に影響したもの（直接的効果）として分析している」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が定量的に把握されていない。
【内閣府の補足説明】
① 評価書に追記。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

点検の過程において、全ての課題が解消され、分析・説明の内容が一定水準に達している評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置の延長
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税2) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)
		②	上記以外の税目	(所得税:外、個人住民税:外)
3	要望区分等の別			【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容			《現行制度の概要》 (1) 国税 ○特別償却(法人税、所得税) 沖縄の離島地域において、個人又は法人が旅館業の用に供する設備を新設又は増設した場合、当該新増設に係る建物及びその附属設備についての特別償却制度(建物・附属設備 8/100) (2) 地方税 ○法人住民税、個人住民税、事業税 沖縄の離島地域において、上記法人税、所得税の軽減と同様の効果を適用する(自動連動)。 《要望の内容》 沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)の規定に基づく沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置について、適用期限(令和 7 年 3 月 31 日)を2年間延長し、令和9年3月 31 日までとする。 《関係条項》 沖縄振興特別措置法第 88 条、第 89 条 租税特別措置法第 12 条、第 45 条 租税特別措置法施行令第6条の3 地方税法 第6条
5	担当部局			内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付企画担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期: 令和6年8月 分析対象期間: 令和3年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯			平成 9 年度 制度創設 平成 14 年度 5 年延長 平成 19 年度 5 年延長 平成 24 年度 5 年延長 平成 29 年度 2 年延長 令和元年度 2 年延長 令和 3 年度 1 年延長 令和 4 年度 3 年延長、拡充 (「改修」の追加、取得下限額の引下げ(500 万円以上))

8	適用又は延長期間			2年間(令和7年4月1日～令和9年3月 31 日)
9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 (1) 政策目的 沖縄の離島地域は遠隔性、散在性、狭小性等の様々な条件不利性を有している一方で、観光資源が豊富に存在するという利点を持ち合わせている。観光産業は離島地域の自立的発展の先導的役割を担う産業として重要であり、離島地域の旅館業等の設備投資を促進することで、観光産業を振興し、ひいては雇用機会の創出・確保等による地域の活性化を図ることを政策目的とする。 (2) 施策の必要性 沖縄の離島振興については、これまで沖縄振興特別措置法等に基づき、各種基盤整備及び産業振興施策等を推進することにより、一定の成果を上げてきたが、遠隔性、散在性等の地理的条件不利性が存在し、依然として、人口減少や高齢化の進行、就業者数の減少などの課題を抱えている。 こうした離島が抱える様々な条件不利性を踏まえ、令和4年の沖縄振興特別措置法の改正において、「離島の地域の振興」についての努力義務規定が盛り込まれ、離島の地域の特性に応じた観光の振興や離島の地域における雇用機会の拡充が一層求められている。さらに、沖縄島北部及び西表島が奄美群島とともに世界自然遺産に登録されたことを契機として、本年改正された奄美群島振興開発特別措置法では、沖縄との連携が基本理念に盛り込まれ、産業の活性化や雇用創出が期待されるなど、離島地域の振興の必要性が増している。 沖縄の離島地域の振興のためには、当該地域の自立的発展に重要な役割を果たす観光産業を振興し、雇用機会を創出・確保することが重要である。とりわけ、宿泊施設は、離島地域の自立的発展の先導的役割を担う観光業の振興に不可欠であり、交流人口の増加にも寄与することから、法人や個人の設備投資を促進する本特例措置を講じる必要がある。 《政策目的の根拠》 ○沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)(抄) (目的) 第 1 条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。 (定義) 第 3 条 (略) 2 (略) 3 離島 沖縄にある島のうち、沖縄島以外の島で政令で定めるものをいう。

		(離島の地域の振興) 第 87 条 国及び地方公共団体は、離島の地域の地理的及び社会的条件が不利なものであることに鑑み、離島の地域の振興を図るため、次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。 1 離島の地域の特性に応じた観光の振興、情報通信産業の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興を図るために必要な措置 2 離島の地域への移住及び定住の促進を図るために必要な措置 3 前二号に掲げるもののほか、離島の地域における雇用機会の拡充、教育の振興、福祉の増進、医療の確保、生活環境の整備その他の離島の地域の振興を図るために必要な措置 (離島の旅館業に係る減価償却の特例) 第 88 条 離島の地域内において旅館業(下宿営業を除く。次条において同じ。)の用に供する設備の新設、改修(増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下この条及び次条において同じ。)又は増設をした者がある場合には、当該新設、改修又は増設に伴い新たに取得し、又は建設した建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行うことができる。 ○沖縄振興基本方針(令和4年5月 10 日内閣総理大臣決定)(抄) Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項 9 北部及び離島の振興に関する基本的な事項 (2)離島振興 離島地域は、個性豊かな自然や文化等の貴重な財産を有するとともに、我が国の領海、排他的経済水域(EEZ)等の保全、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発及び利用、海洋環境の保全など、多岐にわたる重要な役割を担っている。 他方で、狭小な市場規模や割高な生活コスト等の条件不利性を抱えており、住民の方々が安心・安全に生活できる環境を整備し、地域の持続可能性の維持・向上を図ることが重要である。 このため、島々の個性や魅力を活かした着地型観光の推進、特色ある資源を活かした特産品の開発・販路拡大、農商工連携の推進等を通じて、離島地域の特性に応じた産業振興や雇用の場の創出を図る。また、離島航路及び航空路の維持・確保や交通・物流コスト等の低減、定住促進に不可欠な公営住宅等の生活環境基盤の整備、ICT も活用した教育・医療・福祉における住民サービスの向上等を通じ、移住・定住条件の整備を図るとともに、離島間や本島・県外との連携・交流等を強化し、持続可能な離島の振興に不可欠な担い手の確保や人口流出の防止、交流人口・関係人口の拡大を目指す。 ○奄美群島振興開発特別措置法(抄) (基本理念) 第2条 奄美群島の振興開発のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。 1、2 略 3 奄美群島が本土から遠隔の地にあることに鑑み、奄美群島と自
--	--	---

		然的、経済的、社会的及び文化的に密接な関連がある沖縄（沖縄県の区域をいう。）その他の奄美群島と近接する地域との多様な分野における連携を促進することにより、新たな価値を生み出し、奄美群島の持続的な発展に資することを旨とすること。																
②	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】9. 沖縄政策 【施策】9. 沖縄振興に関する施策の推進																
③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 離島地域の自立的発展の先導的役割を担う観光産業等の振興、就労の場の創出等による離島地域の活性化を図るため、離島地域における旅館業用建物等の設備投資を促進する。 【測定指標】 離島の宿泊施設の収容人員数 【目標値】 (単位：人) <table><tr><td></td><td>R9. 3</td></tr><tr><td>収容人員数</td><td>67,812</td></tr></table> (目標値設定の考え方) 令和5年3月以前の過去5年間の増加数の平均を踏まえ、令和5年4月以降1年間で2,842人増加するとして推計した。 (参考) (単位：人) <table><tr><td></td><td>H31. 3</td><td>R2. 3</td><td>R3. 3</td><td>R4. 3</td><td>R5. 3</td></tr><tr><td>収容人員数</td><td>45,930</td><td>49,886</td><td>53,221</td><td>55,448</td><td>56,444</td></tr></table> 出典：沖縄県「離島関係資料」 ○達成目標・測定指標の変更理由 従前の達成目標・測定指標は、複数業種を想定して設定したが、産業全般の影響を受けやすいため、対象業種に特化した離島の旅館業等に係る達成目標へ変更し、有効性等の検証をより適切に行えるよう、測定指標を変更した。 (参考) ・従前の達成目標：離島の特色をいかした産業を振興し、雇用機会を創出・確保すること。 ・従前の測定指標：沖縄の離島地域の就業者数		R9. 3	収容人員数	67,812		H31. 3	R2. 3	R3. 3	R4. 3	R5. 3	収容人員数	45,930	49,886	53,221	55,448	56,444
	R9. 3																	
収容人員数	67,812																	
	H31. 3	R2. 3	R3. 3	R4. 3	R5. 3													
収容人員数	45,930	49,886	53,221	55,448	56,444													
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 離島地域における宿泊施設の立地や改修に係る設備投資を促進することで収容人員数の増加が見込まれる。達成目標の実現により、観光客の受入体制強化や雇用機会の創出・確保につながり、ひいては離島地域の活性化に寄与する。																

10

有効性等

①

適用数

○適用数の実績及び見込み

(単位:件)

年度 項目	H30	R1	R2	R3	R4	R5※	R6※	R7※	R8※
適用件数	1	3	2	1	1	2	2	2	2

※H30 年度～R4 年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づく。

※法人税、法人住民税及び法人事業税の適用件数は自動連動により同一であるため、区分して記載せず。

※令和5年度以降は推計値を記載している。

※令和4年度税制改正による取得価格要件の下限額の引下げ及び「改修」の追加を踏まえ、事業者による効果等の認知が進むことで適用件数が増加することを想定し、令和5年度は、令和4年度以前の5年間の平均値から8.3%増加するものとして推計した(R5:県知事確認件数24件のうち2件の実績+8.3%)。また、令和6年度以降も、前年度から8.3%増加するものとして推計した。

(沖縄県知事に提出された確認申請書に基づく令和5年度の実績から抜粋)

- 取得価格500万円以上1,000万円未満:1件
- 改修:1件

②

適用額

○適用額の実績及び見込み

【実績】

(単位:千円)

年度 項目	H30	R1	R2	R3	R4
適用額	4,360	248,457	22,686	18,452	651

※H30 年度～R4 年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づく。

※法人税、法人住民税及び法人事業税の適用額は自動連動により同一であるため、区分して記載せず。

【見込み】

(単位:千円)

年度 項目	R5※	R6※	R7※	R8※
適用額	63,812	69,108	74,844	81,056

※令和5年度以降は推計値を記載している。

※令和4年度税制改正による取得価格要件の下限額の引下げ及び「改修」の追加を踏まえ、事業者による効果等の認知が進むことで適用件数が増加することを想定し、令和5年度は、令和4年度以前の5年間の平均値から8.3%(R5:県知事確認件数24件のうち2件の実績+8.3%)増加するものとして推計した。また、令和6年度以降は、前年度から8.3%増加するものとして推計した。

(沖縄県知事に提出された確認申請書に基づく令和5年度の実績から抜粋)

- 取得価格500万円以上1,000万円未満:1件
- 改修:1件

	③ 減収額	○減収額の実績と見込み (単位:千円) <table><tr><th> 年度 項目 </th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5※</th><th>R6※</th><th>R7※</th><th>R8※</th></tr><tr><td>国税</td><td>特別償却</td><td>4,281</td><td>151</td><td>14,804</td><td>16,033</td><td>17,364</td><td>18,805</td></tr><tr><td>地方税</td><td>事業税</td><td>1621</td><td>56</td><td>4,351</td><td>4,619</td><td>5,003</td><td>5,418</td></tr><tr><td></td><td>法人住民税</td><td>300</td><td>11</td><td>1,036</td><td>1,122</td><td>1,215</td><td>1,316</td></tr></table> ※国税の実績(～R4)については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づき、法人税率を23.2%として算出。 ※地方税の実績(～R4)については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)より(事業税は、特別法人事業税を含む)。 ※令和4年度税制改正による取得価格要件の下限額の引下げ及び「改修」の追加を踏まえ、事業者による効果等の認知が進むことで適用件数が増加することを想定し、令和5年度は、令和4年度以前の5年間の平均値から8.3%(R5:県知事確認件数24件のうち2件の実績+8.3%)増加するものとして推計した。また、令和6年度以降は、前年度から8.3%増加するものとして推計した。 (推計の方法については、別紙1参照) (沖縄県知事に提出された確認申請書に基づく令和5年度の実績から抜粋) - 取得価格:500万円以上1,000万円未満:1件 - 改修:1件	年度 項目	R3	R4	R5※	R6※	R7※	R8※	国税	特別償却	4,281	151	14,804	16,033	17,364	18,805	地方税	事業税	1621	56	4,351	4,619	5,003	5,418		法人住民税	300	11	1,036	1,122	1,215	1,316
年度 項目	R3	R4	R5※	R6※	R7※	R8※																											
国税	特別償却	4,281	151	14,804	16,033	17,364	18,805																										
地方税	事業税	1621	56	4,351	4,619	5,003	5,418																										
	法人住民税	300	11	1,036	1,122	1,215	1,316																										
	④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 1. 従前の政策目的及び達成目標の状況 離島の特色をいかした産業に係る設備投資を促進することで、当該産業を振興し、雇用機会を創出・確保すること。 ○測定指標(沖縄の離島地域の就業者数:61,150人(令和5年度))の実現状況[達成度:%] 令和2年度(実績):57,700人※令和2年国勢調査(R2.10.1時点) 令和3年度(推計):60,111人 令和4年度(推計):60,191人 令和5年度(推計):60,834人[99.5%] ※令和2年度は国勢調査の結果 ※令和3年度～令和5年度の就業者数については、「労働力調査」(沖縄県)の年度の伸び率により推計 ※令和3年度に事前評価書を提出した時点では、令和5年度末までの2年延長を要望していたが、結果的には3年延長となっており、従前の測定指標における最終年度と税制の期限にずれが生じている。 (参考)沖縄県全体の就業者数 (単位:人) <table><tr><td></td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>就業者総数</td><td>718,000</td><td>748,000</td><td>749,000</td><td>757,000</td></tr><tr><td>対前年比</td><td>-1.24%</td><td>4.18%</td><td>0.13%</td><td>1.07%</td></tr></table>		R2	R3	R4	R5	就業者総数	718,000	748,000	749,000	757,000	対前年比	-1.24%	4.18%	0.13%	1.07%																
	R2	R3	R4	R5																													
就業者総数	718,000	748,000	749,000	757,000																													
対前年比	-1.24%	4.18%	0.13%	1.07%																													

出典：沖縄県「労働力調査」（毎月実施する約 2,400 世帯のサンプリング調査）

※各年度末の数値

○政策目的の達成状況

上述のとおり、所期の目標は概ね達成しており、「雇用機会の創出・確保」という従前の政策目的に寄与してきたと言える。

2. 新たな政策目的及び達成目標の状況

○達成目標の実現見込み

【測定指標】

離島の宿泊施設の収容人員数

（単位：人）

	R6. 3	R7. 3	R8. 3	R9. 3
収容人員数	59,286	62,128	64,970	67,812

出典：沖縄県「離島関係資料」の実績データに基づき推計

※令和5年3月以前の過去5年間の増加数の平均を踏まえ、令和5年4月以降1年間で2,842人増加するとして推計した。

令和4年度及び令和5年度の沖縄県知事の確認申請で把握できた収容人員数の見込みは1,627人である。さらに、沖縄県が実施した調査によると、離島の旅館事業者のうち50%が今後5年以内に設備投資の予定があると回答しており、うち80%が旅館業用建物の改修を予定していることから、今後、目標についても達成できる見込みである。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

1. 従前の達成目標に対する直接的効果

令和4年度及び令和5年度の沖縄県知事の確認申請で把握できた取得等による効果の見込みのうち、新規雇用者数の見込みは337人となっている。そのうち、「今回の取得等を行うに当たり、本制度（国税・地方税の特例）の存在が影響した。」と回答した事業者による雇用者数増の見込みは267人であり、また、「本制度がなければ取得等を行わなかった」と回答した事業者による雇用者数増の見込みは24人であったことから、旅館業の設備投資の促進が沖縄の離島地域の就業者数の増に寄与していると考えられる。

また、県知事確認を行った事業者への追加アンケートによると、「事業への投資の際に、沖縄の離島の旅館業に係る特例措置がなかった場合の投資への影響」として、「雇用する人数を減らした」と回答した事業者が一定数おり、実績としても沖縄の離島地域の就業者数に影響したもの（直接的効果）として分析している。

【本特例措置に係る沖縄県知事確認の件数、新規雇用者数】

（単位：件、人）

	R4	R5
確認件数	7	24
新規雇用者数	18	319

※沖縄県知事に提出された確認申請書による。

2. 新たな達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果

			沖縄県知事への確認申請書にて、「今回申請する旅館業用建物等の取得等を行った理由・目的等について」アンケートを設けており（別紙2参照）、事業者が沖縄県知事へ申請した確認申請書によると取得等による効果の見込み（合計・平均）は以下のとおり。 また、令和4年度税制改正による取得価格要件緩和等によって適用された事業者も確認できており、制度の周知等により、今後、更なる活用が見込まれる。 ・客室数の増数：（合計）546室、（平均）17.6室 ・収容人員数の増数：（合計）1,627人、（平均）52.5人 ・年間宿泊者数の増数（合計）288,363人、（平均）9,302人 ・新規雇用者数：（合計）337人、（平均）10.9人 ※令和4年度及び令和5年度に事業者が沖縄県知事に申請した確認申請書（31件）に基づき集計。 ※令和6年3月31日現在。 3. 適用数が僅少であることについて 特に国税の適用数が僅少であるが、事業者へ実施したアンケートによると、特別償却を活用しなかった理由として、①特別償却制度を知らなかった、②事業初年度の黒字化が困難で制度を活用する必要がなかったという回答が多く、認知度の低さと事業初年度における黒字化が困難であることが主な原因と考えられる。令和4年度は県知事による事前確認制度が導入され、新たな対象要件の周知に一定程度の時間を要したことから、適用数が僅少となっているが、制度の周知活動により、令和5年度は前年度と比較して県知事確認件数が約3.5倍に増えている。さらに、県知事確認申請書に記載する「受けようとする特例の種類」の回答によると、いずれも20件以上の適用が見込まれており、適用数が僅少であるという課題が改善されつつあると考えられる。 県知事確認時の受けようとする特例の種類（複数選択） <table><tr><td></td><td>R4</td><td>R5</td><td>計</td></tr><tr><td>国税（法人税・所得税）</td><td>6</td><td>21</td><td>27</td></tr><tr><td>県税（事業税）</td><td>7</td><td>22</td><td>29</td></tr><tr><td>県税（不動産取得税）</td><td>7</td><td>23</td><td>30</td></tr><tr><td>市町村税（固定資産税）</td><td>6</td><td>20</td><td>26</td></tr></table> ※沖縄県知事に提出された確認申請書による。		R4	R5	計	国税（法人税・所得税）	6	21	27	県税（事業税）	7	22	29	県税（不動産取得税）	7	23	30	市町村税（固定資産税）	6	20	26
	R4	R5	計																				
国税（法人税・所得税）	6	21	27																				
県税（事業税）	7	22	29																				
県税（不動産取得税）	7	23	30																				
市町村税（固定資産税）	6	20	26																				
		⑤ 税収減を是認する理由等	離島地域の自立的発展の先導的役割を担う観光産業をいかし、離島地域の旅館業等の設備投資を促進する本特例措置は沖縄の離島地域における条件不利性の克服や持続可能性の向上に資する効果がある。 また、持続可能な離島の振興に不可欠な担い手の確保や人口流出の防止、交流人口・関係人口の拡大を目指すためには、離島地域の特性をいかした施策を推進していく必要があり、我が国が国家戦略として進める沖縄振興に寄与する効果も有する。 さらに、ワーケーションなど新たな働き方等が一層進むことにより、沖縄の離島地域への観光需要は増大することが見込まれるため、本特例措置は、沖縄の離島地域の観光振興に寄与する効果もある。 以上の効果が見込まれる本特例措置は、離島地域の振興に大いに寄与し、社会的意義があるため、税収減を是認するものと考ええる。																				

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	上述の政策目的を民間活力をいかして成し遂げるためには、民間事業者による設備投資の誘因となる本特例措置が必要である。 事業者の投資判断に当たっては、経済情勢など中長期的な視点からの経営判断が必要であり、補助金等の単年度ごとの支援ではなく、税制等の中長期的な制度の裏付けが必要と考えられる。また、本特例措置は、課税の繰延べであり、減収額相当分を補助金等として交付するよりも国の最終的な負担が少ないという点において、手段としての適切性が認められる。 本特例措置は、今後、企業の設備投資や、進出候補地を決定する際の重要なインセンティブとなり、離島地域における受入機能の強化及び観光満足度の向上が期待できることから、観光資源を豊富に有する沖縄の離島地域の振興を民間活力をいかして行うには、引き続き政策的に旅館業等の設備投資を促進していく必要がある。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	沖縄振興特別措置法等に基づく沖縄振興において、官民の役割分担を踏まえ、本特例措置のほか、沖縄振興特別推進交付金等を活用して離島の振興に多角的に取り組んでいるが、これらの補助事業では、離島の遠隔性、散在性等の地理的不利性解消に向け、自治体が事業を行っているのに対し、本特例措置では、民間投資の促進による産業の振興を目的としており、役割分担がなされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置は、沖縄県からの要望等も踏まえて延長するものである。国税に自動連動等する地方税収は減少するものの、本特例措置は、沖縄の離島振興に資するものであり、沖縄県及び関係市町村が協力する相当性がある。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和3年8月(R3 内閣 06)

沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置の延長【別紙1】

（適用数、適用額及び減収額の推計方法）

●実績及び見込み

年度	適用数 (件)	適用額 (千円)	減収額 (千円)		
H30年度	1	4,360	国税	特別償却	1,012
			地方税	事業税	387
				法人住民税	132
R元年度	3	248,457	国税	特別償却	57,642
			地方税	事業税	21,984
				法人住民税	7,436
R2年度	2	22,686	国税	特別償却	5,263
			地方税	事業税	1,971
				法人住民税	427
R3年度	1	18,452	国税	特別償却	4,281
			地方税	事業税	1,621
				法人住民税	300
R4年度	1	651	国税	特別償却	151
			地方税	事業税	56
				法人住民税	11
R5年度	2	63,812	国税	特別償却	14,804
			地方税	事業税	4,351
				法人住民税	1,036
R6年度	2	69,108	国税	特別償却	16,033
			地方税	事業税	4,619
				法人住民税	1,122
R7年度	2	74,844	国税	特別償却	17,364
			地方税	事業税	5,003
				法人住民税	1,215
R8年度	2	81,056	国税	特別償却	18,805
			地方税	事業税	5,418
				法人住民税	1,316

※1 適用数、適用額：法人税、法人住民税及び法人事業税の適用数及び適用額は同一であるため、区分して記載せず。

※2 減収額（国税）：H30年度～R4年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき、法人税率を23.2%として算出。

※3 減収額（地方税）：H30年度～R4年度については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）より（事業税は、特別法人事業税を含む）。

※4 下線を付した年度（R5年度～R8年度）は、推計値。

【推計の方法】

○適用数、適用額

令和4年度税制改正による取得価格要件の下限額の引下げ及び「改修」の追加を踏まえ、事業者によるその効果等の認知が進むことで適用数が増加することを想定し、令和5年度は、令和4年度以前の5年間の平均値から8.3%増加するものとして推計した（R5:県知事確認件数24件のうち2件の実績+8.3%）。また、令和6年度以降も、前年度から8.3%増加するものとして推計した。

○減収額

・国税：適用額（推計）に、法人税率23.2%を乗じて推計。

・地方税：各府省庁税制担当課長会議（令和6年8月2日総務省自治税務局主催）資料「地方法人二税に係る減収額算定方法について」に基づき、次のとおり算出。

○法人住民税＝法人税の減収額×7.0%

○法人事業税＝次の①、②、③の和（※税率%は令和6年度以降の推計に用いたものを記載【令和5年度】）

①法人事業税所得割（収入割）＝法人税の適用額×3.4%【3.5%】

②特別法人事業税＝①×76.0%【74.8%】

③法人事業税（付加価値割）＝法人税の適用額×0.7%【0.7%】

※事業税は、特別法人事業税を含む。／法人住民税は、道府県税と市町村民税の合計（総務省の報告書の「影響額」から計算）。

○法人事業税＝所得割・収入割＋付加価値割（特別法人事業税を含む。）※税率は令和6年度【令和5年度】

①法人事業税所得割（収入割）＝法人税の適用額×3.4%【3.5%】

②特別法人事業税＝①×76.0%【74.8%】

③法人事業税（付加価値割）＝法人税の適用額×0.7%【0.7%】

	①	②	③
R5	2233.408	1670.589	446.6816
R6	2349.673	1785.751	483.7562
R7	2544.696	1933.969	523.908
R8	2755.906	2094.488	567.3923

(別紙)

沖縄の離島における旅館業用建物等の取得等に係る確認申請書【記入例】

令和 ● 年 ● 月 ● 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地 沖縄県〇〇市・・・

事業者の名称
氏名又は代表者
(※押印不要) 〇〇 〇〇

沖縄の離島における旅館業用建物等に係る課税の特例を受けるため、下記のとおり取得等を行った旅館業用建物等が、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における離島の振興に関する事項に適合するものである旨確認願いたく申請いたします。

記

申請者	事業者の名称 氏名又は代表者	〇〇 〇〇
	住所又は所在地	沖縄県〇〇市・・・
	担 当 者	〇〇 〇〇
	連 絡 先	電話番号 000-0000-0000 メール ~~~~~@・・・
	業 種 (ご確認の上、✓を付けてください。)	☒ 旅館業に該当する(旅館業許可証を有する) ☒ 旅館業法第2条に規定する下宿営業に該当しない ☒ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当しない
	資本金若しくは 出資金の額	●● 万円
取得等を行った建物等の種類		☒ 旅館業用建物 ☒ 建物の附属設備
取 得 等 の 態 様		☒ 新設 ☒ 増設 ☐ 改修
取 得 等 年 月 日		令和 ● 年 ● 月 ● 日
取得等を行った建物等の 住所又は所在地		沖縄県〇〇市・・・
取 得 価 額		●● 万円
取得等を行った理由・目的等 (別紙にご記載ください。)		(別紙のとおり)
受けようとする特例の種類 (該当するもの全てに✓を付けてください。)		☒ 国税(法人税・所得税)の特例 ☒ 県税(事業税)の課税免除等 ☒ 県税(不動産取得税)の課税免除等 ☒ 市町村税(固定資産税)の課税免除等
確認書の必要部数		4 部 ※全ての特例を受ける場合は4部必要となります。
確認書の 送付先	送付先名称	〇〇〇〇税理士事務所
	送付先住所	〒 (●●● - ●●●●) 沖縄県〇〇市・・・

今回申請する旅館業用建物等の取得等を行った理由・目的等について【記入例】

事業者の名称： (自動入力されます)
 担当者： (自動入力されます)
 連絡先： 電話番号： (自動入力されます)
 メール： (自動入力されます)

取得等を行った理由・目的	老朽化した設備を更新するため。	
上記目的の分類 (該当するもの全てに✓を付けてください。)	☒ 宿泊者数の増加を図るため ☒ 宿泊日数の増加を図るため ☒ 客単価の向上を図るため ☒ ワークーション等の新たな需要に応えるため ☐ その他 ()	
取得等による効果の見込み(差支えない範囲でおよその数を教えてください。)		
	[現在]	[取得等の後]
客室数	●● 室	●● 室
宿泊者数/年	●● 人	●● 人
雇用者数	●● 人	●● 人
その他 ()		
本制度が取得等に与えた影響等について(該当するもの全てに✓を付けてください。)		
・今回の取得等を行うに当たり、本制度(国税・地方税の特例)の存在が影響した。	☒ はい ☐ いいえ	
・本制度が今回の取得等に与えた具体的な影響		
☒ 取得等のきっかけとなった ☐ 取得等の時期を早めた ☐ 投資額を増やした ☐ 建物等の容積等を増やした ☐ 他の支出を増やした ☐ 借入金の返済額を増やした ☐ その他 ()		
・本制度がなければ、今回の取得等を行わなかった。	☒ はい ☐ いいえ	
本制度についてご意見があればご自由にお書きください。		
.....		

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	☐ 新設	☐ 拡充	☒ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—

【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

分析・説明の内容が一定水準に達している評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税6) (法人住民税・事業税:義)(地方税9)
	②: 上記以外の税目	-
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置づけられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、損金算入措置に加え、平成 28 年度から令和6年度までの間、法人住民税、事業税、法人税に係る税額控除の措置が講じられている。 《要望の内容》 デジタル田園都市国家構想の実現及び地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを一層高めるとともに、その流れを継続的なものとするため、税制措置の延長を図る。 〇令和6年度までとなっている税額控除の特例措置を5年間(令和 11 年度まで)延長すること。 《関係条項》 ・ 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 42 条の 12 の2 ・ 租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号)第 27 条の 12 の2 ・ 租税特別措置法施行規則(昭和 32 年大蔵省令第 15 号)第 20 条の8 ・ 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)附則第8条の2の2、第9条の2の2 ・ 地方税法施行令(昭和 25 年政令第 245 号)附則第5条の4、第6条の2の2 ・ 地方税法施行規則(昭和 29 年総理府令第 23 号)附則第2条の6、第2条の6の2、第3条
5	担当部局	内閣府地方創生推進事務局
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和6年度8月 分析対象期間:平成 28 年度～令和 11 年度
7	創設年度及び改正経緯	平成 28 年度:新設 平成 31 年度:運用改善の実施 令和2年度:拡充・延長
8	適用又は延長期間	5年間(令和7年度～令和 11 年度)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地方公共団体の実施する一定の地方創生事業に対して企業が寄附を行うことを促すことにより、地方創生に取り組む地方を応援するこ

	とを目的とする。
	《政策目的の根拠》 まち・ひと・しごと創生法(平成二十六年法律第百三十六号) 第一章 総則 (目的) 第一条 この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること(以下「まち・ひと・しごと創生」という。))が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画(以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。))の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。 (都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略) 第九条 (略) 2 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。 一・二 (略) 三 前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項 3 (略) (市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略) 第十条 (略) 2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。 一～二 (略) 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項 3 (略) 地域再生法(平成十七年法律第二十四号) 第三章 地域再生計画の認定等 (地域再生計画の認定) 第五条 (略) 2 地域再生計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。 一 地域再生計画の区域 二 地域再生を図るために行う事業に関する事項 三 計画期間

		3 前項各号に掲げるもののほか、地域再生計画を定める場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。 一 地域再生計画の目標 二 (略) 4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。 一 (略) 二 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略にまち・ひと・しごと創生法第九条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に同法第十条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業であって前号イ又はロに掲げるもののうち、地方公共団体(地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十条第一項の規定による普通交付税の交付を受けないことその他の政令で定める要件に該当する都道府県及び市町村、地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合及び広域連合並びに港湾法第四条第一項の規定による港務局を除く。)が法人からの寄附(当該事業の実施に必要な費用に充てられることが確実であることその他の内閣府令で定める要件に該当するものに限る。)を受け、その実施状況に関する指標を設定することその他の方法により効率的かつ効果的に行うもの(第十三条の三において「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」という。)に関する事項 三～十八 5～18 (略) 第五章 認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置 第二節 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例 第十三条の三 法人が、認定地方公共団体に対し、認定地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をしたときは、当該法人に対する道府県民税、事業税及び市町村民税並びに法人税の課税については、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)及び租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 デジタル田園都市国家構想総合戦略(2023 改訂版)(令和5年 12 月 26 日閣議決定) 第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に必要な施策の方向 1. 取組方針 (1)デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上 ②人の流れをつくる (施策の方向) 【「転職なき移住」の推進など地方への人材の還流】 (略)地方と企業のつながりを生み出す効果的な取組である企業版ふるさと納税について、地方公共団体と企業のマッチング等によってその更なる活用を図るとともに、企業の即戦力人材の地方への流れを創出する地域活性化起業人(企業人材派遣制度)を拡充するなど、官民連携を一層推進し、地方への資金や人材の還流を促進する。
--	--	--

		デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年 12 月 23 日閣議決定) 第4章 各分野の施策の推進 1. 分野横断的な施策の推進 ②地方への資金の流れの創出・拡大 【具体的な取組】 (b)企業版ふるさと納税の一層の活用促進 ・地方への資金の流れを生み出すとともに、寄附を通じた新たな官民連携の取組を創出するため、関係省庁等とも連携しつつ、企業と地方公共団体とのマッチング会の開催や制度の周知を行うとともに、地域別のマッチング会の開催を支援する。あわせて、企業版ふるさと納税を活用したサテライトオフィスの整備等を促進するための事例集・手引きの作成等を行うとともに、寄附の獲得に向けた企業への訴求力・提案力の強化を図るための研修会等を行うことにより、一層の活用促進を図る。 2. 分野別の施策の推進 (1)デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上 ⑤その他の関連重要施策 イ 地方公共団体等における多様な人材の確保 【具体的な取組】 (a)地方公共団体への人材派遣等 ・企業版ふるさと納税(人材派遣型)について、デジタル人材の育成・確保にも資するよう、デジタル分野を含む活用事例を地方公共団体や経済団体等に提供すること等により、一層の活用促進を図る。
②	政策体系における政策目的の位置付け	政策: 5. 地方創生 施策: 5. 地方創生に関する施策の推進
③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 達成目標については、以下の観点を踏まえ、令和11年度までに、本税制を活用した事業(計画)の目標が十分に達成されることとする。 ・企業の創業地や地方創生のプロジェクトに取り組む地方への貢献を促進 ・地方公共団体が企業に取組をアピールすることで自治体間競争を促進 ・本社機能の移転促進税制の補完 達成目標に係る測定指標については、本税制の直接的な効果を把握するため、地方版総合戦略上の目標(KPI)とは別に設定する、各地方公共団体における本税制を活用した事業(計画)の目標の達成状況とする。 目標の達成状況については、毎年度受領する報告により把握することとし、達成すべき水準(目標値)としては、令和11年度まで毎年度、本税制を活用した事業(計画)のうち、「目標以上を達成」「概ね目標を達成」「目標達成に向け順調に推移」と回答があった事業(計画)が8割を超えることとする。 また、測定指標(本税制を活用した事業の目標の達成状況)を補完するものとして、地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を

			把握し、令和6年度までに累計 1,000 億円以上、本税制の延長が行われた場合には、令和 11 年度までに累計 5,600 億円以上となることを目標とする。																																																																																
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制により、地方公共団体と企業の間で、地方創生という共通の目標の実現に向けて継続的な協力体制が構築され、持続可能な形で地方創生の取組が発展していくことが期待される。 また、地方公共団体が、他団体と競い合いながら、より明確な目標設定をした上で、企業の協力を得るための工夫を凝らしていくと考えられる。 企業においても、本税制を活用することにより、地方公共団体の地方創生の取組に積極的に協力することが可能となる。																																																																																
10	有効性等	① 適用数	【適用数の推移】 <table><tr><td>年度</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td></tr><tr><td>件数</td><td>58</td><td>116</td><td>170</td><td>188</td><td>372</td><td>948</td></tr><tr><td>年度</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td></tr><tr><td>件数</td><td>1,510</td><td>1,960</td><td>2,320</td><td>2,608</td><td>2,838</td><td>3,022</td></tr><tr><td>年度</td><td>R10</td><td>R11</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>件数</td><td>3,169</td><td>3,287</td><td colspan="4"></td></tr></table> ※(平成 28 年度～令和4年度) 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※(令和5年度～令和 11 年度) ～令和4年度の実績の伸び率等から推計(算定根拠については別添参照)						年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	件数	58	116	170	188	372	948	年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	件数	1,510	1,960	2,320	2,608	2,838	3,022	年度	R10	R11					件数	3,169	3,287																																					
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3																																																																													
件数	58	116	170	188	372	948																																																																													
年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9																																																																													
件数	1,510	1,960	2,320	2,608	2,838	3,022																																																																													
年度	R10	R11																																																																																	
件数	3,169	3,287																																																																																	
		② 適用額	【適用額の推移(千円)】 <table><tr><td>年度</td><td>H28</td><td>H29</td><td>R30</td><td>R1</td></tr><tr><td>法人税</td><td>6,095</td><td>27,453</td><td>37,796</td><td>64,577</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>4,771</td><td>148,039</td><td>332,282</td><td>492,581</td></tr><tr><td>事業税</td><td>1,180</td><td>90,859</td><td>182,248</td><td>298,673</td></tr><tr><td>年度</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>法人税</td><td>399,408</td><td>934,685</td><td>1,331,012</td><td>1,879,949</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>511,215</td><td>3,633,666</td><td>5,657,885</td><td>7,519,798</td></tr><tr><td>事業税</td><td>349,372</td><td>2,956,250</td><td>3,642,484</td><td>4,699,874</td></tr><tr><td>年度</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td></tr><tr><td>法人税</td><td>2,292,498</td><td>2,622,536</td><td>2,886,567</td><td>3,097,791</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>9,169,990</td><td>10,490,144</td><td>11,546,267</td><td>12,391,165</td></tr><tr><td>事業税</td><td>5,731,244</td><td>6,556,340</td><td>7,216,417</td><td>7,744,478</td></tr><tr><td>年度</td><td>R10</td><td>R11</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>法人税</td><td>3,266,771</td><td>3,401,955</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>13,067,084</td><td>13,607,819</td><td colspan="2"></td></tr></table>						年度	H28	H29	R30	R1	法人税	6,095	27,453	37,796	64,577	法人住民税	4,771	148,039	332,282	492,581	事業税	1,180	90,859	182,248	298,673	年度	R2	R3	R4	R5	法人税	399,408	934,685	1,331,012	1,879,949	法人住民税	511,215	3,633,666	5,657,885	7,519,798	事業税	349,372	2,956,250	3,642,484	4,699,874	年度	R6	R7	R8	R9	法人税	2,292,498	2,622,536	2,886,567	3,097,791	法人住民税	9,169,990	10,490,144	11,546,267	12,391,165	事業税	5,731,244	6,556,340	7,216,417	7,744,478	年度	R10	R11			法人税	3,266,771	3,401,955			法人住民税	13,067,084	13,607,819		
年度	H28	H29	R30	R1																																																																															
法人税	6,095	27,453	37,796	64,577																																																																															
法人住民税	4,771	148,039	332,282	492,581																																																																															
事業税	1,180	90,859	182,248	298,673																																																																															
年度	R2	R3	R4	R5																																																																															
法人税	399,408	934,685	1,331,012	1,879,949																																																																															
法人住民税	511,215	3,633,666	5,657,885	7,519,798																																																																															
事業税	349,372	2,956,250	3,642,484	4,699,874																																																																															
年度	R6	R7	R8	R9																																																																															
法人税	2,292,498	2,622,536	2,886,567	3,097,791																																																																															
法人住民税	9,169,990	10,490,144	11,546,267	12,391,165																																																																															
事業税	5,731,244	6,556,340	7,216,417	7,744,478																																																																															
年度	R10	R11																																																																																	
法人税	3,266,771	3,401,955																																																																																	
法人住民税	13,067,084	13,607,819																																																																																	

		事業税	8,166,927	8,504,887	
		※(平成 28 年度～令和4年度) 法人税について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、 法人住民税及び事業税について「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」 ※(令和5年度～令和 11 年度) ～令和5年度の実績の伸び率等から推計(算定根拠については別添参照)			
③ 減収額	※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額				
	【減収額の推移(千円)】				
	年度	H28	H29	R30	R1
	法人税	6,095	27,453	37,796	64,577
	法人 住民税	4,771	148,039	332,282	492,581
	事業税	1,180	90,859	182,248	298,673
	年度	R2	R3	R4	R5
	法人税	399,408	934,685	1,331,012	1,879,949
	法人 住民税	511,215	3,633,666	5,657,885	7,519,798
	事業税	349,372	2,956,250	3,642,484	4,699,874
	年度	R6	R7	R8	R9
	法人税	2,292,498	2,622,536	2,886,567	3,097,791
	法人 住民税	9,169,990	10,490,144	11,546,267	12,391,165
	事業税	5,731,244	6,556,340	7,216,417	7,744,478
	年度	R10	R11		
	法人税	3,266,771	3,401,955		
	法人 住民税	13,067,084	13,607,819		
	事業税	8,166,927	8,504,887		
		※(平成 28 年度～令和4年度) 法人税について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、 法人住民税及び事業税について「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」 ※(令和5年度～令和 11 年度) ～令和5年度の実績の伸び率等から推計(算定根拠については別添参照)			

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

○政策目的の達成状況

企業が創業地や工場・支店等の拠点を有する地方公共団体に寄附することにより、地方への資金の流れを生み出すとともに、寄附を通じた新たな官民連携の取組が創出されており、観光振興、移住・定住や人材育成・確保などの地方創生事業を実施する地方公共団体を応援する政策目的が一定程度達成されている。

○達成目標の実現状況

＜達成目標＞

①令和6年度まで毎年度、本税制を活用して実施した事業（計画）のうち、「目標以上を達成」「概ね目標を達成」「目標達成に向け順調に推移」と回答があった事業（計画）が8割を超えること

＜実現状況＞

調査を開始した令和元年度以降、毎年度約8割に達している。
各年度の平均では 80.4%となっており、8割を超えている。

令和元年度：308 事業（計画）／404 事業（計画）（76.2%）
令和2年度：458 事業（計画）／560 事業（計画）（81.8%）
令和3年度：836 事業（計画）／1,000 事業（計画）（83.6%）
令和4年度：1,059 事業（計画）／1,339 事業（計画）（79.1%）
令和5年度：1,228 事業（計画）／1,515 事業（計画）（81.1%）

※地域再生法施行規則第 14 条第3項の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」より

＜達成目標＞

②地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を把握し、令和6年度までに累計 1,000 億円以上となること

＜実現状況＞

令和6年度までに累計 1,820 億円（推計込）となり、目標を大きく上回っている。

【寄附額の推移（百万円）】

年度	H28	H29	R30	R1	R2
寄附額	747	2,355	3,475	3,380	11,011
寄附額 （累計）	747	3,102	6,577	9,957	20,968
年度	R3	R4	R5	R6	R7
寄附額	22,575	34,107	46,999	57,312	65,563
寄附額 （累計）	43,543	77,649	124,648	181,961	247,524

		<table><tr><th>年度</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th></tr><tr><td>寄附額</td><td>72,164</td><td>77,445</td><td>81,669</td><td>85,049</td></tr><tr><td>寄附額 (累計)</td><td>319,688</td><td>397,133</td><td>478,802</td><td>563,851</td></tr></table> ※令和5年度までの寄附実績額(円単位)を基に推計寄附額(円単位)を算出し、表に百万円単位で記載しているため、合計が一致しない箇所がある。 ※(平成 28 年度～令和5年度) 地域再生法施行規則第 14 条第3項の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」より ※(令和6年度～令和 11 年度) ～令和5年度の実績の伸び率等から推計(算定根拠については別添参照) 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 令和5年度に内閣府が実施したアンケートにおいて、寄附を受領したことのある地方公共団体(n=1,427)に対して、企業版ふるさと納税を活用したことによるメリット(複数回答)について調査したところ、回答の上位3つが「企業との新たなパートナーシップの構築につながった」(48.6%)、「寄附を活用することで、一般財源で行うよりもより大きな規模の事業を実施できた」(43.0%)、「寄附があったことで新たな地方創生事業を行うことができた」(39.5%)となるなど、本税制が地方への資金の流れを創出し、地方創生に係る取組の事業化を後押ししているほか、本税制の活用により、企業と自治体とのつながりが創出され、官民連携による新たな取組を始めた事例もあるなど、本税制は政策目的の達成に大きく寄与しているといえる。 本税制の延長が行われた場合には、各地方公共団体における自主的・主体的な地方創生の取組が引き続き後押しされることから、達成目標①及び②に対する効果を把握するため、今後も地域再生法施行規則第 14 条第3項の規定に基づく調査を実施することとし、達成目標①については、令和元年度から令和5年度まで継続して約8割に達しており、今後も継続して8割を達成すると考えられるほか、②については、令和 11 年度までに累計約 5,600 億円に達することが見込まれる。これは本税制によって生じる民間資金の流れであり、これらの資金を基に、より良い事業が実施され好事例として積み上がっていくものと考えている。	年度	R8	R9	R10	R11	寄附額	72,164	77,445	81,669	85,049	寄附額 (累計)	319,688	397,133	478,802	563,851
年度	R8	R9	R10	R11													
寄附額	72,164	77,445	81,669	85,049													
寄附額 (累計)	319,688	397,133	478,802	563,851													
	⑤ 税収減を是認する理由等	企業が地方公共団体の地方創生事業に関与することは、企業の地域貢献への機運及び寄附文化の醸成、事業の質の向上や地方公共団体と企業との新たなパートナーシップの構築、地方公共団体における安定的な財源確保に役立つものである。本要望の実現により、地方創生事業に対する企業の協力が更に拡大し、減収額を上回る事業費の確保を期待することができる。															
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	地方創生実現のためには、企業の自主的な判断により、地方公共団体の地方創生の取組に関与させることが重要であり、持続可能な地方創生の取組につなげていくことが必要である。そのためには、国が地方公共団体に用途を定めた補助金を交付するのではなく、企業が地方創生の取組に対し寄附するインセンティブを与える租税特別措置による妥当性が認められる。														

		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本税制は、地方公共団体の実施する地方創生事業に対して企業が寄附を行うことを促すことにより、地方創生に取り組む地方を広く応援する一方、同様の政策目的に係る他の支援措置であるデジタル田園都市国家構想交付金については、将来的に国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤への横展開につながる見込みのある先行モデル的な実装を支援し、他地域で実践されている優良事例の横展開の加速化を行っており、役割に相違がある。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	本税制の延長により、企業において、地域貢献への機運及び寄附文化の醸成が図られ、地方公共団体が実施する地方創生事業の質の向上や地方公共団体と企業との新たなパートナーシップの構築に寄与するとともに、地方公共団体においては、安定的な財源確保が可能となることから、地方公共団体が協力する相当性が認められる。
12	有識者の見解		-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和元年8月（R1 内閣 05）

別添

令和5年度～令和11年度地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に係る寄附額、適用数、適用額及び減収額の推計について

<寄附額の推計>

- 令和2年度税制改正後の寄附実績額（令和2年度～令和5年度まで）を見ると、毎年約 120 億円増加しているが、制度の浸透により対前年度増加額は今後逡減することが考えられることから、令和6年度以降は前年度の増加額の8割相当額が増加すると仮定する。
- 下表のとおり、令和6年度推計寄附額は約 573.1 億円、令和7年度推計寄附額は約 655.6 億円となる。
- 延長された場合の令和11年度までの寄附額累計について、約 5,639 億円と推計している。

	H28 実績	H29 実績	H30 実績	R1 実績	R2 実績	R3 実績	R4 実績
寄附額 (百万円)	747	2,355	3,475	3,380	11,011	22,575	34,107
対前年度 増加額(百 万円)	-	1,608	1,120	-95	7,631	11,564	11,532
累計 (百万円)	747	3,102	6,577	9,957	20,968	43,543	77,649
	R5 実績	R6 推計	R7 推計	R8 推計	R9 推計	R10 推計	R11 推計
寄附額 (百万円)	46,999	57,312	65,563	72,164	77,445	81,669	85,049
対前年度 増加額(百 万円)	12,892	(×0.8) 10,314	(×0.8) 8,251	(×0.8) 6,601	(×0.8) 5,281	(×0.8) 4,224	(×0.8) 3,380
累計 (百万円)	124,648	181,961	247,524	319,688	397,133	478,802	563,851

(※) 令和5年度までの寄附実績額(円単位)を基に推計寄附額(円単位)を算出し、表に百万円単位で記載しているため、合計が一致しない箇所がある。

(※) 平成28年度～令和5年度の寄附額については、地域再生法施行規則第14条第3項の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」による。

<適用数の推計>

- 適用数についても寄附額と同様に、令和5年度以降は前年度の増加数の8割相当が増加すると仮定する。

	R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 推計	R6 推計	R7 推計	R8 推計	R9 推計	R10 推計	R11 推計
適用数	372	948	1,510	1,960	2,320	2,608	2,838	3,022	3,169	3,287
対前年 度増加	-	576	562	(×0.8) 450	(×0.8) 360	(×0.8) 288	(×0.8) 230	(×0.8) 184	(×0.8) 147	(×0.8) 118

<適用額及び減収額の推計>

- 令和2年度税制改正後の税額控除実績等(令和2年度～令和4年度まで)を見ると、近年は下表のとおり、法人税からの控除額は寄附額の約4%、法人住民税からの控除額は寄附額の約16%、事業税からの控除額は寄附額の約10%で推移している。
- そのため、寄附額に対する推計控除割合は「**法人税:4% 法人住民税:16% 事業税:10%**」と仮定する。

	R2 実績	R3 実績	R4 実績
寄附額(千円)	11,010,948	22,574,504	34,106,611
法人税控除額(千円) (寄附額に対する割合)	399,408 (3.6%)	934,685 (4.1%)	1,331,012 (3.9%)
法人住民税控除額(千円) (寄附額に対する割合)	511,215 (4.6%)	3,633,666 (16.1%)	5,657,885 (16.6%)
事業税控除額(千円) (寄附額に対する割合)	349,372 (3.2%)	2,956,250 (13.1%)	3,642,484 (10.7%)

(※)法人住民税及び事業税について、
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」
法人税について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」

	R5 推計	R6 推計	R7 推計	R8 推計	R9 推計	R10 推計	R11 推計
寄附額 (千円)	46,998,737	57,312,438	65,563,398	72,164,167	77,444,781	81,669,273	85,048,867
法人税(4%) (千円)	1,879,949	2,292,498	2,622,536	2,886,567	3,097,791	3,266,771	3,401,955
法人住民税 (16%) (千円)	7,519,798	9,169,990	10,490,144	11,546,267	12,391,165	13,067,084	13,607,819
事業税(10%) (千円)	4,699,874	5,731,244	6,556,340	7,216,417	7,744,478	8,166,927	8,504,887

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等		
税 目	法人税、法人住民税		
区 分	☐ 新設	☒ 拡充	☒ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—

【点検結果】

なし。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類: D段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標 (②事業認定要件で定める基準値の達成状況) に対する過去の効果について、「②については、主務大臣の確認など事前確認制度を導入するにあたり、スキームとして検討していた要件を記載したもの。これらはその時点での認定基準イメージであり、現行制度においては、付加価値額増加率、常用労働者数の維持・増加、給与増加率といった要件が定められている。①は未達であるが、現行制度の②の要件を満たす実績があることから、本税制が魅力ある観光地形成につながる沖縄観光の高付加価値化等に寄与したものと考えられる」と説明されているが、定量的に把握されていない。
② 所期の達成目標 (①県内の対象施設等における事業認定申請率: 3.4%～3.6% (令和5年度)) に対する過去の効果 (令和3年度及び4年度) が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
③ 所期の達成目標 (①県内の対象施設等における事業認定申請率: 3.4%～3.6% (令和5年度) 及び②事業認定要件で定める基準値の達成状況) に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数2件 (令和4年度) は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。
④ 所期の達成目標 (①県内の対象施設等における事業認定申請率: 3.4%～3.6% (令和5年度)) に対する過去の効果 (令和5年度) について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
⑤ 所期の達成目標 (①県内の対象施設等における事業認定申請率: 3.4%～3.6% (令和5年度)) の達成状況 (達成目標に対する進展の程度) について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因は分析されているものの、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。
⑥ 所期の達成目標 (②事業認定要件で定める基準値の達成状況) の達成状況 (達成目標に対する進展の程度) について、「②については、主務大臣の確認など事前確認制度を導入するにあたり、スキームとして検討していた要件を記載したもの。これらはその時点での認定基準イメージであり、現行制度においては、付加価値額増加率、常用労働者数の維持・増加、給与増加率といった要件が定められている。①は未達であるが、現行制度の②の要件を満たす実績があることから、本税制が魅力ある観光地形成につながる沖縄観光の高付加価値化等に寄与したものと考えられる」と説明されているが、その根拠となる具体的な達成状況が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】
① 所期の達成目標 (②事業認定要件で定める基準値の達成状況) は、主務大臣の確認など事前確認制度を導入するにあたり、スキームとして検討していた要件を記載したもので、現行制度とは異なるところであるが、御指摘を踏まえ、現行制度の要件を追記。なお、現行制度は要件を定量的に設定した上で、当該要件を満たす事業者を認定する制度となっているが、具体的な数値が個社情報につながるため、実績値を示すことは困難である。
② 御指摘を踏まえ、所期の達成目標 (①県内の対象施設等における事業認定申請率: 3.4%～3.6% (令和5年度)) に対する過去の効果 (令和4年度) について、所期の達成目標 (①県内の対象施設等における事業認定申請率: 3.4%～3.6% (令和5年度)) の達成状況欄に追記。令和3年度について、認定制度導入 (令和4年度) 前であるため事業認定申請率は把握できない。
③ 御指摘を踏まえ、「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」欄の3段落目に「仮に本税制措置がなければ、(略) 支障が生じる恐れがある」を記載。

④ 御指摘を踏まえ、アンケートの実施について、今後検討してまいりたい。なお、直接的な効果については「対象施設が投資税額控除の適用を受けるためには（略）直接的な効果がある」において言及しているところ、わかりやすくするために記載位置を《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》欄の2段落目に移動した。 ⑤ 御指摘を踏まえ、本特例措置を引き続き実施する必要性について、所期の達成目標（①県内の対象施設等における事業認定申請率：3.4%～3.6%（令和5年度））の達成状況欄に追記。 ⑥ 御指摘を踏まえ、現行制度の要件に係る具体的な実施状況を追記。
【点検結果】 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ④ 「アンケートの実施について、今後検討してまいりたい」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ⑥ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果	(点検結果の分類: B段階)
【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 達成目標（令和7・8年度における特定民間観光関連施設への設備投資累計額：31億18百万円及び令和8年度民間観光関連施設数：304施設）に対する将来の効果について、予測される将来の適用数3件（令和6年度）、5件（令和7年度）、4件（令和8年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。 ② 達成目標（令和7・8年度における特定民間観光関連施設への設備投資累計額：31億18百万円及び令和8年度民間観光関連施設数：304施設）に対する将来の効果（令和7年度及び8年度）について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。	
【内閣府の補足説明】 ① 御指摘を踏まえ、《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》欄の3段落目に「仮に本税制措置がなければ、（略）支障が生じる恐れがある」を記載。 ② 御指摘を踏まえ、アンケートの実施について、今後検討してまいりたい。	
【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ② 「アンケートの実施について、今後検討してまいりたい」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。	

(8) 他の政策手段	(点検結果の分類: A段階)
【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。	
【内閣府の補足説明】 —	
【点検結果】 なし。	

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書			
1	政策評価の対象とした政策の名称		沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税：義) (国税7) (法人住民税：義) (自動連動) (地方税5)
		② 上記以外の税目	(事業所税：外)
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・ <u>主管</u> ・ <u>共管</u> 】
4	内容		《現行制度の概要》 1. 対象地域：沖縄県全域 2. 税制優遇措置 (1) 国税 ○投資税額控除 (法人税) ・対象施設の新・増設に係る設備の取得価額が1,000万円超の場合、一定割合(機械・装置：15%、建物及び建物附属設備等：8%)を法人税額から控除。 ・法人税額の20%限度(繰越税額控除4年)、取得価額の上限20億円。 ・対象となる建物附属設備等は、建物と同時取得したものに限られる。 ・対象施設(各施設の要件は租税特別措置法施行規則等で規定) ①スポーツ・レクリエーション施設 ②教養文化施設 ③休養施設(宿泊施設に附属する温泉保養施設・国際健康管理増進施設を含む) ④集会施設(宿泊施設に附属する会議場施設・研修施設を含む) ⑤政令で定める要件を備え沖縄県知事が指定する販売施設 (2) 地方税 ○法人住民税 ・上記の法人税負担の軽減と同様の効果を適用する(自動連動)。 ○事業所税 ・那覇市で新設された特定民間観光関連施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を2分の1控除する。 《要望の内容》 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)の規定に基づく観光地形成促進地域における課税の特例について、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限(令和7年3月31日)を2年間延長し、令和9年3月31日までとする。

		○ 認定事業者が特定民間観光関連施設の新設又は増設に伴い、器具・備品を取得した場合を課税の特例措置の適用対象に追加する。 ○ 適正化を図るため措置実施計画の期間等について所要の整備を行う。 <経済産業省及び国土交通省との共同要望> 《関係条項》 沖縄振興特別措置法第8条、第9条 租税特別措置法第42条の9 租税特別措置法施行令第27条の9 租税特別措置法施行規則第20条の4 地方税法第23条第1項第3号、第292条第1項第3号 地方税法附則 第33条第1項
5	担当部局	政策統括官(沖縄政策担当) 付企画担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和6年8月 分析対象期間：令和3年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯	平成10年度 観光振興地域制度を創設 平成14年度 観光振興地域制度に係る地域指定要件及び対象施設要件の緩和 平成19年度 観光振興地域制度に係る対象施設の拡充(対象施設である教養文化施設に文化紹介体験施設を追加) 平成24年度 観光振興地域制度を廃止し、観光地形成促進地域制度を創設 平成26年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設の拡充(宿泊施設内の観光関連施設を追加)及び対象施設の床面積等に係る要件を緩和 平成29年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設から9施設を除外(野球場、陸上競技場、蹴球場、スキー場、体育館、釣り場、遊漁船等利用施設、遊覧船発着場及び図書館) 令和元年度 2年間延長 令和3年度 1年間延長 令和4年度 3年間延長等(県知事認定・主務大臣の確認制度導入、対象となる特定民間観光施設の見直し)
8	適用又は延長期間	令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国内外からの観光客の誘客、観光資源の持続的利用、観光の高付加価値化等を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を目指す。 《政策目的の根拠》 ○経済財政運営と改革の基本方針2024について(令和6年6月21日閣議決定) 個性をいかした地域づくりに向け、沖縄振興・北海道開発と、過疎地域や半島、離島、奄美、小笠原、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。強い沖縄経済の実現に向けた観光の

		質向上や脱炭素化、沖縄科学技術大学院大学の起業支援等の産業振興、北部・離島等の定住環境整備、普天間返還も見据えた基地跡地の先行取得と那覇空港等との一体的な利用、教育・医療・福祉が融合したこどもの貧困対策・Well-being 拠点設置に向けた取組、平和学習の充実等の沖縄振興策を国家戦略として総合的に推進する。 ○沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）（抄） （目的） 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。 第三章 産業の振興のための特別措置 （観光地形成促進計画の作成等） 第六条 沖縄県知事は、国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るための計画（以下「観光地形成促進計画」という。）を定めることができる。 2 観光地形成促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 計画期間 二 国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域（以下「観光地形成促進地域」という。）の区域 三 高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため沖縄県が観光地形成促進地域において実施しようとする観光関連施設（スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第十条において同じ。）の整備の促進を図るための措置、公共施設の整備その他の措置の内容 3～8 （略） （課税の特例） 第八条 提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において認定観光地形成促進措置実施計画に従って特定民間観光関連施設（スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設（小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであって、当該施設が当該要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。）であって、民間事業者が設置及び運営するものをいう。次条において同じ。）を新設し、又は増設した認定事業者（当該認定事業者が認定観光地形成促進措置実施計画に従って実施する観光地形成促進措置が当該区域における国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成の促進に特に資する
--	--	---

		ものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた者に限る。）が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 2 （略） （資金の確保等） 第十条 国及び地方公共団体は、事業者が行う提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内の観光関連施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。 ○沖縄振興基本方針（令和 4 年 5 月 10 日内閣総理大臣決定） Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項 1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 （1）観光・リゾート産業 沖縄のリーディング産業である観光産業の持続的な発展に向け、より消費単価の高い層の取り込み、地域特産品の開発、多様化するリピーターの嗜好に対応した効果的なプロモーションの強化等を通じて、沖縄観光の高付加価値化やブランドイメージの更なる向上による競争力の強化を図る。また、平日の旅行需要創出が期待できるワーケーション等を推進するなど、観光需要の平準化を図り、外部環境の変化に強い観光産業の構築を目指す。さらに、文化・芸能、自然環境等の沖縄独自の地域資源を活用した滞在型観光の推進や、健康、農業等の他の分野・産業と観光との連携促進を図るとともに、スポーツ交流拠点の形成や MICE の誘致・開催を図る。こうした取組を通じて、外的な変化に強く質・量とも優れた観光産業の構築を目指す。 あわせて、観光産業の働く場としての魅力を高め、質の高い沖縄観光を担う人材の円滑な確保を図るとともに、地域の受入体制や環境にも配慮した持続可能な沖縄観光の実現を目指す。
②	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 9 沖縄政策 【施策】 9 沖縄振興に関する施策の推進
③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 観光客の一人当たり県内消費額や平均滞在日数の増加へとつながるよう、沖縄観光の高付加価値化やブランドイメージの向上を図るため、本特例措置の活用を通して、魅力的な観光関連施設の整備を促進する。 ○測定指標 ・特定民間観光関連施設への累計投資額 ・民間観光関連施設数 ○目標値 ・特定民間観光関連施設への累計投資額の増加 令和 7 年・8 年度における特定民間観光関連施設への設備

			投資累計額：31 億 18 百万円 ＜算出方法＞ 平成 24 年度から令和 5 年度までの設備投資額累計額：17,146 百万円 年平均設備投資額＝17,146 百万円÷11 年＝1,559 百万円/年 ※令和元年度は取得価額が不明なため除く (1,559 百万円) × 2 年 (R7・R8)＝31 億 18 百万円 【沖縄県調査を基に算出】 ※別途、事業者ヒアリングや沖縄県提供情報により令和 7・8 年度に数百億円程度の投資が見込まれる。 ・ 民間観光関連施設の設置数 令和 8 年度民間観光関連施設数：304 施設 ＜算出方法＞ 観光客の多様なニーズに応えることのできる民間観光関連施設（特定民間観光関連施設（H24 以降に本制度が適用された施設）と宿泊施設）の設置数とする。 特定民間観光関連施設については、令和 6 年度以降に 4 施設/年の適用を目標とする。平成 24 年度以降において、課税年度の前年度に取得されたと仮定し、不動産取得税の課税免除対象件数の最高値 4 件を目標値に採用。 宿泊施設については、滞在日数の延伸等に寄与できる会議場や結婚式場などが併設されるリゾートホテル、シティホテルの 11 施設/年の新設を目標とする。平成 27 年度から令和 5 年度までの平均増加数を目標値に採用。 R5 R8 施設数 259 施設 ⇒ 304 施設 (+45 施設) 【沖縄県調査を基に算出】 ○達成目標の変更理由 従前の達成目標は、県知事認定や主務大臣の確認の新規導入を想定して設定していたが、今回新たに器具・備品を対象に含むよう要望を行うことを踏まえ、観光地形成に直接結びつく達成目標に変更し、本特例措置の有効性等の検証をより適切に行えるようにした。 (参考) ・ 従前の達成目標：①県内の対象施設等における事業認定申請率 ②事業認定要件で定める基準値の達成状況 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 沖縄観光の高付加価値化やブランドイメージの向上につながる魅力的な観光関連施設への投資を促進することで、国内外からの観光客来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図り、観光産業の一層の振興に寄与し、ひいては沖縄の自立型経済の発展に寄与する。			
10	有効性等	① 適用数	○過去の適用件数及び将来の適用数（推計値） 単位：件 <table><tr><td>年度</td><td>法人税</td><td>法人住民税</td></tr></table>	年度	法人税	法人住民税
年度	法人税	法人住民税				

																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												</
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

		見込がある旨を事業者ヒアリングにより把握。 ・R7に30,000千円程度の設備投資（1件）を行う見込がある旨を沖縄県提供情報により把握。 →R7の拡充による適用件数は2件、減収額は $(2,000,000+30,000) \times 0.15=304,500$ 千円 ・R8に30,000千円程度の設備投資（1件）を行う見込がある旨を沖縄県提供情報により把握。 →R8の拡充による適用件数は1件、減収額は $30,000 \times 0.15=4,500$ 千円 ※控除額は取得価額×15%として算出。																																				
		・法人住民税（H28年度～R4年度）は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づく。R5年度以降は推計値。 （推計方法） 投資税額控除の適用推計額に基づき試算（投資税額控除額×法人住民税の税率（県民税1%＋市町村民税6%＝7%））。																																				
③: 減収額	○過去の減収額及び将来の減収額（推計値）	単位：千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>法人税</th><th>法人住民税</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>H28</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>H29</td><td>2,218</td><td>286</td></tr> <tr><td>H30</td><td>14,557</td><td>1,878</td></tr> <tr><td>R1</td><td>53,088</td><td>6,849</td></tr> <tr><td>R2</td><td>1,066</td><td>86</td></tr> <tr><td>R3</td><td>27,772</td><td>1,944</td></tr> <tr><td>R4</td><td>17,889</td><td>1,252</td></tr> <tr><td>R5</td><td>35,046</td><td>2,453</td></tr> <tr><td>R6</td><td>35,046</td><td>2,453</td></tr> <tr><td>R7</td><td>339,546</td><td>23,768</td></tr> <tr><td>R8</td><td>39,546</td><td>2,768</td></tr> </tbody> </table> ・法人税（H28年度～R4年度）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づく。R5年度以降は推計値。推計方法は「10.有効性等」の「②適用額」を参照。 ・法人住民税（H28年度～R4年度）は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づく。R5年度以降は推計値。推計方法は「10.有効性等」の「②適用額」を参照。	年度	法人税	法人住民税	H28	0	0	H29	2,218	286	H30	14,557	1,878	R1	53,088	6,849	R2	1,066	86	R3	27,772	1,944	R4	17,889	1,252	R5	35,046	2,453	R6	35,046	2,453	R7	339,546	23,768	R8	39,546	2,768
年度	法人税	法人住民税																																				
H28	0	0																																				
H29	2,218	286																																				
H30	14,557	1,878																																				
R1	53,088	6,849																																				
R2	1,066	86																																				
R3	27,772	1,944																																				
R4	17,889	1,252																																				
R5	35,046	2,453																																				
R6	35,046	2,453																																				
R7	339,546	23,768																																				
R8	39,546	2,768																																				
④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 ○政策目的の達成状況	沖縄県への入域観光客数等については、増加傾向に転じつつある。しかしながら、新型コロナウイルス感染症による影響は外国人観光客中心に根強く残っており、当該影響から立ち直り、更なる観光産業の振興につなげるべく、観光の高付加価値化等を引き続き推進する必要がある。 【参考】入域観光客数の内訳																																				

	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
国内客 (人)	6,978, 800	2,583, 600	3,274, 300	6,574, 500	7,269, 100
外国客 (空路) (人)	1,427, 200	0	0	187,00 0	952,50 0
外国客 (海路) (人)	1,063, 200	0	0	13,100	311,00 0
国内客 構成割合 (%)	73.7%	100.0%	100.0%	97.0%	85.2%
外国客 (空路) 構成割合 (%)	15.1%	0.0%	0.0%	2.8%	11.2%
外国客 (海路) 構成割合 (%)	11.2%	0.0%	0.0%	0.2%	3.6%

(出典)

令和元年度～令和4年度：令和4年度の観光収入【試算値】
(令和5年8月24日沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課)
令和5年度：令和5年度の観光収入【試算値】(令和6年8月
22日沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課)

【参考】沖縄の観光の景況判断等

公表物	作成機関	景況判断等
県内金融経済概況 (令和6年6月)	日本銀行那 覇支店	観光は、拡大基調にあ る。
地域経済動向 (令和6年2月) 沖縄	内閣府	観光は持ち直してい る。
管内経済情勢報告 (令和6年4月)	沖縄総合事 務局財務部	〔観光〕回復しつつあ る。

○達成目標の実現見込み

- ・特定民間観光関連施設への累計投資額の増加

令和7・8年度における特定民間観光関連施設への設備投資累計
額：31億18百万円

特定民間観光関連施設の設備投資額 単位：百万円

	R6	R7	R8

	加価値額の認定事業開始前年度から認定事業開始後2年度目の平均増加率：0.66%（1年度目0.33%） ・本税制措置の適用を受けた事業所（労働生産性を向上させる事業を行うものとして事業認定を受けた事業所に限る）の労働生産性の認定事業開始前年度から認定事業開始後2年度目の平均増加率：0.66%（1年度目0.33%）
	○所期の達成目標の達成状況 ①1件／173施設＝0.6%（令和5年度） （考え方） 令和5年度における事業認定の申請総数÷関係する観光関連施設数（沖縄県において、増設投資が行われれば本税制措置の対象施設となり得る可能性のある類似の施設（宿泊施設の併設施設等税制の適用要件から明らかに外れる施設を除く）として沖縄県が把握している全173施設。 ※施設数は沖縄県調べによる実績。 （過去の効果） 0件／172施設＝0.0%（令和4年度） ※算出方法等は上記（考え方）を参照。 （補足） 令和3年度に当評価書を提出した時点では、令和5年度末までの2年延長を要望していたところ、結果的には3年延長となっており、「所期の達成目標」における最終年度と税制の期限年度にずれが生じている。目標が未達の理由としては、コロナ禍の影響で設備投資が低迷していたところ、観光産業は回復傾向にあるものの、事業者が設備投資に踏み切るまでに一定のタイムラグが生じているためと考えられる。詳細は「○適用実績が僅少な理由」を参照。 本税制措置は、沖縄観光の高付加価値化等を図る特定民間観光関連施設の新増設にインセンティブを与えることを通じて、観光の高付加価値化や従業員の賃金水準の向上等の課題解決に向けた政策誘導を行うものであり、沖縄のリーディング産業たる観光産業の振興に不可欠であるため、引き続き実施する必要がある。 ※②については、主務大臣の確認など事前確認制度を導入するにあたり、スキームとして検討していた要件を記載したもの。これらはその時点での認定基準イメージであり、現行制度においては、付加価値額増加率、常用労働者数の維持・増加、給与増加率といった要件が定められている。①は未達であるが、現行制度の②の要件を満たす実績が存在する。 具体的には、以下要件であるところ、本要件を満たす事業者（現時点で2事業者）を認定しており、本税制が魅力ある観光地形成につながる沖縄観光の高付加価値化等に寄与したものと考える。なお、現行制度の要件を定量的に設定した上で、当該要件を満たす事業者を認定する制度となっている。 （現行制度の要件） ・【必須】付加価値額の増加（年平均1.5%、5年間で7.5%）

		・【選択①】給与額の増加（年平均 1.5%、5 年間で 7.5%） ＋雇用の維持 ・【選択②】雇用の増加 ※必須要件及び選択要件①・②からどちらかを選択（計 2 要件）								
		《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 税負担を軽減することは、観光客に選ばれる施設となるための設備投資を促す直接的な効果があり、その結果、より幅広く観光客のニーズに対応できる観光地の形成が図られ、観光客の滞在日数と消費額の増加につながることが期待される。 対象施設が投資税額控除の適用を受けるためには、事業の高付加価値化等を図るものである旨の認定を受ける必要があることから、本税制措置の活用を通じて、沖縄観光の高付加価値化等を図る特定民間観光関連施設の新増設を促進する直接的な効果がある。 仮に本税制措置がなければ、沖縄観光の高付加価値化等を図る特定民間観光関連施設の新増設のインセンティブが失われ、観光の高付加価値化や従業員の賃金水準の向上等の課題解決に向けた政策誘導が行われず、課題解決が遅れ、沖縄経済をけん引する観光産業の一層の振興に支障を来し、ひいては沖縄経済の自立的発展に支障が生じる恐れがある。								
		・ 特定民間観光関連施設への累計投資額の増加見込 単位：百万円 <table><tr><td></td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td></tr><tr><td>投資額</td><td>1,559</td><td>1,559</td><td>1,559</td></tr></table> 算出方法等については「9. 必要性等」の「③達成目標及びその実現による寄与」を参照。 ※別途、事業者ヒアリングや沖縄県提供情報により令和 7・8 年度に数百億円程度の投資が見込まれる。		R6	R7	R8	投資額	1,559	1,559	1,559
	R6	R7	R8							
投資額	1,559	1,559	1,559							
		・ 特定民間観光関連施設数（累計）の増加見込 単位：施設 <table><tr><td></td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td></tr><tr><td>特定民間観光関連施設</td><td>29</td><td>33</td><td>37</td></tr></table> 算出方法等については「9. 必要性等」の「③達成目標及びその実現による寄与」を参照。 ○適用実績が僅少な理由 令和 3 年度の目標設定時には、コロナ禍の影響は残るものの観光産業の回復を見据え一定程度の投資が投下されることを想定していた。 しかしながら、沖縄振興開発金融公庫の業務統計年報（7 月公表）によると、例として宿泊業への設備投資の貸出額の推移は、コロナ禍前の令和元年度には約 72 億円あったものが、令		R6	R7	R8	特定民間観光関連施設	29	33	37
	R6	R7	R8							
特定民間観光関連施設	29	33	37							

		和 2 年度には約 14 億円（▲8 割減）と大きく落ち込み、令和 3 年度から令和 5 年度においても、約 30 億円と令和元年度の 5 割程度の低い水準で推移している。観光客数の増加などを踏まえ、観光は回復しつつあるとの調査結果が出ている（「10. 有効性等」の「④効果」を参照）が、当該結果を見て事業者が設備投資に踏み切るまでに一定のタイムラグが生じているものと考えられる。 沖縄振興開発金融公庫 宿泊施設（設備）に係る貸付実績 <table><thead><tr><th></th><th>R 元年度</th><th>R 2 年度</th><th>R 3 年度</th><th>R 4 年度</th><th>R 5 年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>件数</td><td>80 件</td><td>53 件</td><td>27 件</td><td>31 件</td><td>47 件</td></tr><tr><td>貸付額</td><td>7,249 百万円</td><td>1,386 百万円</td><td>3,408 百万円</td><td>3,099 百万円</td><td>3,065 百万円</td></tr></tbody></table> 【沖縄振興開発金融公庫 業務統計年報より】		R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	件数	80 件	53 件	27 件	31 件	47 件	貸付額	7,249 百万円	1,386 百万円	3,408 百万円	3,099 百万円	3,065 百万円
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度															
件数	80 件	53 件	27 件	31 件	47 件															
貸付額	7,249 百万円	1,386 百万円	3,408 百万円	3,099 百万円	3,065 百万円															
	⑤ 税込減を是認する理由等	沖縄県は地理的、歴史的、社会的な特殊事情に起因した不利性を抱えており、一人当たり県民所得は全国最下位で、こうした沖縄が有する特殊な諸事情に鑑み沖縄振興策が講じられているところである。観光リゾート産業は、本土から遠隔地にある沖縄において、アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を発揮することができる重要産業であり、沖縄のリーディング産業と言われるまでに成長している。 本税制措置は、こうした観光リゾート産業の振興を図るためのものであり、沖縄が高い国際競争力を有する魅力ある観光地に成長することは、我が国の観光産業の振興にも大きく貢献するものであると考えられる。また、経済財政政策と改革の基本方針 2024（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）に定める「強い沖縄経済の実現に向けた観光の質向上（中略）等の沖縄振興策を国家戦略として総合的に推進」との方針にも合致するものであり、社会的意義があり、税込減を是認するものとする。																		
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 世界から選ばれる持続可能な観光地の形成を促進するため、沖縄県内全域において多種多様な特定民間観光関連施設を整備することを目的としており、企業に対して効果的にインセンティブを与え、新たな設備投資を促進する手段としては、対象や時期を限定した補助金等ではなく、各企業が一定の裁量の元で施設や設備の投資等に関する経営判断を行うことが出来る特例措置が的確な手段である。 また、本特例措置は沖縄の目指す観光地の形成に資すると判断される場合に、対象施設に限定して措置を講じていることから、無差別に適用されることなく必要最小限の措置となっている。 ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 沖縄観光の振興策としては、沖縄振興特別措置法に基づく一括交付金等があるが、本税制が対象とする民間事業者による観光関連施設の新増設に対する支援は行われておらず、本税制措置とは役割が異なるものである。 ③ 地方公共団体が協力する相当性 本制度は、沖縄県からの要望も踏まえて要望するものであり、国税に自動連動等する地方税収は減少するものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄振興に寄与するため沖縄県及び県内市町村が協力する相当性がある。																		

12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和3年8月（R3内閣 08）

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例の延長等
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	☐ 新設 ☐ 拡充 ☒ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数（令和元年度から5年度までの法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
② 過去の適用数（令和元年度から4年度までの法人事業税）について、租特透明化法に基づき把握される適用数と異なる適用数が記載されており、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】
① 事業税の適用件数は「沖縄県調べ」によるものであるため、評価書に「※地方税については別紙1のとおり。」と追記し、別紙1を追加。また「R5年度は沖縄県調べ。」を削除。
② 過去の適用数（令和元年度から4年度までの法人事業税）については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）における適用件数を引用し、今後の適用数の見込みについても修正。また、参考資料として別紙1「過去5年実績（国税、地方税）」を提出。
【点検結果】
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額（令和元年度から4年度までの法人税のうち所得控除）について、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
② 過去の減収額（令和元年度から5年度までの法人事業税）について、算定根拠（計算

式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。）が明らかにされていない。

- ③ 過去の減収額（令和元年度から4年度までの法人事業税）について、地方税法に基づき把握される影響額と異なる減収額が記載されており、地方税法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 算定根拠である「※所得控除及び投資税額控除について、令和元年度から4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）を削除の上、「※所得控除及び投資税額控除については沖縄県調べ。」とし、根拠として別紙1「過去5年実績（国税、地方税）」を提出。
- ② 減収額を含む実績については内閣府では持ち合わせていないため、沖縄県にて調査した資料として別紙1「過去5年実績（国税、地方税）」を提出。
- ③ 過去の減収額（令和元年度から4年度までの法人事業税）については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省）」から引用した。

【点検結果】

- ①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類：B段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（税制を活用した企業の労働生産性上昇率を3年間で1%以上向上）に対する過去の効果について、「税制を活用した企業の労働生産性上昇率については令和5年度において指標を満たしている」と説明されているが、定量的に把握されていない。
② 所期の達成目標（税制を活用した新規立地企業の数 7社以上／年）に対する過去の効果（令和3年度）が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
③ 所期の達成目標（税制を活用した新規立地企業の数 7社以上／年）に対する過去の効果（令和3年度から5年度まで）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及び出典）が明らかにされていない。
④ 所期の達成目標（「税制を活用した新規立地企業の数 7社以上／年」及び「税制を活用した企業の労働生産性上昇率を3年間で1%以上向上」）に対する過去の効果について、「新規立地企業が所得控除制度の適用を受けるための事業認定要件（情報通信産業特別地区において、専ら特定情報通信事業を営むこと等の要件を満たすものとして認定を受けた企業に限定されている）が厳格となっており、これを満たすことができる企業が少ない等の理由により、認定企業が僅少な状況となっている」と説明されているが、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数1件（令和4年度の所得控除）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
⑤ 所期の達成目標（「税制を活用した新規立地企業の数 7社以上／年」及び「税制を活用した企業の労働生産性上昇率を3年間で1%以上向上」）に対する過去の効果について、

「新規立地企業が所得控除制度の適用を受けるための事業認定要件（情報通信産業特別地区において、専ら特定情報通信事業を営むこと等の要件を満たすものとして認定を受けた企業に限定されている）が厳格となっており、これを満たすことができる企業が少ない等の理由により、認定企業が僅少な状況となっている」と説明されているが、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数8件（令和4年度の投資税額控除）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 ⑥ 所期の達成目標（税制を活用した新規立地企業の数 7社以上／年）に対する過去の直接的な効果について、「令和5年度における県内の情報通信関連企業は563社と着実に増加している」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 ⑦ 所期の達成目標（税制を活用した新規立地企業の数 7社以上／年）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。			
【内閣府の補足説明】 ①及び⑥ 「2 達成目標の実現状況」における表を以下のとおり修正。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県内に立地した企業総数(社)	501	531	563
県内に新規に立地した企業数(社)	5	30	32
税制を活用した立地企業数(社)	—	5	24
税制を活用した企業の労働生産性上昇率(%)	—	—	1.0
※ 沖縄県調べ。 ※ 税制を活用した立地企業数については、令和4年度から実施された沖縄県知事認定件数としているため、令和3年度の実績はない。			
② 令和3年度の効果については上記表に記載。 ③ 「測定指標である税制を活用した立地企業数については、令和4年度においては測定指標を下回っているものの、令和4年度から令和5年度までの平均では立地企業数が14社となっている。また、税制を活用した企業の労働生産性上昇率については令和5年度において1.0%であり、指標を満たしている。いずれも本税制の後押しによる効果が発現しているものと評価され、本税制は沖縄県の情報通信関連産業の振興に寄与している。」に修正。 ④、⑤及び⑦ 「4 税制を活用した新規立地企業の適用実績が僅少な理由」に「しかしながら、所得控除は他の特例措置と比較して適用企業に対する税制上の負担軽減効果が大きいこと、また、投資税額控除は適用企業にとって利便性があるため、企業集積を図るためのインセンティブとして非常に重要な役割を果たす効果が期待できることから、本特例措置の継続は必要である。」を追加。			
【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、所期の達成目標に対する過去の直接的な効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されて			

いない。 ②～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ⑤～⑦ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。	
(7) 将来の効果	(点検結果の分類：B段階)
【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 達成目標（「税制を活用した新規立地企業の数 2社／年」及び「税制を活用した企業の労働生産性上昇率1.2%/年」）に対する将来の効果（令和6年度）が予測されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 ② 達成目標（税制を活用した企業の労働生産性上昇率1.2%/年）に対する将来の効果について、「税制を活用した企業の労働生産性上昇率については、全国の情報通信産業における労働生産性の2011年から2021年の平均上昇率1.2を用いることとした」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 ③ 達成目標（「税制を活用した新規立地企業の数 2社／年」及び「税制を活用した企業の労働生産性上昇率1.2%/年」）に対する将来の効果について、予測される将来の所得控除の適用数1件（令和6年度から8年度まで）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 ④ 達成目標（税制を活用した新規立地企業の数 2社／年）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。 ⑤ 達成目標（税制を活用した企業の労働生産性上昇率1.2%/年）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。	
【内閣府の補足説明】 ① 令和6年度の効果については、将来の効果に「令和6年度の税制を活用した立地企業は9社と推計しており、労働生産性上昇率も1.3%を見込んでいる。」と記載。 ② 達成目標（税制を活用した企業の労働生産性上昇率1.2%/年）の算定根拠については別紙2のとおり。また、労働生産性上昇率の推計についても追記した。 ③ 令和7年度から令和8年度における指標設定においては、過去の新規立地企業実績や全国の情報通信産業における労働生産性平均上昇率を基準とするなど、客観的な指標を設定しており、件数は僅少ではあるものの、政策目標である情報通信関連企業の増加や労働生産性向上の達成実現に有効な手段である。 ④・⑤ 税制を活用した新規立地企業によれば、本特例措置による投資税額控除が契機となり大胆な設備投資を決断したこと、また、これにより従業員の雇用増や昇給に取り組めたなど、直接的な効果があったことを確認している。	
【点検結果】 ①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ④・⑤ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。	

(8) 他の政策手段		(点検結果の分類：A段階)
【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】		
なし。		
【内閣府の補足説明】		
—		
【点検結果】		
なし。		

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	沖縄の情報通信産業振興地域・特別地区における課税の特例の延長等
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 1. 国税 (情報通信産業振興地域) (1) 投資税額控除 (法人税) ア 対象地域内において情報通信業務用設備を新・増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除 ・建物及び建物附属設備等の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの: 8% ・機械・装置、特定の器具・備品の取得価額の合計額が 100 万円を超えるもの: 15% イ 法人税額の 20%が上限額 (繰越 4 年)、取得価額の上限額 20 億円 ウ 建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 (情報通信産業特別地区) (2) 所得控除 (法人税) ア 情報通信産業特別地区内で営む特定情報通信事業から得られた法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入 (事業認定法人で、法人設立後 10 年間) ※ (1) との選択制。 2. 地方税 (情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区) (1) 法人住民税及び事業税 ア 上記の法人税負担の軽減と同様の効果を適用する。 (自動連動) (2) 事業所税 ア 那覇市内において 1,000 万円を超える情報通信業務に供する機械等及び 1 億円を超える建物等を新・増設した法人は、当該事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準の対象床面積のうち、1/2 に相当する面積を 5 年間控除 《要望の内容》 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)の規定に基づく情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例について、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限(令和7年3月31日)を2年間延長し、令和9年3月31日までとする。

		【その他】 適正化を図るため措置実施計画の期間等について所要の整備を行う。
		《関係条項》 ・沖縄振興特別措置法 第 31 条、第 32 条 ・租税特別措置法 第 42 条の 9、第 60 条 ・租税特別措置施行令 第 27 条の 9、第 36 条 ・租税特別措置法施行規則 第 20 条の 4、第 21 条の 17 の 2 ・地方税法 第 23 条第 1 項第 3 号、第 292 条第 1 項第 3 号、附則第 33 条 ・地方税法施行令 附則第 16 条の 2 の 8
5	担当部局	内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付参事官(産業振興担当)
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和6年8月 分析対象期間: 平成 30 年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯	平成10年 ・情報通信産業振興地域の創設 平成14年 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区の創設 平成19年 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の延長及び拡充 (常時従業員数要件 20 名以上を 10 名以上へ緩和) 平成24年 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区の対象地区にうるま地区(うるま市)を追加。 ・特定情報通信事業にバックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加 等 平成26年 ・地域、地区指定及び事業認定に係る権限の県知事への移譲 ・事業認定に係る常時従業員数要件の緩和(10 人→5人) ・特定情報通信事業に情報通信機器相互接続検証事業を追加 ・投資税額控除の下限取得価額の引き下げ (機械・装置、特定の器具・備品 1,000 万円超→100 万円超) 平成29年 ・2年間延長 平成31年 ・2年間延長 令和3年度 ・1年間延長 令和4年度 ・3年間延長 ・情報通信産業振興地域における対象事業から情報記録物製造業ほかを廃止 ・情報通信産業特別地区における対象事業として情報システム開発業ほかを追加し、インターネット・サービス・プロバイダ及びインター

		ネット・エクステンジは廃止 ・課税の特例に係る県知事認定及び主務大臣の確認を導入
8	適用又は延長期間	2年間(令和7年度～8年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 沖縄の情報通信関連産業は、日本本土との遠隔性やアジアとの近接性などの沖縄の特性を最大限に活かすことで、観光リゾート産業に次ぐリーディング産業として今後も成長が期待される分野である。 本特例措置により県内情報通信関連産業の集積と新たな情報通信技術の導入に向けた投資を活発化することで、沖縄における情報通信関連産業の高付加価値化や生産性の向上を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指す。 《政策目的の根拠》 ○経済財政運営と改革の基本方針2024について(令和6年6月21日閣議決定)(沖縄振興に係る部分の抜粋) 強い沖縄経済の実現に向けた観光の質向上や脱炭素化、沖縄科学技術大学院大学の起業支援等の産業振興、北部・離島等の定住環境整備、普天間返還も見据えた基地跡地の先行取得と那覇空港等との一体的な利用、教育・医療・福祉が融合したこどもの貧困対策・Well-being 拠点設置に向けた取組、平和学習の充実等の沖縄振興策を国家戦略として総合的に推進する。 ○沖縄の振興について(令和5年11月13日沖縄振興審議会)(情報通信産業に係る部分の抜粋) 情報通信関連企業の企業数については、情報通信インフラの整備・拡充や税制特例による企業誘致により、堅調に企業集積が進んでいるが、今後、商品・サービスの高付加価値化や人材の高度化など、稼ぐ力の向上に向けた施策の展開の強化が必要である。 〈参考〉 ○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号) (目的) 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。 (定義) 第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 六 情報通信産業 情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く。)の製造業、電気通信業、映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業(有線放送業を含む。)、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業(インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動

		であって政令で定めるものを行う業種をいう。)をいう。 七 特定情報通信事業 情報通信産業に属する事業のうち、情報の電磁的流通(符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう。)の円滑化に資する事業、情報処理の高度化を支援する事業その他の企業等の経営の能率及び生産性の向上を図る事業であって、その事業を実施する企業の立地を図ることが情報通信産業の集積を特に促進するものとして政令で定めるものをいう。 八 情報通信技術利用事業 情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業その他の政令で定める事業をいう。 (情報通信産業振興計画の作成等) 第二十八条 沖縄県知事は、情報通信産業の振興を図るための計画(以下「情報通信産業振興計画」という。)を定めることができる。 2 情報通信産業振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 略 二 情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域の区域 三 前号の区域内において特定情報通信事業を実施する企業を促進するため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を定める場合にあつては、その区域 3～8項 (略) (情報通信産業特別地区における事業の認定) 第三十条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域において設立され、当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。 2～4項 (略) (課税の特例) 第三十一条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域内において情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 2 前条第一項の認定を受けた法人の特定情報通信事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 ○ 沖縄振興基本方針(令和4年5月10日 内閣総理大臣決定) Ⅱ 沖縄の振興の意義及び方向 2 沖縄振興の方向
--	--	--

		(1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 沖縄を取り巻く社会経済環境を踏まえ、温暖化による地球規模の気候変動や社会のデジタル化の進展といった時代潮流を的確に捉えて不利性克服の好機とし、グリーン社会への移行やデジタルトランスフォーメーションを迅速かつ強力に推進することで、持続可能な形で各分野の沖縄振興の一層の深化を図る必要がある。 Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項 1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 (2) 情報通信関連産業 情報通信関連産業は、地理的不利性による影響が比較的小さく、大規模災害等のリスク分散の観点からも、沖縄が優位性を発揮し得る産業分野である。その振興を通じて様々な産業の生産性向上や沖縄全体のデジタル化の進展に貢献し得ることから、時代の潮流を踏まえた高度化・多様化を進めることが求められている。 このため、今後の成長可能性が見込める業種の重点的強化を図るとともに、高付加価値の商品・サービスの開発、金融を含む他産業との更なる連携強化、ICT 人材の育成等を促進する。また、デジタル技術の活用推進に向けた情報通信関連事業者への支援を通じ、情報通信関連産業はもとより、広く県内産業における DX の推進や AI、IoT、ビッグデータ等の活用促進を図る。 (4) 税制上の特例措置 沖縄振興特別措置法においては、特区・地域制度に沖縄県知事による認定や主務大臣による確認の制度等が導入され、企業の付加価値の増加等を促すとともに、税制の適切な効果把握を可能とする制度改正が行われた。 今後とも民間事業者等の自主的取組を後押しし、沖縄の経済発展や不利性の解消に向けて一層の効果が発現するよう、税制の具体的な活用状況や成果等を適切に把握するとともに、その結果に応じて必要な検討や見直しを図る。(以下略)
②	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】9. 沖縄政策 【施策】9. 沖縄振興に関する施策の推進
③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 1 達成目標 ・県内に立地した情報通信関連企業の増加 ・情報通信関連企業の労働生産性向上 2 測定指標(令和8年度末まで) ・税制を活用した新規立地企業の数 2社／年 ・税制を活用した企業の労働生産性上昇率 1.2%／年

		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本制度を通じて、沖縄県内への情報通信関連企業の立地を促進するとともに、当該進出企業の事業活動や設備投資を後押しすることで、沖縄県内における情報通信産業の集積を促進しその高度化に寄与する。 また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。																																																		
10	有効性等	① 適用数 1 過去5年間の適用数 (単位:件) <table><tr><th></th><th>令和 元年度</th><th>令和 2年度</th><th>令和 3年度</th><th>令和 4年度</th><th>令和 5年度</th></tr><tr><td>所得控除</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>投資税額控除</td><td>19</td><td>19</td><td>13</td><td>8</td><td>23</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>21</td><td>20</td><td>14</td><td>9</td><td>24</td></tr><tr><td>事業税</td><td>21</td><td>20</td><td>14</td><td>9</td><td>24</td></tr></table> ※所得控除及び投資税額控除について、令和元年度から令和4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)、令和5年度は沖縄県調べ。 ※法人住民税は所得控除件数及び投資税額控除件数を合計した推計値。 ※地方税については別紙1のとおり。 2 今後の適用数の見込み 令和6年度以降の見込みについては、令和元年度から令和5年度までの平均とした。 (単位:件) <table><tr><th></th><th>令和 6年度</th><th>令和 7年度</th><th>令和 8年度</th></tr><tr><td>所得控除</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>投資税額控除</td><td>16</td><td>16</td><td>16</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>17</td><td>17</td><td>17</td></tr><tr><td>事業税</td><td>17</td><td>17</td><td>17</td></tr></table>		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	所得控除	2	1	1	1	1	投資税額控除	19	19	13	8	23	法人住民税	21	20	14	9	24	事業税	21	20	14	9	24		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	所得控除	1	1	1	投資税額控除	16	16	16	法人住民税	17	17	17	事業税	17	17	17
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度																																															
所得控除	2	1	1	1	1																																															
投資税額控除	19	19	13	8	23																																															
法人住民税	21	20	14	9	24																																															
事業税	21	20	14	9	24																																															
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度																																																	
所得控除	1	1	1																																																	
投資税額控除	16	16	16																																																	
法人住民税	17	17	17																																																	
事業税	17	17	17																																																	
	② 適用額	1 過去5年間の適用額 (単位:百万円) <table><tr><th></th><th>令和 元年度</th><th>令和 2年度</th><th>令和 3年度</th><th>令和 4年度</th><th>令和 5年度</th></tr><tr><td>所得控除</td><td>20</td><td>2</td><td>3</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>投資税額控除</td><td>541</td><td>568</td><td>526</td><td>104</td><td>1,031</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>71</td><td>46</td><td>37</td><td>7</td><td>40</td></tr><tr><td>事業税</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr></table> ※所得控除及び投資税額控除について、令和元年度から令和4年度までは「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省) ※法人住民税及び事業税について、令和元年度から令和4年度までは「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省) ※適用額が1百万円に満たない場合は1百万円とした。 ※R5年度は沖縄県調べ。 2 今後の適用額 令和6年度以降の見込みについては、令和元年度から令和5年度までの平均とした。		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	所得控除	20	2	3	2	2	投資税額控除	541	568	526	104	1,031	法人住民税	71	46	37	7	40	事業税	1	1	1	1	1																				
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度																																															
所得控除	20	2	3	2	2																																															
投資税額控除	541	568	526	104	1,031																																															
法人住民税	71	46	37	7	40																																															
事業税	1	1	1	1	1																																															

	(単位:百万円)		
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
所得控除	6	6	6
投資税額控除	554	554	554
法人住民税	40	40	40
事業税	1	1	1

③: 減収額

1 過去5年間の減収額

(単位:百万円)

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
所得控除	4	1	1	1	1
投資税額控除	541	568	526	104	1,031
法人 住民税	所得控除	0	0	0	0
	投資税額控除	71	46	37	7
事業税	1	1	1	1	1
合計	617	616	565	113	1,073

※所得控除及び投資税額控除については沖縄県調べ。
※減収額が1百万円に満たない場合は1百万円とした。
※法人住民税の所得控除及び投資税額控除並びに事業税については、R1年度からR4年度までは「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)
※R5年度は沖縄県調べ。

2 今後の減収見込み

令和6年度以降の見込みについては、令和元年度から令和5年度までの平均とした。

(単位:百万円)

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
所得控除	1	1	1
投資税額控除	554	554	554
法人 住民税	所得控除	0	0
	投資税額控除	40	40
事業税	1	1	1
合計	596	596	596

④: 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

1 政策目的の達成状況

令和5年度における県内に立地した情報通信関連企業 563社
令和5年度における情報通信関連企業の労働生産性上昇率 1.0%

2 達成目標の実現状況

本税制の達成目標を定めた令和4年度以降において、県内に立地した情報通信関連企業は増加し、その労働生産性は上昇している。
【令和4年度から令和6年度における測定指標】
・税制を活用した立地企業の数 7社以上／年
・税制を活用した企業の労働生産性上昇率を3年間で1%以上向上

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県内に立地した企業総数(社)	501	531	563

県内に新規に立地した企業数(社)	5	30	32
税制を活用した立地企業数(社)	-	5	24
税制を活用した企業の労働生産性上昇率(%)	-	-	1.0

※沖縄県調べ。
※税制を活用した立地企業数については、令和4年度から実施された沖縄県知事認定件数としているため、令和3年度の実績はない。

測定指標である税制を活用した立地企業数については、令和4年度においては測定指標を下回っているものの、令和4年度から令和5年度までの平均では立地企業数が14社となっている。また、税制を活用した企業の労働生産性上昇率について令和5年度において1.0%であり、指標を満たしている。いずれも本税制の後押しによる効果が発現しているものと評価され、本税制は沖縄県の情報通信関連産業の振興に寄与している。

3 達成目標に対する将来の効果

【令和4年度から令和6年度における測定指標】

- ・税制を活用した立地企業の数 7社以上／年
- ・税制を活用した企業の労働生産性上昇率を3年間で1%以上向上

令和6年度の税制を活用した立地企業は9社と推計しており、労働生産性上昇率も1.3%を見込んでいる。

【令和7年度から令和8年度における測定指標】

- ・税制を活用した新規立地企業の数 2社／年
- ・税制を活用した企業の労働生産性上昇率 1.2%／年

本要望においては指標の策定方法を見直し、税制を活用した新規立地企業数については制度創設以降の新規立地企業数の平均値1.1を上回る2とし、また、税制を活用した企業の労働生産性上昇率については、全国の情報通信産業における労働生産性の2011年から2021年の平均上昇率1.2を用いることとした。

なお、企業によるDX推進が進まず競争力を失う、いわゆる「2025年の崖」を控え、情報通信関連産業の商機も増える予想されることから、本制度のインセンティブ効果により新規立地企業の増加、売上高の向上、企業における付加価値額の増加が見込まれるため、全国平均以上の労働生産性が達成できると考えられる。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

令和5年度における県内の情報通信関連企業は563社と着実に増加している。また、本制度を活用した企業の労働生産性上昇率についても1%以上となっており、県内情報通信関連産業の高付加価値化や生産性の向上が図られている。

4 税制を活用した新規立地企業の適用実績が僅少な理由

新規立地企業が所得控除制度の適用を受けるための事業認定要件(情報通信産業特別地区において、専ら特定情報通信事業を営むこと等の要件を満たすものとして認定を受けた企業に限定されている)が

			厳格となっており、これを満たすことができる企業が少ない等の理由により、認定企業が僅少な状況となっている。 しかしながら、所得控除は他の特例措置と比較して適用企業に対する税制上の負担軽減効果が大いこと、また、投資税額控除は適用企業にとって利便性があるため、企業集積を図るためのインセンティブとして非常に重要な役割を果たす効果が期待できることから、本特例措置の継続は必要である。
		⑤ 税収減を是認する理由等	令和3年度県民経済計算を用い、県内における情報通信関連企業による経済効果を推計したところ、情報通信関連企業の雇用によって県内の総生産を 7,096 百万円押し上げる効果があった。本制度による令和3年度の減収額 527 百万円と比較し、税収減を是認できるものと考えられる。 ・情報通信産業における就業者一人当たりの生産額：8,528,576 円(A) ・税制を活用した立地企業の雇用者数：832 人(B) ・税制を活用した立地企業による経済効果：7,096 百万円 ※就業者一人当たりの生産額は、令和3年度県民経済計算（沖縄県企画部作成・令和6年1月19日公表）による名目別県内総生産及び経済活動別雇用者数に基づき推計。 ※税制を活用した立地企業の雇用者数については沖縄県調べ。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	情報通信産業振興地域・特区においては、ソフトウェア業等、多様な業種を(特定)情報通信産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等も多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制優遇措置が適切であると考えられる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	沖縄県では本制度のほか、沖縄振興特別推進交付金等の補助事業もあるが、これらの補助事業では新事業創出支援や地理的不利性の解消への支援を行っているのに対し、本制度では事業者による設備投資等への支援を行っており、役割分担を図っている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本制度は沖縄県からの要望も踏まえて拡充・延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄振興に寄与するため沖縄県が協力する相当性がある。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和3年8月(R3 内閣 09)

過去5年実績（国税、地方税）

		単位	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	合計
国 税	所得控除額 (所得金額)	(社)	2	1	1	1	1	6
		(件)	2	1	1	1	1	6
		(千円)	20,380	2,372	3,016	2,419	2,419	30,606
	所得控除 減税額	(千円)	4,728	550	700	561	561	7,100
	投資税額 控除額	(社)	19	19	13	8	23	82
		(件)	19	19	13	8	23	82
		(千円)	541,822	568,708	526,170	104,041	1,031,734	2,772,475
	減税額 (減収額) 計	(社)	21	20	14	9	24	88
		(件)	21	20	14	9	24	88
		(千円)	546,550	569,258	526,870	104,602	1,032,295	2,779,575
地方税	事業税 減税額	(件)	21	20	14	9	24	88
		(千円)	1,803	206	264	210	620	3,103
	不動産取得税 減税額	(件)	1	1	2	0	1	5
		(千円)	15,234	15,111	26,387	0	15,971	72,703
	固定資産税 減税額	(件)	108	83	83	70	84	428
		(千円)	159,111	152,089	142,248	126,240	131,864	711,552
	事業所税 減税額 (那覇市のみ)	(件)	8	1	1	1	1	12
		(千円)	4,536	483	483	483	483	6,468
	減税額 (減収額) 計	(件)	137	97	101	85	95	515
		(千円)	180,684	167,889	169,382	126,933	148,938	793,826

※沖縄県調べ。

※所得控除及び投資税額控除について令和元年度から令和4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）

※事業税について令和元年度から令和4年度の件数は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）、減税額は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）

別紙 2

税制を活用した情報通信産業における労働生産性の推計について

税制を活用した情報通信産業における労働生産性は、全国の情報通信産業における過去10年の労働生産性の指数の推移から平均増加率を求めこれを用いた。

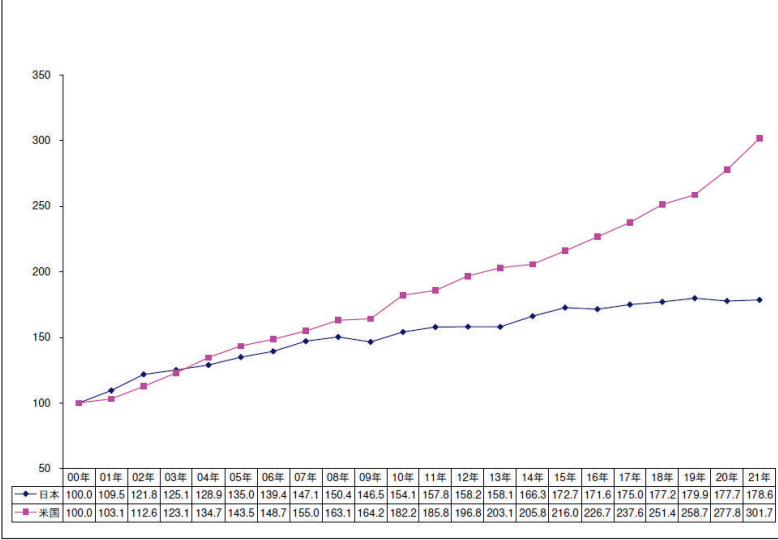
年	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
指数	157.8	158.2	158.1	166.3	172.7	171.6	175	177.2	179.9	177.7	178.6

※指数は2000年＝100

出典：令和4年度 ICT の経済分析に関する調査報告書(総務省) P67 図表3-27から抜粋

2011年から2021年までの平均増加率 = $(178.6 \div 157.8)^{(1/10)} = 1.245 \%$

図表 3-27 日米 労働生産性の指数の推移(2000 年=100)



点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の産業イノベーション促進地域における課税の特例措置の延長等
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	☐ 新設 ☐ 拡充 ☒ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類: B段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額を比較し、年平均で1,363百万円、令和5年度までに2,726百万円増加させる。以下同じ。）に対する過去の効果（令和3年度）が把握されていない。
② 所期の達成目標に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数0件（令和4年度の特別償却）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
③ 所期の達成目標に対する過去の直接的な効果について、「沖縄県の調査では、本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度に粗付加価値額の増加額は、令和4年度▲55,385百万円、令和5年度53,502百万円と合計▲1,883百万円であり、達成目標2,726百万円の実現には至っていない」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【内閣府の補足説明】
① 令和4年度から認定制度を開始しており、令和3年度は認定事業者がないことから、数値で比較し、効果を検証することは不可能である。
② ○投資税額控除と特別償却の選択可能な複数特例制度を設ける理由 研究開発等の先行投資や事業改革等により戦略的に赤字を計上する事業者は、投資税額控除の効果を最大限享受できないことから、斯様な事業者が実施する生産性向上等に寄与する設備投資を促進するためのインセンティブとして、投資税額控除と特別償却の選択可能な複数の特例措置を設けることが必要であると考えられる。その旨本文該当箇所に記載しました。
③ 本特例制度の直接的な効果として、事業者へのアンケートによると、本特例制度により「設備投資を促し、公共事業による需要増への対応、売上増加、従業員の給与アップへ繋がっている。」や「売上増加、従業員の給与アップ、福利厚生の充実、生産性の向上、財務基盤強化へ繋がった。」との回答が得られた。その旨本文該当箇所に記載しました。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
②・③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類: B段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額を比較し、年平均1,034百万円、令和8年度までに2,068百万円増加させる。以下同じ。）に対する将来の効果について、予測される将来の適用数3件（令和6年度から8年度までの特別償却）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

② 達成目標に対する将来の効果（令和6年度から8年度まで）について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】
① ○投資税額控除と特別償却の選択可能な複数特例制度を設ける理由 研究開発等の先行投資や事業改革等により戦略的に赤字を計上する事業者は、投資税額控除の効果を最大限享受できないことから、斯様な事業者が実施する生産性向上等に寄与する設備投資を促進するためのインセンティブとして、投資税額控除と特別償却の選択可能な複数の特例措置を設けることが必要であると考えられる。その旨本文該当箇所に記載しました。
② 事業者へのアンケートによると、「本特例制度により今後も継続した設備投資を行うことによる売上増加、労働生産性の向上、ひいては、財務基盤の強化の好循環を図る。」と本特例制度があることで継続的な設備投資を行うインセンティブになっている旨の回答が得られた。その旨本文該当箇所に記載しました。
【点検結果】
①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類: A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【内閣府の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		沖縄の産業イノベーション促進地域における課税の特例措置の延長等
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税9) (法人住民税、法人事業税:義)(自動運動)(地方税8)
		②: 上記以外の税目	(所得税:外、個人住民税:外、事業所税:外)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 (1) 国税(アまたはイのいずれかを選択) ア 投資税額控除(法人税) ・沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を法人税から控除できる。 (ア) 機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が100万円を超えるもの:15% (イ) 建物及びその附属設備の取得価額合計額が1,000万円を超えるもの:8% ・控除額限度は法人税額の20%、繰越税額控除4年、取得価額上限は20億円 ・対象となる建物付属設備は、建物と同時に取得したものに限定。 イ 特別償却(法人税、所得税) ・沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を普通償却限度額(または所得税法の規定による償却費)に加え、法人税額(または所得税)から償却できる。 (ア) 機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が100万円を超えるもの:34% (イ) 建物及びその附属設備の取得価額合計額が1,000万円を超えるもの:20% ・取得価額上限は各事業年度当たり合計20億円 ・対象となる建物付属設備は、建物と同時に取得したものに限定。 (2) 地方税 ア 個人住民税、法人住民税及び事業税 ・上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する。(自動運動) イ 事業所税(那覇市のみ) ・沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する施設を那覇市に新設した青色申告法人は、次の場合、事業所税のうち、資産割の課税標準となるべき事業所床面積を2分の1として5年間計算。

		《要望の内容》 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)の規定に基づく産業イノベーション促進地域における課税の特例について、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限(令和7年3月31日)を2年間延長し、令和9年3月31日までとする。 ・その他 適正化を図るため措置実施計画の期間等について所要の整備を行う。
		《関係条項》 沖縄振興特別措置法 第36条、第37条 租税特別措置法 第12条、第42条の9、第45条 租税特別措置法施行令 第6条の3、第27条の9、第28条の9 租税特別措置法施行規則 第20条の4、第20条の16、 地方税法 第23条第1項第3号、第292条第1項第3号 附則第33条 地方税法施行令 附則第16条の2の8
5	担当部局	内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付産業振興担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和6年8月 分析対象期間:令和元年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯	平成14年度 ・産業高度化地域の創設 平成19年度 ・5年間延長 平成24年度 ・産業高度化地域を廃止し、産業高度化・事業革新促進地域を創設 ・対象地域を13市町村から全市町村に拡大 ・投資税額控除の適用対象の機械等の下限取得価格の引下げ(1,000万円超→500万円超) 平成26年度 ・機械等下限取得価格の引下げ(500万円超→100万円超) 平成29年度 ・2年間延長 令和元年度 ・2年間延長 令和3年度 ・1年間延長 令和4年度 ・3年間延長(対象業種の追加等) ・課税の特例に係る県知事認定及び主務大臣の確認を導入
8	適用又は延長期間	2年延長(令和8年度)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 沖縄は、広大な海域や豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品の開発や新たな事業の創出において高い優位性・潜在性を有している。

		本特例措置の活用により、製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を引き続き促進し、競争力強化を図るとともに、生産性向上等に資するデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進や再生可能エネルギー源を利用促進することによる新たな価値の創出・普及を図り、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築を目指す。
		《政策目的の根拠》 ○経済財政運営と改革の基本方針 2024 について(令和 6 年 6 月 21 日閣議決定) 第2章の5. 地方創生及び地域における社会課題への対応 (3)地方活性化及び交流の拡大 (個性をいかした地域づくりと関係人口の拡大) 強い沖縄経済の実現に向けた観光の質向上や脱炭素化、沖縄科学技術大学院大学の起業支援等の産業振興、北部・離島等の定住環境整備、普天間返還も見据えた基地跡地の先行取得と那覇空港等との一体的な利用、教育・医療・福祉が融合したこどもの貧困対策・Well-being 拠点設置に向けた取組、平和学習の充実等の沖縄振興策を国家戦略として総合的に推進する。 ○沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号) 第一章 総則 (目的) 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立の発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。 (定義) 第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 九 製造業等 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。 十 産業高度化・事業革新促進事業 産業高度化(高度情報通信ネットワークの利用、情報通信技術を用いた情報の活用その他の方法により事業者の製品若しくは役務の開発力、生産若しくは役務の提供に関する技術又は経営の能率が向上することをいう。第三十五条の三及び第三十六条において同じ。)又は事業革新(沖縄の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品若しくは当該鉱工業品の生産に係る技術の活用又は環境への負荷の低減を図るための再生可能エネルギー源(太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として持続的に利用することができるものと認められるものをいう。第七十九条第二項において同じ。)の利用その他エネルギーの供給に関する技術若しくは設備の導入により新たな事業を創出し、又は新たな需要を相当程度開拓することをいう。第三十五条の三及び第三十六条において同じ。)に特に寄与すると認められる業種として政

		令で定めるものに属する事業をいう。 第三節 産業イノベーション促進計画等 (産業イノベーション促進計画の作成等) 第三十五条 沖縄県知事は、基本方針に即して、産業のイノベーション(産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を通じて新たな価値を生み出し、これを普及することにより、創出される経済社会の大きな変化をいう。次項及び第四十条において同じ。)を促進するための計画(以下「産業イノベーション促進計画」という。)を定めることができる。 2 産業イノベーション促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 計画期間 二 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進することにより、その地域における産業のイノベーションの促進が相当程度図られると見込まれる地域であって、産業のイノベーションの促進を効果的に図るため必要とされる政令で定める要件を備えているもの(以下この節において「産業イノベーション促進地域」という。)の区域 三 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進するため沖縄県が産業イノベーション促進地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容 四 前号の措置の実施を通じて産業のイノベーションが促進されることにより見込まれる効果 五 第三十五条の第三第一項に規定する産業高度化・事業革新措置実施計画の同条第四項の認定に関する基本的事項 3～7 (略) (産業高度化・事業革新措置実施計画の認定等) 第三十五条の三 提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域内において製造業等の産業高度化若しくは事業革新に必要な施設の整備その他の措置又は産業高度化・事業革新促進事業に必要な施設の整備その他の措置(以下この節において「産業高度化・事業革新措置」という。)を実施する者は、提出産業イノベーション促進計画に即して、産業高度化・事業革新措置の実施に関する計画(以下この条において「産業高度化・事業革新措置実施計画」という。)を作成し、当該産業高度化・事業革新措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。 2～10 (略) (課税の特例) 第三十六条 提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域内において認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者(当該認定事業者が認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って実施する産業高度化・事業革新措置が当該区域における産業高度化又は事業革新に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた者に限る。)が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置
--	--	---

		法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 ○沖縄振興基本方針(令和4年 5 月 10 日内閣総理大臣決定) Ⅱ 沖縄の振興の意義及び方向 2 沖縄振興の方向 本基本方針及び沖縄県が定める沖縄振興計画に基づく各般の施策や事業は、次のような方向を基本として取り組むこととする。 (1) 沖縄の優位性を活かした民間主導の自立型経済の発展 沖縄の自立的発展のためには、民間の力を最大限に活かし、民間が主導する形で自立型経済の発展を目指していくことが不可欠である。このため、アジア・太平洋地域との地理的近接性や、亜熱帯に位置する自然的特性等の優位性・潜在力を活かしつつ、沖縄内外の需要を取り込み、域内産業間で連携して財やサービスを提供していくことが重要である。こうした好循環を先導し、今後の沖縄経済を牽引する競争力のある産業を戦略的に振興するとともに、イノベーションの促進につながる民間主導の実証的な取組を促すことにより、県内事業者の生産性や「稼ぐ力」の向上を図り、持続可能性のある強い沖縄経済を実現することが求められている。 また、沖縄を取り巻く社会経済環境を踏まえ、温暖化による地球規模の気候変動や社会のデジタル化の進展といった時代潮流を的確に捉えて不利性克服の好機とし、グリーン社会への移行やデジタルトランスフォーメーション(以下「DX」という。)を迅速かつ強力に推進することで、持続可能な形で各分野の沖縄振興の一層の深化を図る必要がある。 Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項 1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 (4) 産業イノベーションの推進 沖縄は、広大な海域を始め豊かな地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品開発や新たな事業を創出する大きなポテンシャルを有している。他方で、地理的不利性等の影響により製造業の構成比が小さく、一人当たり県民所得や生産性が低いなど、様々な課題を抱えている。 このため、外から稼げる収益力の高い企業の誘致・育成、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興、産学官金の連携強化、デジタル技術の活用や脱炭素化等を通じ、沖縄の特性を踏まえた新たな産業の創出・発展を図るとともに、それぞれの産業において、地域資源を活用した付加価値の高い製品開発や地域ブランドの強化、海外市場での県産品の販路拡大等を進めることにより、個々の民間事業者にとどまらない地域全体のイノベーションの促進を目指す。 Ⅳ 沖縄振興の推進に関する事項 1 沖縄振興を推進するための措置(政策ツール) (4) 税制上の特例措置 沖縄振興特別措置法においては、特区・地域制度に沖縄県知事による認定や主務大臣による確認の制度等が導入され、企業の付加価値の増加等を促すとともに、税制の適切な効果把握を可能とする制度改革が行われた。
--	--	--

			今後とも民間事業者等の自主的取組を後押しし、沖縄の経済発展や不利性の解消に向けて一層の効果が発現するよう、税制の具体的な活用状況や成果等を適切に把握するとともに、その結果に応じて必要な検討や見直しを図る。 (略)																		
	②	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】9. 沖縄政策 【施策】9. 沖縄振興に関する施策の推進																		
	③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 【達成目標】 本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額を比較し、年平均 1,034 百万円、令和 8 年度までに 2,068 百万円増加させる。 ・令和 7 年度:1,034 百万円 ・令和 8 年度:1,034 百万円 →累計 2,068 百万円 ※当該達成目標は、沖縄県調査により過年度に本特例措置を活用した事業者の粗付加価値額の増加実績(47 百万円)を基に算出したものであり、令和 6 年度以降に想定される平年度の活用企業数 22 社を達成することにより、これら企業においても同様に粗付加価値額の増加が図られるものと判断されることから、上記のとおり目標の達成が可能と考えられる。 なお、脱炭素の推進事業により計画認定を受けた場合、本特例措置を活用した事業における温室効果ガスは排出量を令和 5 年度までに平成 30 年度比で 8.4%削減すると設定見込みであったが租税特別措置が認められなかったことから達成目標として設定していない。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置は、製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進や再生可能エネルギー源の利活用など「産業イノベーション」に資すると認められる設備投資に係る計画について、沖縄県知事の認定を受けた事業者のみが受けられるものであり、当該認定プロセスを通じて、当該設備投資が本特例措置の政策目的に合致するか否かを判断するものである。 達成目標としている粗付加価値額の増加を実現することで、沖縄の製造業等の競争力強化の推進につながり、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築の実現に寄与するものである。																		
10	有効性等	① 適用数	1. 過去 5 年間の適用件数実績 (単位:件) <table><tr><td></td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>投資税額控除</td><td>21</td><td>25</td><td>13</td><td>16</td><td>20</td></tr><tr><td>特別償却</td><td>5</td><td>6</td><td>4</td><td>0</td><td>1</td></tr></table> ※国税については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)		R1	R2	R3	R4	R5	投資税額控除	21	25	13	16	20	特別償却	5	6	4	0	1
	R1	R2	R3	R4	R5																
投資税額控除	21	25	13	16	20																
特別償却	5	6	4	0	1																

		※令和 5 年度国税の適用状況については、沖縄県調査による。 2. 今後の適用件数見込み 令和 6 年度は、投資税額控除 19 件、特別償却 3 件程度の適用を見込む。また、令和 7 年度・令和 8 年度(平年度)は延長等要望を前提に、投資税額控除 19 件、特別償却 3 件程度の適用を見込む。(いずれも算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」(参照))																																																												
②: 適用額	1. 過去5年間の適用額実績 (単位:百万円) <table><tr><td></td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>投資税額控除</td><td>332</td><td>135</td><td>42</td><td>84</td><td>124</td></tr><tr><td>特別償却</td><td>107</td><td>233</td><td>107</td><td>0</td><td>9</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>46</td><td>42</td><td>5</td><td>6</td><td>-</td></tr><tr><td>事業税(地方 法人特別税を 含む)</td><td>10</td><td>17</td><td>9</td><td>0</td><td>-</td></tr></table> ※国税については「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省) ※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)については、「地方税における税負担軽減措置等に関する報告書」(総務省) ※令和 5 年度国税の適用状況については、沖縄県調査による。 ※統計が未公表であること等により算定できないものについては「-」と記載 <措置実施計画の認定件数(令和元年度～令和 5 年度)> (単位:件) <table><tr><td></td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>製造業</td><td>34</td><td>36</td><td>35</td><td>19</td><td>46</td></tr><tr><td>電気業</td><td>24</td><td>30</td><td>22</td><td>17</td><td>17</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>4</td><td>6</td><td>7</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>合計</td><td>62</td><td>72</td><td>64</td><td>39</td><td>66</td></tr></table> (出所)沖縄県「令和 5 年度産業イノベーション促進地域の実施状況」 <令和 5 年度認定事業者の設備投資状況> ・製造業 5,466 百万円(46 件)→1 件あたり約 119 百万円 ・電気業 16,718 百万円(17 件)→1 件あたり約 983 百万円 (出所)沖縄県「令和 5 年度産業イノベーション促進地域の実施状況」 2. 今後の適用見込み 令和 6 年度は、投資税額控除 152 百万円、特別償却 87 百万円程度の適用を見込む。また令和 7 年度・令和 8 年度(平年度)は拡充等要望を前提に、投資税額控除 152 百万円、特別償却 87 百万円程度の適用を見込む。(いずれも算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)		R1	R2	R3	R4	R5	投資税額控除	332	135	42	84	124	特別償却	107	233	107	0	9	法人住民税	46	42	5	6	-	事業税(地方 法人特別税を 含む)	10	17	9	0	-		R1	R2	R3	R4	R5	製造業	34	36	35	19	46	電気業	24	30	22	17	17	上記以外	4	6	7	3	3	合計	62	72	64	39	66	
	R1	R2	R3	R4	R5																																																									
投資税額控除	332	135	42	84	124																																																									
特別償却	107	233	107	0	9																																																									
法人住民税	46	42	5	6	-																																																									
事業税(地方 法人特別税を 含む)	10	17	9	0	-																																																									
	R1	R2	R3	R4	R5																																																									
製造業	34	36	35	19	46																																																									
電気業	24	30	22	17	17																																																									
上記以外	4	6	7	3	3																																																									
合計	62	72	64	39	66																																																									

③ 減収額	1. 過去 5 年間の減収額実績 (単位: 百万円)						
			R1	R2	R3	R4	R5 (見込み)
	投資税額控除		332	135	42	84	124
	特別償却		107	233	107	0	2
	法人 住民 税	投資 税額 控除	43	10	3	6	9
		特別 償却	3	4	2	0	0
	事業税(地方法 人特別税を含 む)		10	17	9	0	0
	合 計		495	399	163	90	135
	※投資税額控除及び特別償却について、令和元年から令和 4 年度までについては「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)における活用実績に基づいて算出。令和 5 年度は、沖縄県調査に基づいて算出。なお、特別償却に係る法人税率は、令和元年度以降 23.2%として試算。 ※法人住民税及び事業税について、令和元年度から令和 4 年度までは「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省) ※令和 5 年度の法人住民税は国税の減収額に税率 7%を乗じて算出。 ※令和 5 年度の事業税は特別償却の適用額に税率 6.47%を乗じて算出。						
	2. 今後の減収額の見込み また、令和 6 年度・令和 7 年度・令和 8 年度(平年度)は延長等要望を前提に、投資税額控除 152 百万円、特別償却 20 百万円、法人住民税 12 百万円(投資税額控除 11 百万円、特別償却 1 百万円)、事業税 1 百万円の減収を見込む。 (国税の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照) (法人住民税は、国税の平年度の減収額に税率 7%を乗じた額) (事業税は、特別償却の平年度の適用額に税率 6.47%を乗じた額)						
④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額の増加額は、令和 4 年度 ▲55,385 百万円、令和 5 年度 53,502 百万円と合計 ▲1,883 百万円となった。 (出所)沖縄県の調査 (R4 認定事業者(13 者)、R5 認定事業者(27 者)の内、決算書等の提出があった先の付加価値額の増加額)						

《達成目標に対する租税特別措置法等の直接的効果》

沖縄県の調査では、本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額の増加額は、令和4年度▲55,385百万円、令和5年度53,502百万円と合計値は▲1,883百万円であり、達成目標2,726百万円となった。

(単位:百万円)

	R4	R5	合計
計画認定を受けた先の付加価値額の増加額 (達成目標)	1,363	1,363	2,726
計画認定を受けた先の付加価値額の増加額 (実績)	▲55,385	53,502	▲1,883

(出所)沖縄県の調査 (R4 認定事業者(13 者)、R5 認定事業者(27 社)の内、決算書等の提出があった先の付加価値額の増加額)

平成 24 年度の制度創設以降、本税制を活用した設備投資によって、当該設備投資を行った事業者の生産能力等の拡大に寄与している。

また、当該特例措置を受けた事業者群の粗付加価値額の増加額は、目標の達成には至っていないが、令和 4 年は燃料費高騰の影響を受け、付加価値額が極端に悪化する特殊要因があることや計画認定を受けて設備投資を行い、本格稼働して付加価値額が増加するには一定の時間を要すること、令和 5 年 5 月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が 2 類から 5 類へ移行しており、今後、観光需要や消費需要の増加が見込まれ、設備投資の増加や付加価値額の増加が期待される。

○投資税額控除と特別償却の選択可能な複数特例制度を設ける理由

研究開発等の先行投資や事業改革等により戦略的に赤字を計上する事業者は、投資税額控除の効果を最大限享受できないことから、斯様な事業者が実施する生産性向上等に寄与する設備投資を促進するためのインセンティブとして、投資税額控除と特別償却の選択可能な複数の特例措置を設けることが必要であると考えられる。

○本特例措置の直接的な効果

本特例制度の直接的な効果として、事業者へのアンケートによると「本特例制度により設備投資を促し、公共事業による需要増への対応、売上増加、従業員の給与アップへ繋がっている。」や「売上増加、従業員の給与アップ、福利厚生充実、生産性の向上、財務基盤強化へ繋がった。」との回答が得られた。

令和元年度から令和 5 年度までに本特例措置を活用した企業数は 111 社で、これらの企業による設備投資額は 584 億円となっており、産業の高度化等に向けた設備投資が促進された。

		なお、平成 28 年度に設定した測定指標に対し、活用事業者数の実績に乖離がある要因としては、平成 27 年度まで本制度を活用していた事業者が、平成 28 年度以降に経済金融活性化特別地区その他の制度を活用したことなどによるものである。また、設備投資額の実績に乖離がある要因としては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う観光需要及び消費需要の悪化により県内景気の下押し圧力が強まり、設備投資が指標より低調な水準となった。 実績・見込み (単位:社、百万円) <table><tr><td></td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td></tr><tr><td>活用事業者数 (指標)</td><td>60</td><td>70</td><td>82</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>活用事業者数 (実績)</td><td>26</td><td>31</td><td>17</td><td>16</td><td>21</td><td>—</td></tr><tr><td>活用事業者数 (見込)</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>22</td></tr><tr><td>設備投資額 (指標)</td><td>23,463</td><td>27,373</td><td>32,066</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>設備投資額 (実績)</td><td>5,266</td><td>9,977</td><td>11,782</td><td>9,160</td><td>22,185</td><td>—</td></tr><tr><td>設備投資額 (見込)</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>11,569</td></tr></table> ※R1 年度から R3 年度まで活用事業者数(指標)及び設備投資額(指標)は、H28 年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算したものの。R4 年度から R6 年度は試算がなく「—」とした。 ※活用事業者数(実績)は、R1 年度から R4 年度は別紙「租税特別措置の適用実施調査の結果に関する報告書」(財務省)、R5 年度沖縄県調査より ※R6 年度活用事業者数(見込)は、別紙「減収額・適用見込みの試算」の国税の見込み件数を合計し算出 ※設備投資額(実績)は、産業イノベーション促進地域の実施状況より ※R6 設備投資額(見込)は、R1 年度から R5 年度までの設備投資額の合計 58,370 百万円を活用事業者数の合計 111 件で除した 525 百万円に R6 年度活用事業者数(見込)22 件を乗じて算出 なお、本特例措置を活用した事業における温室効果ガス排出量削減については、計画認定を受ける制度が、認められなかったことから達成目標として設定していない。 <令和 6 年度以降の達成見込み> 本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額を比較し、年平均 1,034 百万円、令和 8 年度までに 3,102 百万円増加させる。		R1	R2	R3	R4	R5	R6	活用事業者数 (指標)	60	70	82	—	—	—	活用事業者数 (実績)	26	31	17	16	21	—	活用事業者数 (見込)	—	—	—	—	—	22	設備投資額 (指標)	23,463	27,373	32,066	—	—	—	設備投資額 (実績)	5,266	9,977	11,782	9,160	22,185	—	設備投資額 (見込)	—	—	—	—	—	11,569
	R1	R2	R3	R4	R5	R6																																													
活用事業者数 (指標)	60	70	82	—	—	—																																													
活用事業者数 (実績)	26	31	17	16	21	—																																													
活用事業者数 (見込)	—	—	—	—	—	22																																													
設備投資額 (指標)	23,463	27,373	32,066	—	—	—																																													
設備投資額 (実績)	5,266	9,977	11,782	9,160	22,185	—																																													
設備投資額 (見込)	—	—	—	—	—	11,569																																													

- ・令和 6 年度:1,034 百万円
- ・令和 7 年度:1,034 百万円
- ・令和 8 年度:1,034 百万円

→累計 3,102 百万円

※当該達成目標は、沖縄県調査により平成 30 年度に本特例措置を活用した事業者群の、認定年度と認定年度の翌事業年度における粗付加価値額の増加実績(47 百万円)を基に算出したものであり、令和 6 年度以降に想定される平年度の活用企業数 22 社を達成することにより、これら企業においても同様に粗付加価値額の増加が図られるものと判断されることから、上記のとおり目標の達成が可能と考えられる。

平成 24 年度の制度創設以降、本税制を活用した設備投資によって、当該設備投資を行った事業者の生産能力等の拡大に寄与している。

当該特例措置を受けた事業者群の粗付加価値額の増加額は、目標の達成には至っていないが、令和 4 年は燃料費高騰の影響を受け、付加価値額が極端に悪化する特殊要因があることや計画認定を受けて設備投資を行い、本格稼働して付加価値額が増加するには一定の時間を要すること、令和 5 年 5 月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が 2 類から 5 類へ移行しており、今後、観光需要や消費需要の増加が見込まれ、設備投資の増加や付加価値額の増加が期待される。

(単位:百万円)

	R4	R5	合計	平均/者
計画認定を受けた先の付加価値額の増加額 (達成目標)	1,363	1,363	2,726	47
計画認定を受けた先の付加価値額の増加額 (実績)	▲55,385	53,502	▲1,883	▲47

(出所)計画認定を受けた先の付加価値額の増加額

沖縄県の調査 (R4 認定事業者(13 者)、R5 認定事業者(27 者)の内、決算書等の提出があった先の付加価値額の増加額)

〇制度が延長できない場合の影響

沖縄県が実施した「産業高度化・事業革新措置実施計画の認定企業に対する沖縄県調査」によると、事業者においては、新たな設備投資により、生産性・生産額が拡大するとともに、本特例措置による税負担軽減相当額を新たな製品開発等の資金に充て事業を拡大するなどの事例があり、本制度は事業者の積極的な設備投資を強力に後押しする効果がある。

本特例措置が延長されない場合、沖縄の製造業等における設備投

		資に対するインセンティブが失われ、事業者の設備投資意欲が削がれることで、開発力・技術力の向上や新たな事業創出等に向けた投資が停滞し、製造業等の振興が阻害され、ひいては沖縄における民間主導の自立型経済の構築に支障を来すことが懸念される。 〇特別償却の適用実績が僅少な理由 本特例措置では、投資税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善又は償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。 過年度の本特例措置活用事業者においては、当該設備投資の特性や当該時点における各事業者の財務状況・経営状況等を踏まえ、直接的な税負担軽減効果を有する投資税額控除を選択する者が多かったものと推察される。 〇投資税額控除と特別償却の選択可能な複数特例制度を設ける理由 研究開発等の先行投資や事業改革等により戦略的に赤字を計上する事業者は、投資税額控除の効果を最大限享受できないことから、斯様な事業者が実施する生産性向上等に寄与する設備投資を促進するためのインセンティブとして、投資税額控除と特別償却の選択可能な複数の特例措置を設けることが必要であると考えられる。 〇本特例措置の直接的な効果の予測及び事後的な検証 事業者へのアンケートによると、「本特例制度により今後も継続した設備投資を行うことによる売上増加、労働生産性の向上、ひいては、財務基盤の強化の好循環を図る。」と本特例制度があることで継続的な設備投資を行うインセンティブになっていることに加え、設備投資による直接的な効果に関する回答が得られた。
	⑤: 税収減を是認する理由等	本特例措置は、沖縄の事業者の開発力・生産技術等の向上や地域資源を活用した新事業の創出等に向けた工場の整備や機械装置の導入等に対する設備投資を実施するインセンティブとして作用しており、具体的には直近 5 年間(令和元年度から令和 5 年度)で、本特例措置を活用して年平均 117 億円の設備投資が実施されている。 本特例制度に係る効果発現に一定程度寄与しているものと考えられ、加えて、足元、コロナ禍を経て回復しつつある企業の設備投資意欲に対するインセンティブとして必要性を増しているところである。 この間本特例措置を活用して製造業等の振興を図ってきたものの、沖縄における製造業等の産業構成比や労働生産性、給与水準は全国に比し、依然低い水準にあり、これらの課題解決に向けた取組を一層推進する必要があることから、これまで一定の成果を挙げってきた産業高度化・事業革新に係る投資を引き続き促進し、競争力の強化を図るとともに、生産性向上等に資するデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進や再生可能エネルギー源の利用促進等による新たな価値の創出・普及により、生産性の好循環、事業構造の変革等を図り、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構造の実現を目指すこととしている。 以上より、本特例措置は税収減を是認するに足る効果のあるものと考えられる。

別紙

産業イノベーション促進地域(旧 産業高度化・事業革新促進地域)
における減収額・適用見込み(試算)

○産業イノベーション促進地域(旧 産業高度化・事業革新促進地域)における租税特別措置について、拡充及び延長した場合の減収見込みについて、下記のとおり試算。

1. 適用実績

(単位:件、百万円)

	投資税額控除		特別償却			減収額 合計
	件数	適用額 (減収額)	件数	適用額	減収額	
R1 年度	21	332	5	107	25	357
R2 年度	25	135	6	233	55	190
R3 年度	13	42	4	107	25	67
R4 年度	16	84	0	0	0	84
R5 年度	20	124	1	9	2	126
合計	95	717	16	456	107	824
1 件あたりの 適用額	8		29			

※R1 年度から R4 年度までの件数及び適用額は、租税特別措置の適用実態調査結果に基づくもの

※法人税率については、23.2%として試算

2. 計画認定企業数

(単位:件)

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	合計	5年平均
企業数	38	45	41	26	47	197	39

※産業イノベーション促進計画の実施状況、産業高度化・事業革新促進計画実施状況報告書より

3. 令和6年度以降の見込み

(1) 現行制度分

仮定①: 令和6年度以降の1年度当たりの認定企業数は 39 件(過去5年の平均)とする。

※ 令和5年度については、実績の 47 件を用いる。

仮定②: 適用実績から、計画認定企業が投資税額控除を適用する割合は 48.2%とする。

※ 投資税額控除件数 95 件 ÷ 計画認定企業数 197 件 = 48.2%

仮定③: 適用実績から、投資税額控除 1 件当たりの控除額は 8 百万円とする。

※ 投資税額控除額 717 百万円 ÷ 投資税額控除件数 95 件 = 8 百万円

仮定④: 適用実績から、計画認定企業が特別償却を適用する割合は 8.1%とする。

11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を促進し、競争力の強化を図るとともに、生産性向上等に資するデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進や再生可能エネルギー源の利用促進等による新たな価値の創出・普及により、沖縄経済を牽引しう地域産業のイノベーションを促進し、産業振興の取組を強力に推進するものである。 これらの制度は、活用する事業者に対して、効果的にインセンティブを与え設備投資を促す手段となっている。特定企業を対象とする補助金等よりも、各企業が一定の裁量の下で設備投資等に関する経営判断を行うことができることから税制措置の方が適当である。 また、本地域制度においては、措置実施計画等の認定等のスキームを通して、対象事業の適格性等を判断し、製造業等の競争力強化等に資すると認められる場合に限定して投資税額控除等の措置を講じていることから、無差別に適用されることはなく、必要最低限の措置となっている。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	沖縄県は、沖縄振興特別推進交付金(一括交付金)等を活用して産学連携の共同研究や新たな製品やサービス等の開発支援事業を行うことで、高度なものづくり産業の土台となる支援体制の構築に取り組んでおり、本制度では企業の自助努力による高度な設備投資等を後押しし、役割分担を図りつつ、相乗的にものづくり産業の育成・高度化を促し、本県の経済振興の一翼を担う移出型産業として成長できるよう支援を行っている。 なお、製造業を対象とした制度は他に国際物流拠点産業集積地域及び経済金融活性化特区があるが、これらの制度は一定の地域内に特定の産業の集積を図り、それによって国際物流拠点の形成や北部経済の振興を進め、経済の活性化を図るための制度である。 一方、本特例措置は、沖縄の製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を促進し、競争力の強化を図るとともに、生産性向上等に資するデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進や再生可能エネルギー源の利用促進等による新たな価値の創出・普及により、沖縄経済を牽引しう地域経済のイノベーションを促進し、産業振興の取組を強力に推進するものであり、制度の趣旨を異にするものである。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	本制度は沖縄県からの要望も踏まえて拡充・延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和3年8月(R3内閣10)

※ 特別償却件数 16 件 ÷ 計画認定企業数 197 件 = 8.1%

仮定⑤:適用実績から、特別償却 1 件当たりの控除額は 29 百万円とする。

※ 特別償却額 456 百万円 ÷ 特別償却件数 16 件 = 29 百万円

以上の仮定に基づき、各年度の減収額・適用見込みを試算

(単位:件、百万円)

年度	認定企 業数	投資税額控除		特別償却			減収額 見込み (③+⑥)
	① 件数	② 件数 (①×48.2%)	③ 適用額 (減収額) (②×8)	④ 件数 (①×8.1%)	⑤ 適用額 (④×29)	⑥ 減収額 (⑤×税率)	
R6 以降	39	19	152	3	87	20	172

※法人税率については 23.2%として試算

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	☐ 新設 ☒ 拡充 ☒ 延長

(1) 達成目標 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(2) 過去の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—

【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果 (点検結果の分類：B段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（令和5年度までに国際物流拠点産業集積地域において、新規立地企業数のうち、本特例措置を活用して立地する企業数を22社とする）に対する過去の直接的な効果について、「立地企業数は、令和元年度の223社から令和5年度までに42社増加し265社となっており、かつ毎年一定数の企業（年平均で約32社）が本特例措置を活用している。令和5年8月に実施した企業誘致セミナーにおけるアンケート結果によると、立地を検討するうえで必要な支援として税制特例措置への関心が高く、実際に新規立地した企業からは、税制特例措置があることで進出を決めたとの声がある。したがって本特例措置が国際物流拠点産業の集積を図ることに一定程度寄与しているものと判断できる」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が定量的に把握されていない。
【内閣府の補足説明】
① 評価書の本文該当箇所にアンケート結果の数値を追記しました。なお、アンケートは匿名のためその後実際に新規立地したかの検証まではできません。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（令和8年度までに国際物流拠点産業集積地域において、新規立地企業数のうち、本特例措置を活用して立地した企業数を10社とする）に対する将来の直接的な効果について、「実績及び将来の見込みによれば、活用企業数の実績は令和元年度以降減少している。これは、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の停滞によって企業の投資活動が停滞したこと、令和4年度より導入された税制活用するための県知事認定及び主務大臣確認による事前認定制度について、手続を煩雑と感じた企業が申請を控えたものと推察される状況において、設定した達成目標数値が過大であったことが要因と考えられる。今後は、アフターコロナにおける企業業績の急回復により企業の投資活動が活発化するなか、本税制が企業の新規立地判断におけるインセンティブとなり、本税制の活用により企業集積が進むと見込まれる」と説明されているが、将来の効果（本特例措置活用企業数：令和6年度3社、令和7年度3社、令和8年度4社）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】
① 直接的な効果検証について、評価書の本文該当箇所にアンケートを継続していきたい旨を追記しました。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(8) 他の政策手段 (点検結果の分類：A段階)

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—

【点検結果】

なし。

点検項目(6)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書		
1	政策評価の対象とした政策の名称	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税10) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)(地方税6)
		② 上記以外の税目 (所得税:外、関税:外、個人住民税:外、事業所税:外)
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・ <u>主管</u> ・ <u>共管</u> 】
4	内容	《現行制度の概要》 1. 国税((1)～(3)は選択制)(県知事認定及び主務大臣の確認を受けた者のみ) (1)所得控除(法人税) ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において、特別事業認定を受けた法人の特定国際物流拠点事業に係る法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入(特別事業認定法人で、法人設立後 10 年間) (2)投資税額控除(法人税) ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額から法人税額から控除 ・機械及び装置の合計額が 100 万円を超えるもの 15% ・建物及び建物附属設備の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの 8% イ 法人税額の 20%限度(繰越税額控除4年)、取得価額の上限 20 億円 ウ 対象となる建物附属設備等は建物と同時取得したものに限られる (3)特別償却(法人税、所得税) ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、普通償却限度額に加えて、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を償却 ・100 万円を超える機械及び装置 50% ・1,000 万円を超える建物等 25% イ 取得価額の上限額 20 億円 ウ 対象となる建物附属設備等は建物と同時取得したものに限られる (4)貿易手続きの簡素化(関税)

	ア 国際物流拠点産業集積地域内の保税工場等の許可手数料の軽減 イ 関税の課税物件の確定に関する特例措置保税工場等において、保税作業により製造した製品を国内に引き取る場合、関税については製品課税又は原料課税のいずれかを選択
	2. 地方税 (1)法人住民税、個人住民税、事業税 ア 上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する。(自動連動) (2)事業所税 ア 那覇市において、国際物流拠点産業の用に供する施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を2分の1控除する。
	《要望の内容》 沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)の規定に基づく国際物流拠点産業集積地域における課税の特例について、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限(令和7年3月 31 日)を2年間延長し、令和9年3月 31 日までとする。 1 拡充・延長要望 課税の特例の対象となる国際物流拠点産業集積地域の範囲を産業集積が見込まれる地区に見直したうえで、南風原・八重瀬地区(南風原町・八重瀬町の一部)を追加し、その他必要な措置を講じる。
	2 その他 適正化を図るため措置実施計画の期間等について所要の整備を行う。
	《関係条項》 ・沖縄振興特別措置法 第 50 条、第 51 条 ・沖縄振興特別措置法施行令 第 21 条 ・租税特別措置法 第 12 条、第 42 条の9、第 45 条、第 60 条、 ・租税特別措置法施行令 第6条の3、第 27 条の9、第 28 条の9、第 36 条、 ・租税特別措置法施行規則 第 20 条の4、第 21 条の 17 の2、 ・地方税法 第6条、第 23 条第 1 項第 3 号、第 51 条第 2 項、第 72 条第 1 項第 3 号、第 72 条の 12 第 3 号、第 72 条の 23 第 1 号、第 292 条第 1 項第 3 号、第 313 条第 2 項、附則第 33 条、 ・地方税法施行令 附則第 16 条の2の8

5	担当部局	内閣府 政策統括官(沖縄政策担当)付 産業振興担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和6年8月 分析対象期間:令和元年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯	平成 10 年度 ・自由貿易地域 拡充 ・特別自由貿易地域 創設 平成 14 年度 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長 平成 19 年度 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長 平成 24 年度 ・国際物流拠点産業集積地域 創設 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 廃止 平成 26 年度 ・国際物流拠点産業集積地域 拡充(対象業種の追加等) 平成 29 年度 ・国際物流拠点産業集積地域 延長 令和元年度 ・国際物流拠点産業集積地域 延長 令和3年度 ・国際物流拠点産業集積地域 延長 令和4年度 ・国際物流拠点産業集積地域 拡充(対象地域の追加等) ・課税の特例に係る県知事認定及び主務大臣の確認を導入
8	適用又は延長期間	令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 急成長する東アジアの中心に位置する沖縄において、地理的優位性を活かし、高付加価値型のものづくり企業やリペアセンター等の高能型物流企業、航空機整備業(MRO)等の国際物流拠点産業の集積を図ることで、沖縄における自立型経済の構築を目指す。 《政策目的の根拠》 ○経済財政運営と改革の基本方針 2024 について(令和6年6月21日閣議決定) 個性をいかした地域づくりに向け、沖縄振興・北海道開発と、過疎地域や半島、離島、奄美、小笠原、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。強い沖縄経済の実現に向けた観光の質向上や脱炭素化、沖縄科学技術大学院大学の起業支援等の産業振興、北部・離島等の定住環境整備、普天間返還も見据えた基地跡地の先行取得と那覇空港等との一体的な利用、教育・医療・福祉が融合したこどもの貧困対策・Well-being 拠点設置に向けた取組、平和学習の充実等の沖縄振興策を国家戦略として総合的に推進する。 ○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号) (目的) 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄

		の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。 (定義) 第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 十一 国際物流拠点産業 国際物流拠点(国際的な貨物流通の拠点として機能する港湾又は空港をいう。以下同じ。)において積込み又は取卸しがされる物資の流通に係る事業、当該事業の用に供される施設の設置又は運営を行う事業その他の国際物流拠点を中核とした集積が形成され、かつ、当該集積の形成が貿易の振興に寄与すると見込まれる事業であって政令で定めるものをいう。 (国際物流拠点産業集積計画の作成等) 第四十一条 沖縄県知事は、基本方針に即して、国際物流拠点産業の集積を図るための計画(以下「国際物流拠点産業集積計画」という。)を定めることができる。 2 国際物流拠点産業集積計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 計画期間 二 関税法第二条第一項第十一号に規定する開港又は同項第十二号に規定する税関空港であって、相当量の貨物を取り扱うものに隣接し、又は近接している地域であり、かつ、国際物流拠点産業の用に供する土地の確保が容易である地域であって、国際物流拠点産業の集積を図ることが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域(以下「国際物流拠点産業集積地域」という。)の区域 三 国際物流拠点産業の集積を図るため沖縄県が国際物流拠点産業集積地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容 四 前号の措置の実施を通じて国際物流拠点産業の集積が図られることにより見込まれる効果 五 第四十二条の二第一項に規定する国際物流拠点産業集積措置実施計画の同条第四項の認定に関する基本的事項 3～7項 (略) (国際物流拠点産業集積地域における事業の認定) 第四十三条 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において次に掲げる事業を行おうとする者であって政令で定める要件に該当する者は、当該事業を当該区域内で行うことが適当である旨の主務大臣の認定を受けることができる。2～5項 (略) (課税の特例) 第五十条 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って国際物流拠点産業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者(当該認定事業者が認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って実施する国際物流拠点産業集積措置が当該区域における国際物流拠点産業の集積に特に資する
--	--	---

		ものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた者に限る。)が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 2 認定法人(当該認定法人が営む認定特定国際物流拠点事業が当該区域における国際物流拠点産業の集積に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた法人に限る。)の認定特定国際物流拠点事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 ○沖縄振興基本方針(令和4年5月10日 内閣総理大臣決定) Ⅱ 沖縄の振興の意義及び方向 2 沖縄振興の方向 (1)沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 沖縄の自立的発展のためには、民間の力を最大限に活かし、民間が主導する形で自立型経済の発展を目指していくことが不可欠である。このため、アジア・太平洋地域との地理的近接性や、亜熱帯に位置する自然的特性等の優位性・潜在力を活かしつつ、沖縄内外の需要を取り込み、域内産業間で連携して財やサービスを提供していくことを通じ、域内に経済効果が波及する地域経済の好循環を図っていくことが重要である。こうした好循環を先導し、今後の沖縄経済を牽引する競争力のある産業を戦略的に振興するとともに、イノベーションの促進につながる民間主導の実証的な取組を促すことにより、県内事業者の生産性や「稼ぐ力」の向上を図り、持続可能性のある強い沖縄経済を実現することが求められている。 また、沖縄を取り巻く社会経済環境を踏まえ、温暖化による地球規模の気候変動や社会のデジタル化の進展といった時代潮流を的確に捉えて不利性克服の好機とし、グリーン社会への移行やデジタルトランスフォーメーション(以下「DX」という。)を迅速かつ強力に推進することで、持続可能な形で各分野の沖縄振興の一層の深化を図る必要がある。 Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項 1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 (3)国際物流拠点産業 沖縄の国際物流拠点産業は、アジアや他の都道府県との競争が進む一方、国際物流ハブ機能を持つ那覇空港における第二滑走路の増設を始めとする空港・港湾等の物流インフラの整備や、海外との物流ネットワークの形成等に伴い、域外への事業展開を可能とする環境の整備が図られてきている。 こうした状況も踏まえ、国際物流拠点産業の一層の集積を図るとともに、デジタル技術を活用した物流の効率化・迅速化や、特産物の海外輸出など他産業との連携による高付加価値化を図る。 Ⅳ 沖縄振興の推進に関する事項
--	--	---

		1 沖縄振興を推進するための措置（政策ツール） (4) 税制上の特例措置 沖縄振興特別措置法においては、特区・地域制度に沖縄県知事による認定や主務大臣による確認の制度等が導入され、企業の付加価値の増加等を促すとともに、税制の適切な効果把握を可能とする制度改正が行われた。 今後とも民間事業者等の自主的取組を後押しし、沖縄の経済発展や不利性の解消に向けて一層の効果が発現するよう、税制の具体的な活用状況や成果等を適切に把握するとともに、その結果に応じて必要な検討や見直しを図る。（以下略）																																													
	② 政策体系における政策目的の位置付け	【政策】9. 沖縄政策 【施策】9. 沖縄振興に関する施策の推進																																													
	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 1. 達成目標 令和8年度までに次の目標を達成する。 ・国際物流拠点産業集積地域において、新規立地企業数のうち、本特例措置を活用して立地した企業数を 10 社とする。 ※年平均で 24 社立地し、そのうち、10%超の企業が本特例を活用するものと試算 2. 参考指標 ・国際物流拠点産業集積地域における立地企業数 ・国際物流拠点産業集積地域において本特例措置を活用する企業数 ・国際物流拠点集積地域における域外搬出額 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 沖縄県において国際物流拠点産業は、アジアに近い地理的優位性を最大限活用できることから、観光リゾート産業、情報通信関連産業に次ぐ第三のリーディング産業として位置付けされている重要な分野である。国際物流拠点産業の集積を図ることは、集積地域内における企業活動の活性化につながる。また、企業活動が活性化することで、取扱貨物量の増加や、域外搬出量の増加が期待でき、更には域外搬出量の増加は域外競争力の強化にもつながることから本特例措置は、国際物流拠点産業の集積を通じて貿易の振興及び沖縄の自立型経済の構築に寄与するものである。																																													
10	有効性等	① 適用数 1. 過去5年間の適用実績件数 （単位：件） <table><tr><th></th><th>項目</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td rowspan="4">国 税</td><td>所得控除</td><td>3</td><td>1</td><td>1</td><td>3</td><td>2</td></tr><tr><td>投資税額控除</td><td>47</td><td>36</td><td>27</td><td>12</td><td>8</td></tr><tr><td>特別償却</td><td>9</td><td>3</td><td>3</td><td>2</td><td>5</td></tr><tr><td>計</td><td>59</td><td>40</td><td>31</td><td>17</td><td>15</td></tr><tr><td rowspan="2">地 方</td><td>法人住民税</td><td>59</td><td>40</td><td>31</td><td>17</td><td>15</td></tr><tr><td>事業税</td><td>30</td><td>35</td><td>34</td><td>36</td><td>37</td></tr></table>		項目	R1	R2	R3	R4	R5	国 税	所得控除	3	1	1	3	2	投資税額控除	47	36	27	12	8	特別償却	9	3	3	2	5	計	59	40	31	17	15	地 方	法人住民税	59	40	31	17	15	事業税	30	35	34	36	37
	項目	R1	R2	R3	R4	R5																																									
国 税	所得控除	3	1	1	3	2																																									
	投資税額控除	47	36	27	12	8																																									
	特別償却	9	3	3	2	5																																									
	計	59	40	31	17	15																																									
地 方	法人住民税	59	40	31	17	15																																									
	事業税	30	35	34	36	37																																									

			計	89	75	65	53	52
		※国税について、令和元年度から令和４年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。 ※令和５年度の国税については、沖縄県調査。 ※地方税の自動連動分(法人住民税、事業税)は、沖縄県調査。						
		2. 今後の適用件数見込み 令和6年度は、所得控除2件、投資税額控除 30 件、特別償却5件を見込む。また、令和7年度及び令和8年度は、平年度で所得控除2件、投資税額控除 33 件、特別償却5件の適用を見込む。 (算定根拠は「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照)						
	② 適用額	1. 過去5年間の適用額実績 (単位:百万円)						
			項目	R1	R2	R3	R4	R5
		国 税	所得控除	182	134	74	173	183
			投資税額控除	214	158	170	52	310
			特別償却	879	23	41	15	306
		地 方 税	法人住民税	59	15	13	6	30
			事業税	85	13	6	14	34
		※国税について、令和元年度からは令和4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。 ※令和5年度の国税については、沖縄県調査。 ※地方税の自動連動分(法人住民税、事業税)は、令和元年度から令和5年度は沖縄県調査。						
		2. 今後の適用額見込み 令和6年度は、所得控除 149 百万円、投資税額控除 209 百万円、特別償却 288 百万円の適用を見込む。また、令和7年度及び令和8年度は、平年度で所得控除 149 百万円、投資税額控除 226 百万円、特別償却 288 百万円の適用を見込む。(算定根拠は「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照)						
	③ 減収額	1. 過去5年間の減収額実績 (単位:百万円)						
			項目	R1	R2	R3	R4	R5
		国 税	所得控除	42	31	17	40	42
			投資税額控除	214	158	170	52	310
			特別償却	204	5	9	3	71
		地 方 税	法人住民税 (所得控除分)	5	2	1	2	2

			法人住民税 （投資税額控除分）	27	12	11	3	21
			法人住民税 （特別償却分）	26	1	1	1	4
			事業税 （所得控除分）	16	11	3	12	11
			事業税 （特別償却分）	69	2	3	1	19
			※国税の令和元年度～令和５年度の算定根拠は別紙「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照 ※地方税について、令和元年度から令和４年度の算定根拠は別紙「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照 ※令和５年度の法人住民税は、国税の減収額に税率 7% 乗じて算定。 （特別償却分は、1 百万円に満たないため 1 百万円とする） ※令和５年度の事業税は、国税の適用額に税率 6.47% を乗じて算定。					
			2. 今後の減収見込み (単位：百万円)					
				項目	R6	R7	R8	
		国 税		所得控除	34	34	34	
				投資税額控除	209	223	229	
				特別償却	66	66	66	
		地 方 税		法人住民税 （所得控除分）	2	2	2	
				法人住民税 （投資税額控除分）	14	15	16	
				法人住民税 （特別償却分）	4	4	4	
				事業税 （所得控除分）	9	9	9	
				事業税 （特別償却分）	18	18	18	
			※算定根拠は別紙「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照					

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

1. 政策目的の達成状況

令和5年度における立地企業数 265 社

令和5年度における新規立地企業数 22 社

2. 達成目標の実現状況

国際物流拠点産業集積地域内における立地企業数は順調に増加しており、政策目的である新規立地企業数の増加による企業集積は進んでいるものの、本特例措置を活用して立地した企業数は、目標数に未達であった。

(達成目標)

① 国際物流拠点集積地域における立地企業数 (単位: 社)

R1	R2	R3	R4	R5
223	196	251	263	265

※沖縄県調査

② ①のうち新規立地企業数 (単位: 社)

R1	R2	R3	R4	R5
44	20	65	15	22

※沖縄県調査

③ ②のうち本特例措置活用企業数 (単位: 社)

R1	R2	R3	R4	R5
2	0	2	1	1

※沖縄県調査

3. 達成目標に対する将来の効果

当該地域への進出を検討している企業において、本特例措置がインセンティブとなり、制度活用を前提として当該地域に進出することで、新規立地企業数が増加することによって、国際物流拠点産業の企業数が増加し、国際物流拠点産業の集積を図るという政策目的を的確に行うことが可能である。

(達成目標)

① 国際物流拠点集積地域における立地企業数見込み (単位: 社)

R6	R7	R8
279	288	304

※別紙「目標設定資料」参照

② ①のうち新規立地企業数 (単位: 社)

R6	R7	R8
22	22	29

※別紙「目標設定資料」参照

③ ②のうち本特例措置活用企業数

(単位：社)

R6	R7	R8
3	3	4

※算定根拠は別紙「目標設定資料」参照

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

本特例措置は、国際物流拠点産業の集積を図るという政策目的を的確に行うための手段である。そのため、集積地域内に新規立地した企業における本特例措置の活用状況を測定することで、企業集積を図るという政策目的に対する本特例措置の有効性を検証することが可能である。

また、本特例措置は、地域内に立地した企業も、継続的に本特例措置を活用することで、継続的な事業規模等の拡大推進を図ることが可能となるため、集積地域に留まり、長期的に企業活動を行うことへのインセンティブとなる側面も持ち合わせている。立地企業数は、令和元年度の 223 社から令和 5 年度までに 42 社増加し 265 社となっており、かつ毎年一定数の企業(年平均で約 32 社)が本特例措置を活用している。令和 5 年 8 月に実施した企業誘致セミナーにおけるアンケート結果によると、立地を検討するうえで必要な支援として税制特例措置への関心が高く(47 社中 15 社)、実際に新規立地した企業からは、税制特例措置があることで進出を決めたとの声がある。したがって本特例措置が国際物流拠点産業の集積を図ることに一定程度寄与しているものと判断できる。

なお、実績及び将来の見込みによれば、活用企業数の実績は令和元年度以降減少している。

これは、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の停滞によって企業の投資活動が停滞したことと、令和4年度より導入された税制活用するための県知事認定及び主務大臣確認による事前認定制度について、手続を煩雑と感じた企業が申請を控えたものと推察される状況において、設定した達成目標数値が過大であったことが要因と考えられる。

今後は、アフターコロナにおける企業業績の急回復により企業の投資活動が活発化するなか、本税制が企業の新規立地判断におけるインセンティブとなり、本税制の活用により企業集積が進むと見込まれる。本税制の直接的な効果検証として、企業誘致セミナー等におけるアンケート等を継続的に実施し、新規立地判断における影響を分析していきたい。

引き続き制度周知に努め、本税制を活用して企業の集積及び貿易を振興することで、自立型経済の構築に向けた取組を推進していきたい。

(測定指標)

・本制度を活用した企業数の増加

特例措置を活用する新規立地企業数の見込み

(単位：社)

項目	R4	R5
①新規立地企業数(指標)	19	19
①新規立地企業数(実績)	15	22
②①のうち特例措置を活用する企業数(指標)	7	7

			②①のうち特例措置を活用する企業数(実績)	1	1
			別紙「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照。		
			参考指標1 (単位:社)		
			項目	R4	R5
			①立地企業数(指標)	281	300
			①立地企業数(実績)	263	265
			②①のうち特例措置を活用する企業数(指標)	53	58
			②①のうち特例措置を活用する企業数(実績)	39	40
			別紙「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照。		
			参考指標2 (単位:百万円)		
			項目	R4	R5
			域外出荷額(指標)	32,936	36,301
			域外出荷額(実績)	34,472	36,352
			別紙「【別紙】沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等」参照。		
			3. 制度が延長できない場合の影響		
			本制度は、国際物流拠点産業の集積を目的に創設された制度であり、集積を図るための重要なインセンティブとなっている。		
			しかしながら、本制度が延長されない場合、集積を図るためのインセンティブの消失により、国際物流拠点への企業集積が進まないことが想定され、沖縄県において、アジア地域との地理的近接性を活かすことのできるリーディング産業と位置付けているにもかかわらず、国際物流拠点産業の集積に支障を来し、域内の関連産業の成長の遅れにもつながり、ひいては沖縄の民間主導による自立型経済の構築に支障が出てくることが懸念される。		
			4. 適用実績が僅少な理由		
			(1)所得控除		
			所得控除については、対象業種が5業種に限定されていること、また、対象事業者は各種要件が定められている特定国際物流拠点事業認定を受けることが条件となるため、適用できる企業は極めて少ない。		
			しかしながら、所得控除は、他の特例措置に比し適用企業に対する税制上の負担軽減効果が大きいため、企業集積を図るためのインセンティブとして非常に重要な役割を果たす効果が期待できることから、本特例措置の継続は必要である。		
			(2)特別償却		
			特別償却の適用件数は、僅少であるが、これは投資税額控除や所得控除、特別償却のいずれかを選択適用する制度となるため、本特例措置のうち、特別償却の適用を選択した企業が少ないことが要因である。		
			本特例措置の過去の適用状況は、直接的な税負担軽減効果のある投資税額控除を選択する企業が特別償却を選択する企業よりも多い結果となっている。他方、特別償却は事業への先行投資等を行った結果、赤字決算となった企業も税制上発生した赤字を翌年度以降長期間にわたり繰越すことを可能となる特例措置である。このように		

						赤字企業へのインセンティブとなる特例措置を設けることにより、多様な企業の集積を図ることが可能となり、ひいては、企業の業績形態や経営戦略により選択可能な複数の特例措置を設けることにより、多様な企業に積極的な設備投資を促進させ、地域への集積を図るインセンティブ効果が期待できることから本特例措置の継続は必要である。
						⑤: 税収減を是認する理由等
	11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等			国際物流拠点産業は、沖縄県において観光リゾート産業、情報通信関連産業に次ぐ第三のリーディング産業として位置付けされている重要な分野である。国際物流拠点産業の集積を図ることは、国際物流拠点産業集積地域内の企業活動を活性化させ、貨物量の取扱を増加させ、ひいては域外搬出量の増加に寄与することが期待される重要な施策であると言える。
						本税制措置は、企業に対する集積地域への立地に対するインセンティブを与えるとともに、企業の早期、長期に及ぶ設備投資を促進する効果が期待でき、企業集積に寄与するものであるから、税収減を是認する効果があると言える。
						国際物流拠点産業集積地域においては、道路貨物運送業、卸売業、製造業等、多様な業種を国際物流拠点産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等も多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制措置が適当であり、本特例措置は妥当と考えられる。
						また、本制度においては、地域指定・主務大臣の確認申請等のスキームを通じて、国際物流拠点産業の集積を図ることを目的として貿易の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、必要最小限の特例措置であると考えられる。
						②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担

			策や高コストな物流費の軽減策など、沖縄固有の特殊性に基因する今なお残る課題等に取り組むための制度であり、建物や設備等の取得促進により県内での新たな事業展開を後押し、国際物流拠点産業の集積(企業の誘致)を図る本税制とは役割が異なる。
	③	地方公共団体が協力する相当性	本制度は沖縄県からの要望も踏まえて拡充・延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは沖縄振興に寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。
12	有識者の見解		－
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和3年8月(R3 内閣 11)

通用額・減収額の見込み（国際物流拠点産業集積地域）

令和6年8月

1. 通用実績

(単位：件、千円)

	所得控除			投資税額控除		特別徴収			減収額計	通用額計
	件数	通用額	減収額	件数	通用額 (減収額)	件数	通用額	減収額		
R1年度	3	182,033	42,232	47	214,552	9	879,509	204,046	460,870	1,276,134
R2年度	1	134,174	31,128	36	158,196	3	23,408	5,431	194,754	315,777
R3年度	1	74,991	17,308	27	170,075	3	41,908	9,723	197,196	286,974
R4年度	3	173,272	40,199	12	52,258	2	15,970	3,705	96,162	241,550
R5年度	2	153,605	42,615	8	310,830	5	306,447	71,142	424,587	801,152
合計	10	748,156	173,572	130	905,950	22	1,267,442	294,047	1,373,569	2,921,547
1件あたり 通用額	74,816			6,969		57,611				

※件数・通用額について、R3～R4年度は租税特別措置の通用実績調査（財務省）、令和5年度は沖縄県調査

※法人税率は、23.2%として試算

2. 立地企業数

(単位：件、%)

地域	項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	合計	率
旧地域（那覇・うるま）	企業数	87	88	97	94	92	458	1.2%
	増加数	0	1	9	-3	-2	5	
	増加率	0.0%	1.1%	10.2%	-3.1%	-2.1%		
H26拡大地域（南部5市・旧うるま地区除くうるま）	企業数	136	108	154	153	156	707	
	増加数	10	-28	46	-1	3	30	
R4拡大地域（仲瀬・上江洲、平安座、港武当地区）	企業数	0	0	0	16	17	33	
	増加数	0	0	0	0	1	1	
合計	企業数	223	196	251	263	265	1,198	
	増加数	10	-27	55	-4	3	36	

※沖縄県調査による。

※R4拡大地域の既存立地企業16社は増加数に含めていない。

3. 立地企業数・税制活用件数

(1)全体

(単位：件、%)

	企業数	所得控除		投資税額控除		特別徴収	
		件数	活用割合	件数	活用割合	件数	活用割合
R1年度	223	3	1.3%	47	21.1%	9	4.0%
R2年度	196	1	0.5%	36	18.4%	3	1.5%
R3年度	251	1	0.4%	27	10.8%	3	1.2%
R4年度	263	3	1.1%	12	4.6%	2	0.8%
R5年度	265	2	0.8%	8	3.0%	5	1.9%
合計	1,198	10	0.8%	130	10.9%	22	1.8%

※沖縄県調査による。

(2)新規企業

(単位：件、%)

	企業数	所得控除		投資税額控除		特別徴収	
		件数	活用割合	件数	活用割合	件数	活用割合
R1年度	44	0	0.0%	2	4.5%	0	0.0%
R2年度	20	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
R3年度	65	0	0.0%	2	3.1%	0	0.0%
R4年度	15	0	0.0%	0	0.0%	1	6.7%
R5年度	22	0	0.0%	1	4.5%	0	0.0%
合計	166	0	0.0%	5	3.0%	1	0.6%

※沖縄県調査による。

4. 今後（令和6年度以降）の見込み（試算）

(1) 旧地域（郡部・うるま）										(単位：件、千円)	
年度	報告企業数	所得控除			投資税額控除			特別償却		合計	合計
	①件数	②件数	③適用額	④減収額	⑤件数	⑥適用額	⑦件数	⑧適用額	⑨減収額	(⑥+⑧+⑨)	(⑥+⑧+⑨)
R6年度	102	1	74,816	17,357	11	76,657	2	115,222	26,732	120,746	286,695
R7年度	107	1	74,816	17,357	12	83,626	2	115,222	26,732	127,715	273,664
R8年度	112	1	74,816	17,357	12	83,626	2	115,222	26,732	127,715	273,664
合計	321	3	224,448	52,071	35	244,969	6	345,666	80,196	376,116	834,029
R7～R8平年度	—	1	74,816	17,357	12	83,626	2	115,222	26,732	127,715	273,664

仮定① 企業件数について、R6は前年度比+10、R7～R8は前年度比+5を見込む

(2) H26拡大地域（南部5市・旧うるま地区除くうるま）										(単位：件、千円)	
年度	報告企業数	所得控除			投資税額控除			特別償却		合計	合計
	①件数	②件数	③適用額	④減収額	⑤件数	⑥適用額	⑦件数	⑧適用額	⑨減収額	(⑥+⑧+⑨)	(⑥+⑧+⑨)
R6年度	159	1	74,816	17,357	17	118,470	3	172,833	40,097	175,924	366,119
R7年度	162	1	74,816	17,357	18	125,439	3	172,833	40,097	182,893	373,088
R8年度	165	1	74,816	17,357	18	125,439	3	172,833	40,097	182,893	373,088
合計	486	3	224,448	52,071	53	369,348	9	518,499	120,291	581,710	1,312,295
R7～R8平年度	—	1	74,816	17,357	18	125,439	3	172,833	40,097	182,893	373,088

仮定① R5の増加数と同じ3社の増加を見込む

(3) R4拡大地域（仲良・上江洲、平安座、池田当地区）										(単位：件、千円)	
年度	報告企業数	所得控除			投資税額控除			特別償却		合計	合計
	①件数	②件数	③適用額	④減収額	⑤件数	⑥適用額	⑦件数	⑧適用額	⑨減収額	(⑥+⑧+⑨)	(⑥+⑧+⑨)
R6年度	18	0	0	0	2	13,938	0	0	0	13,938	13,938
R7年度	19	0	0	0	2	13,938	0	0	0	13,938	13,938
R8年度	20	0	0	0	2	13,938	0	0	0	13,938	13,938
合計	57	0	0	0	6	41,814	0	0	0	41,814	41,814
R7～R8平年度	—	0	0	0	2	13,938	0	0	0	13,938	13,938

仮定① R5の増加数と同じ1社の増加を見込む

(4) R7拡大要望地域（南風原・八重瀬地区）										(単位：件、千円)	
年度	報告企業数	所得控除			投資税額控除			特別償却		合計	合計
	①件数	②件数	③適用額	④減収額	⑤件数	⑥適用額	⑦件数	⑧適用額	⑨減収額	(⑥+⑧+⑨)	(⑥+⑧+⑨)
R7年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R8年度	7	0	0	0	1	6,969	0	0	0	6,969	6,969
合計	7	0	0	0	1	6,969	0	0	0	6,969	6,969
R7～R8平年度	—	0	0	0	1	3,485	0	0	0	3,485	3,485

(5) 合計										(単位：件、千円)	
年度	報告企業数	所得控除			投資税額控除			特別償却		合計	合計
	①件数	②件数	③適用額	④減収額	⑤件数	⑥適用額	⑦件数	⑧適用額	⑨減収額	(⑥+⑧+⑨)	(⑥+⑧+⑨)
R6年度	279	2	149,632	34,714	30	209,055	5	288,055	66,829	310,608	646,752
R7年度	285	2	149,632	34,714	32	223,003	5	288,055	66,829	324,544	660,500
R8年度	304	2	149,632	34,714	33	229,972	5	288,055	66,829	331,515	667,659
合計	868	6	448,896	104,142	95	662,040	15	864,165	200,487	966,569	1,975,101
R7～R8平年度（仮定①～③）	—	2	149,632	34,714	33	226,969	5	288,055	66,829	328,051	664,179
④⑤⑥⑦のうち仮定④（R7～R8）	—	0	0	0	1	6,969	0	0	0	6,969	6,969
⑧⑨のうち仮定④（R7～R8）	—	0	0	0	1	6,969	0	0	0	6,969	6,969

〔所得控除〕	仮定②	適用実績から、立地企業が「所得控除を活用する割合」は、0.8%とする。（所得控除件数10件÷立地企業件数1,198件＝0.8%）
	仮定③	適用実績から、「所得控除1件あたりの適用額」は、74,816千円とする。（所得控除額748,155千円÷所得控除件数10件＝74,816千円）
	仮定④	法人税率は、23.2%として試算。
〔投資税額控除〕	仮定②	適用実績から、立地企業が「投資税額控除を活用する割合」は、10.9%とする。（投資税額控除件数130件÷立地企業件数1,198件＝10.9%）
	仮定③	適用実績から、「投資税額控除1件あたりの適用額」は、6,969千円とする。（投資税額控除額905,950千円÷投資税額控除件数130件＝6,969千円）
	仮定④	
〔特別償却〕	仮定②	適用実績から、立地企業が「特別償却を活用する割合」は、1.8%とする。（特別償却件数22件÷立地企業件数1,198件＝1.8%）
	仮定③	適用実績から、「特別償却1件あたりの適用額」は、57,611千円とする。（特別償却額1,267,442千円÷特別償却件数22件＝57,611千円）
	仮定④	法人税率は、23.2%として試算。

税目ごとの減収額				
法人住民税			合計	合計
所得控除	投資税額控除	特別償却	所得控除	特別償却
2,430	14,635	4,678	9,681	18,637
2,430	15,610	4,678	9,681	18,637
2,430	16,098	4,678	9,681	18,637
7,290	46,343	14,034	29,044	55,911
2,430	15,654	4,678	9,681	18,637
0	488	0	0	0
0	488	0	0	0

〔法人住民税〕〔所得控除〕〔投資税額控除〕〔特別償却〕
各年の所得控除、投資税額控除又は特別償却の減収額に7%を乗じて算定

〔事業税〕〔所得控除〕〔特別償却〕
各年の所得控除又は特別償却の適用額に6.47%を乗じて算定

○目標設定資料

1 現行区域における立地企業数等の状況及び特例措置の活用実績

項目	R1	R2	R3	R4	R5
① 新規立地企業数	44	20	65	15	22
② ①のうち特例措置を活用した企業数	2	0	2	1	1
③ 活用割合	4.5%	0.0%	3.1%	6.7%	4.5%
④ 立地企業数	223	196	251	263	265
⑤ ④のうち特例措置を活用した企業数	59	40	31	17	15
⑥ 活用割合	26.5%	20.4%	12.4%	6.5%	5.7%
企業増加数	-	-27	55	12	2

2 改正要望に係る（現行区域＋拡充区域）立地企業数等の状況及び特例措置の活用見込み

項目	R6	R7	R8	合計
① 新規立地企業数	22	22	29	73
② ①のうち特例措置を使用する企業数	3	3	4	10
割合	13.6%	13.6%	13.8%	—
③ 立地企業数	279	288	304	871
④ ③のうち特例措置を使用する企業数	37	39	40	116
割合	13.3%	13.5%	13.2%	—

左記表を測定指標として、令和8年末までに特例措置を活用して立地する企業数を10社とする（毎年、新規立地企業のうち10%超が特例措置を活用するものと試算）

単純延長分企業増加数 22 22 22
 拡充部分による企業増加数 - 0 7

※①については1①の新規立地企業数のうち、コロナ禍での改廃業が落ち着いたR5と同数で算出。R8はそれに拡充分の増加数を加算して算出。

※③④については、別シート「適用額・減収額の見込み」の（5）合計より算出

○参考指標

1 搬出額の推移（県内、県外、海外）

（単位：百万円）

項目	R1	R2	R3	R4	R5
国際物流拠点集積地域	22,611	26,205	37,373	34,472	36,352
増加額		3,594	11,168	-2,901	1,880
増加額合計					13,741
平均増加額					3,435

2 搬出額の見込み（県内、県外、海外）

（単位：百万円）

項目	R6	R7	R8
国際物流拠点集積地域	39,787	43,222	46,657

※見込みについてはR1～R5の平均増加額3,435百万円と同額が毎年増加するものとして試算

地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書

○国際物流特区

(単位：千円)

年度		R1						R2						R3						R4					
対象税目		法人住民税① (② + ③)	県民税②	市町村税③	事業税計④ (⑤ + ⑥)	事業税⑤	地方法人特別税 ⑥	法人住民税① (② + ③)	県民税②	市町村税③	事業税計④ (⑤ + ⑥)	事業税⑤	地方法人特別税 ⑥	法人住民税① (② + ③)	県民税②	市町村税③	事業税計④ (⑤ + ⑥)	事業税⑤	地方法人特別税 ⑥	法人住民税① (② + ③)	県民税②	市町村税③	事業税計④ (⑤ + ⑥)	事業税⑤	地方法人特別税 ⑥
単体法人	特別償却	26,322	6,529	19,793	69,598	46,114	23,484	440	76	364	2,034	1,473	561	680	97	583	3,680	2,686	994	259	37	222	1,382	1,009	373
	投資税額控除	27,481	6,817	20,664	0	0	0	12,814	2,214	10,600	0	0	0	11,905	1,701	10,204	0	0	0	3,659	523	3,136	0	0	0
	所得控除	5,447	1,351	4,096	16,107	11,248	4,859	2,522	436	2,086	11,660	8,443	3,217	1,218	174	1,044	3,297	1,511	1,786	2,814	402	2,412	12,803	8,745	4,058
	小計	59,250	14,697	44,553	85,705	57,362	28,343	15,776	2,726	13,050	13,694	9,916	3,778	13,803	1,972	11,831	6,977	4,197	2,780	6,732	962	5,770	14,185	9,754	4,431
連結法人	特別償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	投資税額控除	202	50	152	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	所得控除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	202	50	152	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	特別償却	26,322	6,529	19,793	69,598	46,114	23,484	440	76	364	2,034	1,473	561	680	97	583	3,680	2,686	994	259	37	222	1,382	1,009	373
	投資税額控除	27,683	6,867	20,816	0	0	0	12,814	2,214	10,600	0	0	0	11,905	1,701	10,204	0	0	0	3,659	523	3,136	0	0	0
	所得控除	5,447	1,351	4,096	16,107	11,248	4,859	2,522	436	2,086	11,660	8,443	3,217	1,218	174	1,044	3,297	1,511	1,786	2,814	402	2,412	12,803	8,745	4,058
	小計	59,452	14,747	44,705	85,705	57,362	28,343	15,776	2,726	13,050	13,694	9,916	3,778	13,803	1,972	11,831	6,977	4,197	2,780	6,732	962	5,770	14,185	9,754	4,431

